

英国人の退職後の生活

— そのゆとりとおちつき —



国際自治体国際化協会

CLAIR



はじめに

日本人なら誰でも、できるだけ現役で働きたいと思う。ところが、イギリス人は、早く退職するのが夢だという。こんなことを誰が言ったのだろうか。権威ある当局の公式発言というわけでもないのに、確認はできない。しかし、日本人の場合とあまりにも違うので、英国人の本音はどこにあるのか、実態に迫りたくなる。

そこで、当協会ロンドン事務所のガリモア君と宮腰君に英国人の退職後の生活について調査してもらった。ガリモア君は、当協会本部に勤務した経験があり、日本人のことはかなり良く知っていた。しかし、英国人の退職後の生活については何も知らなかった。若い青年であるから、それは当然のことだった。しかし、彼はこの問題にがぜん興味を示し、約半年にわたり、夢中でこの問題に取り組んだ。彼に協力したのが宮腰君である。岐阜県人事課勤務の経験を生かし、調査すべき点について常に適切な示唆をし、ガリモア君の調査をバックアップした。出来上がったレポートは、シェフィールド大学のネスディット博士及びロンドンのルイシャム区レジャー部のメイ部長に読んでもらい、高い評価を得た。その後、宮腰君とロンドン事務所勤務の中川君が協力して翻訳に当たった。

出来上がった調査レポートを読むと、英国人も、日本人と同様に、退職に対する不安を持っていることが良く分かる。経済的不安、健康上の不安、生きがいなど、洋の東西を問わず、退職は不安なことである。

ただ、違う点も多い。英国人の中には、現役時代から仕事以外の趣味を沢山持っていて、仕事もいわば、それらの趣味の一つに過ぎないと考えている人々がいる。確かに、私の会った英国人の何人かは、退職を楽しみに待っていた。これは日本人にはあまり見られないタイプである。

もう一つの違いは、退職者に手を差し延べるボランティア組織が色々あることである。このような団体では、高齢者の手助けをするほかに、高齢者の助けも借りようとするものが多い。その他、高齢者住宅、年金制度、レジャー施設についても、わが国の参考になることが多い。

以上のように、本書は英国の退職者の実態と地方団体の高齢者施策について紹介したものであり、日本の地方団体関係者のお役に立てれば幸いである。

平成4年3月

自治体国際化協会
理事長 津田 正



目 次

はじめに

第1章 英国における高齢者 —各種統計からみた概要—

I. 基本的実態	1
1. 退職の時期	1
2. 退職者の数	2
3. 退職後の余命	3
II. 高齢者のライフスタイル	4
1. 前期高齢者と後期高齢者	4
2. 退職後における健康	7
3. 移動能力	9
4. 退職後の自由時間	10
III. 高齢者世帯	12
1. 退職後の夫婦の状況	12
2. 高齢者世帯	13
3. 高齢者と高齢者のケア	16
4. 退職者の住宅状況	17
IV. 退職者の収入	21
要 約	22

第2章 退職後への期待と社会の対応

はじめに	23
1. 退職に対するイメージ	23
2. 退職への対処	25
3. 退職後の生活の適応	26
4. エイジズム	26
5. 歴史的経緯	28
6. 戦後の発展	29
7. 高齢者のための組織	29
(1) 主要なチャリティ団体	30
A. エージコンサーン	30
B. 高齢者援助協議会	32
C. 高齢者政策センター	32
(2) 年金の改善を目的とした組織	33
(3) 退職準備の教育を目的とした組織	33

要 約	34
-----	----

第3章 退職者に対する年金支給

I. 国の年金システム	36
1. はじめに	36
2. 年金受給年齢	36
3. 国民保険基金	36
4. 拠出制度	37
(1) 本人負担	37
(2) 雇用主負担	38
(3) 自営業者の場合の積立て	38
5. 年金受給資格就労年数	38
6. 退職後の就労	39
7. 退職基礎年金	39
8. 非積立て年金	39
9. 附加年金	40
(1) 累進年金	40
(2) 所得比例年金	40
(3) 所得比例年金の改正	41
10. 税の対象としての年金	42
11. インフレ対策	42
II. 企業年金及び個人年金	44
1. はじめに	44
2. 企業年金	44
3. 主な企業年金の種類	46
(1) 退職年金	46
(2) 一括払い年金	46
(3) 寡婦年金	46
(4) インフレ対策	47
4. 転職	47
5. 企業年金の加入率	47
6. 個人年金	48
(1) 第1過程 基金への積立て	48
(2) 第2過程 年金の受給	49
7. その他の収入	49
III. 年金生活者に対する所得補助	50
1. はじめに	50
2. 所得補助	50
(1) 生活必要最低基準額と所得補助	50
(2) 加算	50
(3) 貯蓄規制	51
3. 住宅補助	51
4. コミュニティ・チャージ補助と過渡期免除	52

IV. 退職後の生活における収入と支出	52
V. 早期退職	54
1. はじめに	54
2. 企業年金が早期退職者に及ぼす影響	55
3. 失業給付金	55
4. 疾病年金	55
要 約	56

第4章 活動的な退職後の生活

1. レジャー活動への参加を制約するもの	57
(1) 個人的制約	57
(2) 社会的制約	57
(3) 経済的制約	58
(4) アクセスの制約	58
(5) 施設の制約	58
(6) 管理上の制約	59
2. 一般的なレジャー活動の種類	59
3. 地方公共団体の役割	61
(1) 組 織	61
(2) 基本理念	61
4. 高齢者に対するレジャー活動政策	62
(1) 高齢者優遇制度	62
(2) 高齢者専用制度	63
(3) 高齢者用図書館	64
(4) ノリッジ市の退職者施策	64
5. ルイッシュャム区におけるレジャー活動	66
(1) レクリエーション	66
(2) 図書館	67
(3) 公 園	68
(4) 共同企画サービス	68
① 年金生活者クーポン制度	68
② バンテージカード	68
(5) コミュニティ協会	69
6. ボランティアグループ及び他の組織の役割	70
(1) 年金者クラブ	70
(2) エージコンサーン地区団体	71
(3) 新ホライズン・トラスト	71
(4) スポーツ協会	73
7. 追憶活動	73

8. 教 育	74
(1) 地方団体の設置するコース	74
(2) 公開大学	75
(3) 第3世代大学	75
9. 旅 行	76
(1) 冬のパッケージツアー	76
(2) サガ旅行会社	76
(3) 退職後の海外での生活	76
(4) アドベンチャー旅行	77
10. 退職後のボランティア活動	77
11. 交通政策	79
(1) バス	79
(2) 鉄 道	79
(3) 長距離バス	80
(4) 車	80
(5) ドア・ツー・ドア交通サービス	80
(6) 飛行機	81
(7) 船	81

要 約	81
-----	----

第5章 高齢者の介護

I. はじめに	82
1. 高齢者介護制度の発展・拡充	82
2. ウォルバーハンプトン市における高齢者対策	85
II. 対人福祉サービス	85
1. 地方団体の役割	85
2. 施設での介護	86
(1) 施設介護の最近の情勢	86
(2) 施設の種類	87
(3) 居住者の権利の保護	87
(4) 経 費	89
(5) ウォルバーハンプトン市における老人ホーム	89
3. 訪問介護	90
(1) ホームヘルプ	90
(2) 夜間介護	91
(3) 高齢者の家族などの介護者のサポート	91
(4) 財 政	91
4. 食事サービス	91
(1) 運 営	92
(2) 問題点	92
(3) ウォルバーハンプトン市における給食サービス	92

5. デイ・ケア	92
(1) 設置状況とスタッフ	93
(2) 送迎	94
(3) 使用料金の考え方	94
(4) 活動	94
(5) ランチクラブ	95
(6) ウォルバーハンプトン市におけるデイ・ケア	95
6. その他の行政サービス	95
(1) 援助	95
(2) 在宅リハビリ療法	96
(3) 電話	96
(4) アドバイス	97
Ⅲ. 住宅改修、建設	98
1. はじめに	98
2. 定住の促進：改修	98
(1) 地方団体の補助	98
(2) 住宅金融組合の融資	99
(3) 「介護及び修理」	99
3. シェルタード・アコモデーション	100
(1) 供給のスケール	100
(2) シェルタードハウス建設事業	101
(3) 特別介護事業	103
(4) アラームシステム	103
(5) ウォルバーハンプトン市における高齢者のための住宅建設	104
4. 側面支援的な住宅建設：アピフィールドでの場合	107
Ⅳ. その他の給付金及び便宜供与	108
1. 健康管理	108
(1) 居住者の取扱い	108
(2) 地域ごとの健康管理	108
(3) コストのかかる援助	108
2. ソーシャル・ファンドとその他の給付金	109
(1) ソーシャル・ファンド	109
(2) 障害を持つ高齢者への給付金	110
3. 光熱費及び断熱工事に対する助成	111
(1) 供給停止に対する猶予措置	111
(2) 断熱工事	111
要約	112
注釈	113
参考文献	125



第1章 英国における高齢者

—各種統計からみた概要—

この章では、英国における退職者の置かれている状況、及び第2章以下で記述する各テーマの基礎データとして、統計を中心に説明するものである。ここで用いている大部分の統計は、「1991年社会の趨勢 (Social Trends 1991)」及び「1986年一般世帯調査 (General Household Survey 1986)」の2つの調査から引用している。後者の調査は、高齢者の生活状況について調査したものとしては、最新のものである。またこの調査は、実際には1985年に行われたものであることから「1985年調査」とも呼ばれている。1987年一般世帯調査 (1987年調査) は、高齢者の健康状況について調査している。また、高齢者のためのボランティアを行っているチャリティ団体である、エージコンサーン (Age Concern) が発表している小冊子「英国の高齢者：その実態」(*1)も参考になる。

I. 基本的実態

1. 退職の時期

英国における退職年齢は、男性が65才、女性が60才であり、これは国民年金受給資格の開始年齢でもある。しかし、国民年金受給開始年齢に達しない50才代で退職する人の数は、本人の自主退職を含め、経済不況等の理由のために、どんどん増えている。1989年の数字 (表A-1) でみると、いわゆる退職直前の60才から65才の男性の就職者の割合は、1971年に82.9%であったのが1989年には54.6%に下がっている。最近は明らかに早期退職の傾向にあるといえる。なお、男性で65才以後も働き続ける人は、わずか8.9%、女性の60才以後のその割合は7.6%にすぎない。

表A-1 従事者の割合 (年齢別・性別)

(単位 %)

年度 年齢	男性の場合					年度 年齢	女性の場合				
	1971	1981	1989	予 想			1971	1981	1989	予 想	
				1991	2001					1991	2001
25-44	95.4	95.7	94.4	94.3	94.1	25-44	52.4	61.7	72.0	73.9	78.8
45-59	94.8	93.0	88.0	88.0	86.9	45-54	62.0	68.0	72.2	72.7	72.8
60-64	82.9	69.3	54.6	54.5	52.7	55-59	50.9	53.4	54.3	54.3	54.3
65才以上	19.2	10.3	8.9	8.0	5.3	60才以上	12.4	8.3	7.6	7.7	7.1
16才以上全体	80.5	76.5	74.3	74.2	72.9	16才以上全体	43.9	47.6	52.6	53.3	55.4

2. 退職者の数

20世紀になって高齢者の数及びその全人口に占める割合は急激に増えてきた。表A-2が示すように、1981年における65才以上の高齢者の数は、1901年のほぼ5倍となっている。また全人口に占める割合は、同時期で4.7%から14.8%と急増している。

表A-2 1901年以降の高齢者数の変化

(単位：千人、()内は総人口に対する割合)

センサス調査年	65才以上	75才以上	85才以上
1901	1,809(4.7%)	531(1.4%)	61(0.16%)
1931	3,418(7.4%)	957(2.1%)	113(0.24%)
1951	5,466(10.9%)	1,777(3.5%)	224(0.45%)
1971	7,307(13.2%)	2,594(4.7%)	473(0.85%)
1981	8,169(14.8%)	3,120(5.7%)	565(1.03%)

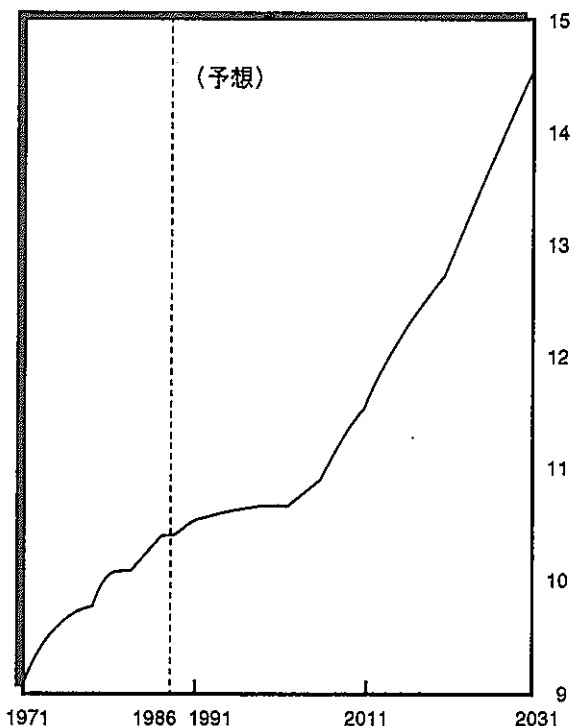
1988年の英国の総人口は、57,066千人と見込まれる。総人口の18.2%にあたる10,412千人が年金受給者である(*2)。年金受給者の年齢別人口は次のとおりである。

65才以上の男子	3,532,000人
60才以上の女子	6,880,000人
65才以上の人口	8,883,000人
75才以上の人口	3,852,000人
85才以上の人口	796,000人

表A-3及び表A-4で見るとおり、年金受給者の数は今後しばらくの間、現在の約1,050万人から微増し、その後西暦2031年に1,450万人に達するまで年1%の割合で漸増していくも

表A-3 年金受給者の数

(単位：百万人)

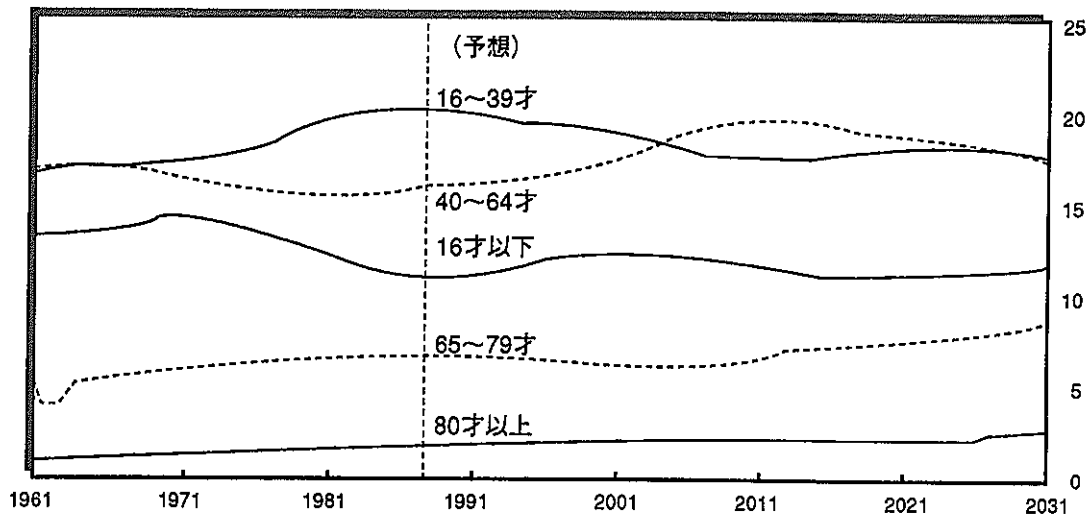


のと思われる。このことは、1988年には英国の総人口の5人に1人が高齢者であったのが2031年には4人に1人の割合となることを意味している(もっとも第2次大戦以後出生率が下がったため、1901年から1981年の間に見られたような急激な増加はないということに注意する必要がある)。こうした人口推移の変化は、現在の社会の各分野においてその施策を考える上で密接な関連をもっている。いまや有権者、年金者、消費者、社会福祉の対象者としての高齢者は、社会に大きな影響力を与える存在となってきている。有権者に関していえば、既に英国の有権者総数のほぼ3分の1は高齢者である(*3)。

現在、高齢者割合(65才以上の人口の15才以上64才までの人口に対する割合を

表A-4 人口変化

(単位：百万人)



いう)は約23%である(*4)。この数字は2010年までに22.3%まで減少し、その後急激に増加し、2030年には31.1%に達するものと思われる。第3章及び第5章で示すように、この割合の増加は、就労者層に対し国民保険の掛け金や税金など多大の負担を強いることになる。もっとも高齢者の健康及び収入面での依存は、高齢者割合の推移と同時に進行しない。すなわち医療費の増加は、収入面での依存が始まる退職後10年から15年後に現れる。Ⅱ章で引用している各種統計は、退職後10年から15年、すなわち75才位までは、それほど重大な健康の喪失はないということを示している。

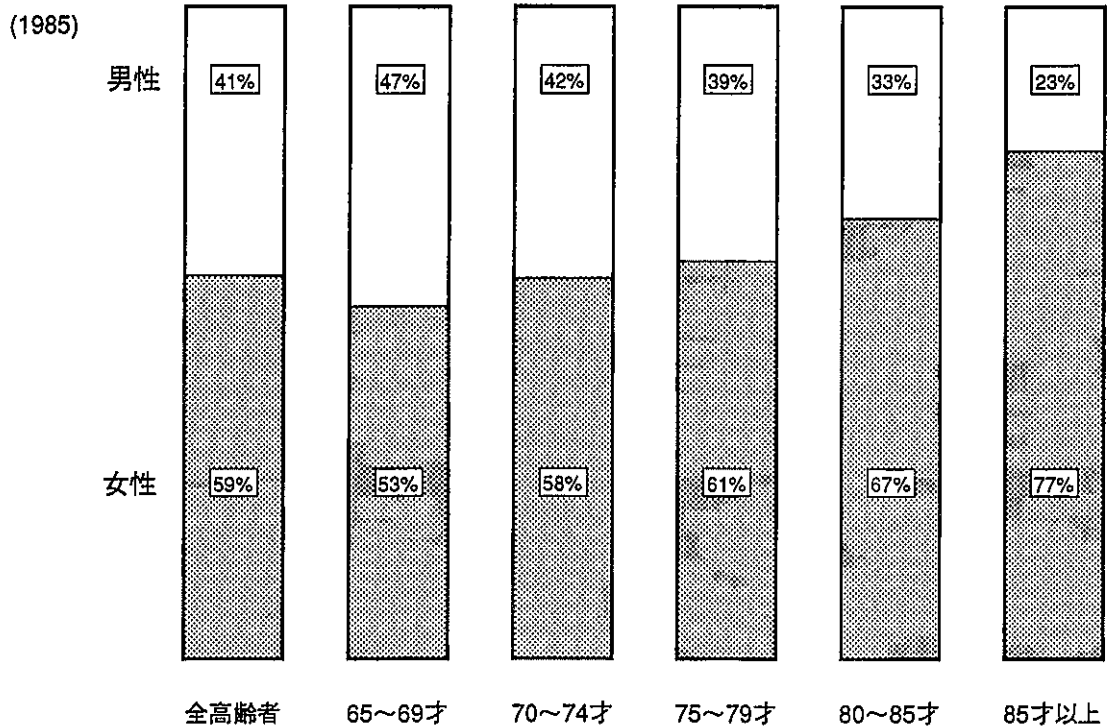
表A-2に戻って、もう1つの興味深い点は、高齢者の中でも後期高齢者の数の増加ぶりである。1901年には85才以上の人口はわずか61千人(0.16%)にすぎなかったのが、1985年には671千人(1.22%)に増えている。85才以上の人口は1990年代後半には約110万に達すると見込まれている。これは年約4%の増加率である(*5)。こうした増加傾向は、ややその増加率は下がるものの21世紀の中頃まで続くと見込まれる。1984年から1988年の5年間に100才以上の男子の人口は100人から210人に、女子の人口は1,150人から1,500人となった(*6)。85才以上の高齢になると、どうしても国家の医療サービス及び社会福祉の必要性の度合いは増すことになる。

英国における少数民族もまた同様に高齢化している。1987年一般世帯調査(*7)によれば、1987年には、インド人の3%、パキスタン人、バングラディッシュ人の2%、西インド諸島の人々の3%が65才以上を占めている。

3. 退職後の余命

高齢者の数は、男性よりも女性のほうが多い。特に高齢者になるほどこの傾向が強い。1985年一般世帯調査(表A-5)によれば、高齢者のうち5分の3は女性であり、さらに85才以上では、男性は女性の4分の1にも満たない。こうした数字は、女性の方が男性に比べ、長寿であることを示している。最近の生命表(*8)によれば、女性の場合、退職後(すなわち60才)、21年以上生きられるのに対し、男性の場合の退職後(すなわち65才)の平均余命は、13年半足らずと短い。

表A-5 高齢者の性別割合



II. 高齢者のライフスタイル

1. 前期高齢者と後期高齢者

高齢者学者は、65才（女性の場合60才）以上74才までのグループを前期高齢者、75才以上のグループを後期高齢者と呼び、はっきりと区別している。前期高齢者は、他人に頼ることなく退職後の生活を楽しみ、社会においても活動的な役割を果たすことができる。これに対し、後期高齢者は、多かれ少なかれ日常生活を他人に頼らざるを得ないのが一般的である。もちろん単にこうした年齢別による普遍化は困難であり、80才さらには90才を超えても、なお元気な人もたくさんいる一方で、退職後、急激に老化する人も少なくない。老人痴呆症は、50才の若さでも突然始まることもある。

しかし統計全体から見る限り、高齢になればなるほど、重大ではないにしても徐々に健康は損なわれ、一人では身の回りのことができなくなっている。1985年調査によれば、病気や他の理由により戸外での活動ができなくなり在宅を余儀無くされる日数が、65才から74才までのグループでは年平均44日であるのに対し、75才以上のそれは59日間である（表B-1）。1985年調査によれば、後期高齢者は病院に行く回数も増えるとともに、通院でさえ困難になってくるという傾向を示している（表B-2）。視力と聴力の低下に関する統計は、顕著にこの傾向を示している。補聴器を必要とする高齢者は、65才から69才までのグループが5%に過ぎないのに対し、85才以上では24%にもなる（1985年調査 表B-3）。

表B-1 1人当たり年平均在宅数（病気が原因であるもの）
（年齢別、性別）（単位：日）

年 齢	日 数		平均日数
	男性	女性	
0- 4	19	15	17
5-15	16	17	16
16-44	18	24	21
45-64	32	35	33
65-74	36	51	44
75才以上	51	63	59
男女別平均日数	24	30	27

(1987年調査)

表B-2 調査前1か月間の医療機関の利用割合（年齢別・性別）

(単位：%)

医療機関	性別	年 齢					65才以上 平 均
		65-69	70-74	75-79	80-84	85以上	
通 院	男性	25	27	24	21	32	25
	女性	28	29	29	19	12	26
	全高齢者	26	28	27	20	17	26
訪問診療	男性	5	6	9	13	25	7
	女性	5	7	14	23	36	13
	全高齢者	5	7	12	20	33	11
通院又は訪問診療	男性	28	31	31	32	52	31
	女性	31	34	40	41	43	36
	全高齢者	30	33	36	38	45	34
地域の看護婦	男性	3	2	4	7	12	3
	女性	2	2	7	12	23	6
	全高齢者	2	2	5	10	20	5
マッサージ師	男性	4	6	10	12	8	7
	女性	8	12	16	20	23	14
	全高齢者	6	9	14	17	19	11

(1985年調査)

表B-3 聴覚障害の割合（年齢別）

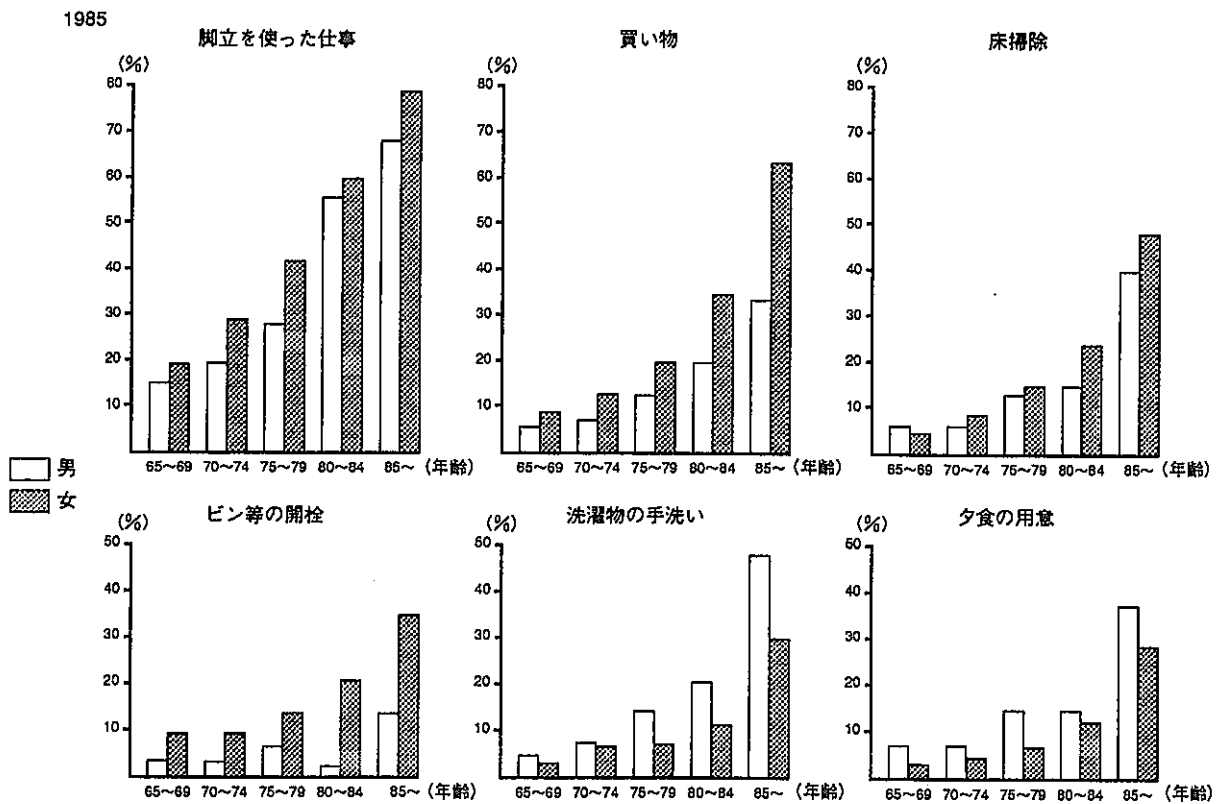
（単位％）

年齢	65-69	70-74	75-79	80-84	85以上	65才以上平均
補聴器使用者	5	7	11	19	24	10
補聴器を使用していないが聴力に障害のある者	19	20	25	25	34	22
障害のない者	76	73	63	56	42	68

（1985年調査）

家事にかかわることを自分でできるかどうかを示したのが表B-4及び表B-5である。ほとんどの人は、トイレに行くというような日常生活の基本的なことについては自分でできるものの、健康喪失の度合いと同様、高齢になればなるほど自分でできることの範囲は徐々に縮小されるという傾向を示している。

表B-4 日常生活の非達成率（年齢別・性別）



表B-5 日常生活の非達成率（年齢別）

（単位：％）

年齢	65-69	70-74	75-79	80-84	85以上	65才以上平均
外出	5	7	14	24	47	13
階段の登り降り	4	5	10	17	31	9
家の中での移動（同一階）	1	1	2	3	6	2
トイレ	1	1	2	2	7	2
寝起き	1	1	3	2	7	2

（1985年調査）

2. 退職後における健康

全体として高齢者は若者に比べ病気になりやすい（表B-6）。これは高齢者が自分の健康、特に慢性的な病気のことが気になり、その結果として病院に行く回数が増えるからというのも一因である。また、高齢者は家庭内での事故（特に転倒）にあいやすい（表B-7）。

表B-6 自己申告による病気（年齢別）（1972及び1987年）

（単位：％）

年 年齢	持病（常時症状のあるもの）		持病（時々症状が現われるもの）		日常生活の制限	
	1972	1987	1972	1987	1972	1987
0-4	4	10	2	3	6	12
5-15	8	17	4	8	6	14
16-44	13	25	8	13	8	12
45-64	30	46	21	29	9	15
65-74	48	61	35	44	10	18
75以上	62	72	46	58	13	21

表B-7 家庭内での事故（年齢別・性別）（病院で処置されたもの）

（単位：％）

年齢 種類	男 性					女 性					全 体
	0-4	5-14	15-64	65-74	75以上	0-4	5-14	15-64	65-74	75以上	
転落	49	37	23	39	66	48	40	34	57	73	38
刺し傷	5	13	26	21	8	4	10	18	9	4	15
打撲	17	27	20	12	6	16	24	19	10	6	18
その他	29	23	31	28	20	32	26	29	24	17	29

高齢者はまた老眼鏡やコンタクトレンズを使用する割合が高い（表B-8）。同様に総入歯の割合も高い。もっとも歯科治療は第2次大戦以後驚くほど改善されてきた。したがって総入歯の高齢者の数は、徐々にではあるが減少傾向を示している。

表B-8 老眼鏡やコンタクトレンズを使用する割合（年齢別・性別）

（単位：％）

性別 \ 年齢	16-34	35-44	45-64	65-74	75以上	平均
男性	26	36	83	97	96	56
女性	37	47	90	98	96	66
平均	31	42	87	97	96	61

（1987年調査）

表B-9 総入歯の割合（1968,1978,1987）

（単位：％）

年 \ 年齢	16-24	35-44	55-64	65-74	75以上	16才以上全体
1968	1	22	64	79	88	37
1978	0	12	48	74	87	29
1987	0	4	34	56	77	20

表B-10 主な死因（年齢別・性別）（1951,1989）

（単位：死亡数1,000 に対する割合）

種類 \ 年齢	男 性					女 性				
	0-15	15-34	35-44	45-64	65以上	0-15	15-34	35-44	45-59	60以上
1951年										
伝染病	71.6	205.8	153.2	65.2	13.9	92.5	333.2	128.6	41.9	6.9
癌	29.7	109.7	206.3	231.3	141.1	30.5	132.5	315.5	329.6	134.1
慢性的な疾患	6.7	97.4	205.7	306.1	419.8	10.2	125.4	174.7	229.6	425.2
循環器系の疾患	149.2	56.9	94.8	166.6	157.9	165.2	67.3	73.9	90.4	134.8
事故及び犯罪	103.9	335.9	141.7	45.0	18.7	74.4	76.1	53.0	35.7	21.0
その他の病気	638.8	194.4	198.3	185.9	248.5	627.2	265.4	254.3	272.8	278.1
1989年										
伝染病	51.6	12.5	11.1	5.2	3.2	47.7	23.8	8.4	6.6	3.7
癌	79.1	113.2	222.8	334.7	258.1	79.8	251.1	536.8	534.2	212.4
慢性的な疾患	29.4	69.6	298.6	468.8	478.3	31.2	83.0	145.4	243.8	495.4
循環器系の疾患	81.6	33.6	38.9	61.3	142.3	85.4	48.4	32.4	58.4	123.7
事故及び犯罪	190.4	614.1	265.2	46.9	13.5	143.0	369.9	121.8	44.8	15.9
その他の病気	567.9	157.0	163.3	83.0	104.6	612.9	223.8	155.1	112.0	148.9

現在では癌と循環器系（心臓）の病気が高齢者の2大死因である（表B-10）。また高齢者の場合、低体温症がもう1つの重要な死因である。毎冬約500人の高齢者（*9）が低体温症が原因で死亡している。数値的には少ないものの、この病気は完全に避けることができることを考えると無視できない数字である。年金生活者は、十分な暖房費がないため、特に危険であるといわれている。毎年何千人という高齢者が寒さに関連した病気（肺炎等）で死んでいる。その年の冬の気温が、例年の平均気温に比べ一度下がるとに8,000人の死亡数の増加が予想されている（*10）。

最も新しい調査によれば、60才以上の高齢者は全人口の約25%を占めているのに対し、障害を持った成人のほぼ70%（つまり420万人）は60才以上の高齢者である。さらに障害者の約20%は80才以上の高齢者である（*11）。もっともこれは高齢者の多くが障害者であるということを意味するものではない。60才以上の障害者の割合は、60才以上の人口1,000人中355人に過ぎないし、重度の障害者の割合はもっと低い。

精神的な衰えは、体力の衰えよりもっと深刻に高齢者の生活様式に影響を与える。最近の報告書によれば、老人性痴呆症を患っている高齢者の数は、65才から74才では1%なのに対し、75才以上のそれは10%となっている（*12）。

3. 移動能力

肉体的な衰えは、高齢になればなるほどその行動範囲に深刻な影響を与える。英国の法律では70才を超えると3年ごとに運転免許の更新申請をしなければならない。そして何か障害があれば免許の申請は拒否される。また、加齢とともに公共交通機関を利用することも困難になり、買物、通院といった日常の用事を済ますのさえ難しくなる。こうした移動能力の低下や他人への依存の増大は、高齢者にとって病気や障害を克服するのと同様に大変な負担を強いることになる。

既に引用した統計が示すように、前期高齢者は他の世代に比べ、移動能力の点ではほとんど変わらない。こうした移動能力が問題になるのは、まさに後期高齢者なのである。1985年調査によれば、65才から69才までの前期高齢者の90%は、必要なときには自分で公共交通機関を利用するか若しくは自分で車を運転している（表B-11）。80才になるとこの数字は56%、85才以上では36%に減少する。85才以上の方が公共交通機関を利用しない原因の45%は、病気または障害のためである。戸外へ徒歩ででかける高齢者の数は、自分で車を所有している人の方が、そうでない人より多い（表B-12）。また車の運転をするのは、男性の方が女性に比べ多い。

表B-11 公共交通機関利用割合（1985）（年齢別）

（単位：％）

年齢	65-69	70-74	75-79	80-84	85以上	65才以上平均
公共交通機関を利用する						
自分自身で	65	68	58	43	27	59
付き添い人同伴	2	2	3	4	6	3
利用しない	33	30	39	53	67	38
利用しない理由						
自家用車を利用するため	25	17	16	13	9	18
その他の車を利用するため	5	5	10	12	14	7
病気あるいは障害のため	5	8	16	31	45	14
公共機関は不便だから	3	4	4	6	7	4
公共機関は高価だから	2	2	1	1	1	1
その他	0	1	1	2	4	1
公共交通機関または自家用車	90	85	74	56	36	77

表B-12 戸外に出る割合（自家用車所有別）

（単位：％）

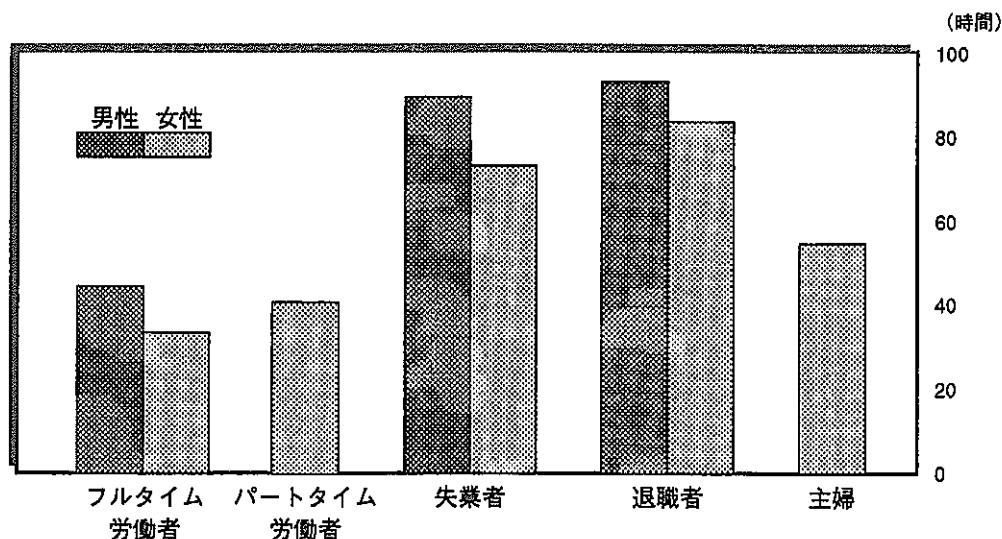
性別	外出者		外出する者		外出しない者		平均	
	車を所有している場合	していない場合	車を所有している場合	していない場合	車を所有している場合	していない場合	車を所有している場合	していない場合
男性	55	45	30	70	53	47		
女性	32	68	31	69	32	68		
平均	42	58	31	69	40	60		

（1985年調査）

4. 退職後の自由時間

退職者の多くは、退職と同時に、子供のとき以来経験できなかった、豊富な自由時間を持つことになり、これをどうやって過ごすかという問題に直面する。表B-13は、退職者が、病院への通院や郵便局といった日常の用事を済ませた後、どの程度の自由な時間があるかを示したものであるが、週当たり男性で93時間（一日あたり13時間以上）、女性で80時間（一日あたり11時間半）の自由な時間を有していることが分かる。

表B-13 1週間当たりにおける自由時間（1989）（性別）



英国における退職者のイメージといえば、一般的には活動的で優雅な余生を送っているという印象を抱くようである。しかし、退職によりたくさんの自由時間が得られたにもかかわらず、現実の姿はやや違うようである。例えば60才以上の高齢者のうち、何らかの正式な社会教育活動に従事している人はわずか2%に過ぎない（*13）。この参加率は、退職直前の年齢層の半分に過ぎない。表B-14からわかるように、定期的に街の公園に散歩に出かける年金生活者は、わずか2%に過ぎず、当然の結果として、ほんの一握りの数の高齢者しか戸外に出ないことを示している。街には多くの博物館や美術館があるにもかかわらず、その訪問者はわずか3%であり、歴史的な建造物、遺跡や街並みを見学に出かける前期高齢者の数は10人に1人以下である。かつては最も人気のあった映画についてみると、必ず見に行く人は、現在では2%以下に過ぎない。60才以上の男性で屋内スポーツ（散歩、ゴルフ、ボーリングを含む）を楽しんでいるのは10%であり（*14）、

表B-14 戸外散策、観光、観劇等への参加割合 (年齢別) (*16)

(単位：%)

年齢	16-19	20-24	25-29	30-44	45-59	60-69	70以上	平均
戸外散策								
海岸	6	7	8	10	6	6	3	7
公園	3	3	6	6	2	2	1	4
郊外	1	3	3	3	2	3	2	3
ドライブ	3	4	4	4	4	5	4	4
合計 (少なくとも1つ)	13	14	17	18	13	14	9	14
観光								
歴史的建造物	7	10	10	11	11	9	5	9
博物館、美術館	3	5	5	5	3	3	2	4
博覧会、その他イベント	2	2	3	3	3	2	1	3
動物園	2	2	2	3	1	1	0	1
合計 (少なくとも1つ)	12	16	17	19	15	13	7	15
観劇等								
ダンス	25	21	10	10	10	6	3	11
アマチュア演奏会、演劇	7	4	4	4	4	3	1	4
パーティー等	5	5	6	6	4	3	1	4
映画	26	20	13	8	3	2	1	8
演劇、オペラ	3	5	7	6	7	5	3	5
合計 (少なくとも1つ)	53	45	34	29	25	17	10	28

(1986年調査)

同年代の女性に比べその数字は半分である。スポーツの試合観戦は20才代が10%であるのに対し、60才代は5%である (*15)。

上記表B-14の各種レジャー活動への参加割合をみて意外なのは、高齢者のレジャー活動参加の数字が、ほとんど全ての項目にわたって、他の若年層に比べ下回っていることである。他の若年層が昼間は仕事を持ち、それほど自由時間がないにもかかわらず、こうした結果が表れている。

また、表B-15は、この調査が行われた直前1か月間の趣味や社会活動への参加行動についてアンケートをとったものであるが、60才代では40%の人が食事に、37%の人がお酒を飲みに出かけ、また47%の人がレコードやテープなど音楽を楽しんでいるが、こうした基本的なレジャー活動や社会活動の分野では、比較的、高齢者の社会活動への参加の比率は高い。こうした楽しみの中で高齢者の割合が他の年齢層と比べて高くなっているのは、テレビを見ること (98%)、庭の手入れ (51%)、友人や関係者の訪問 (92%) である。高齢者がテレビを見る時間は子供のほぼ2倍であり、平均より12時間多く見ている (*17)。公立図書館の利用は、高齢者は他の年齢層に比べ、わずかに多い (表B-16)。

表B-15 趣味や社会活動への参加割合 (1986) (年齢別)

(単位：%)

年齢	16-19	20-24	25-29	30-44	45-59	60-69	70以上	平均
友人宅への訪問	95	97	97	95	93	92	89	94
外食	46	57	56	52	49	40	30	47
外食(飲酒)	72	86	73	65	52	37	18	55
テレビ鑑賞	99	99	99	99	98	98	96	98
ラジオを聴く	95	93	90	88	84	82	74	86
レコード鑑賞	96	91	85	77	62	47	28	67
読書	57	56	59	61	58	60	56	59
庭の手入れ	14	21	37	49	53	51	40	43
日曜大工	23	35	48	52	44	34	17	39
手芸	16	22	27	29	31	32	24	27
合計(少なくとも1つ)	100	100	100	100	100	100	100	100

表B-16 アンケート調査日前4週間の公立図書館の利用状況 (1987) (年齢別)

(単位：%)

年齢	16-19	20-24	25-29	30-44	45-59	60-69	70以上	平均
図書館へ行った	28	17	22	28	23	31	27	26
問い合わせをした	0	1	0	1	1	0	0	1
何もしていない	71	82	78	71	76	69	73	74

もちろんこうした各種統計は、調査対象となった高齢者が調査対象期間である1か月という短い期間内にどんな活動をしたかという調査であったために、高齢者の活動実態を正確に反映していないおそれがある。この調査結果では、たまたま調査対象期間外に旅行をした高齢者の実態等が漏れているかもしれない。

Ⅲ. 高齢者世帯

1. 退職後の夫婦の状況

女性が男性よりも長生きすることに加え、女性は自分より年長の男性と結婚するのが一般的である(*18)。このため、高齢者の婚姻状況についてみると、高齢者の婚姻率は男性の方が高く、同様に配偶者の一方を失う率では女性のほうが高い。つまり未亡人の率は男やもめよりも高くなっている(表C-1)。高齢者の離婚は、ここ10年20年先には増えてくるものと思われる。というのは現在70才代や80才代の世代にとっては、離婚することは社会的に難しく、またあったとしてもそうした例は少なかったが、離婚が徐々に一般的になってきた戦後に婚姻した世代が、やがて高齢者の仲間入りをするためである(*19)。

表C-1 年齢別婚姻状況（性別）

（単位：％）

年齢	65-69	70-74	75-79	80-84	85以上	65才以上全体
男性						
既婚	81	75	71	59	42	73
独身	8	6	5	7	2	6
妻に先立たれた	9	15	23	32	55	17
離婚・別居	3	4	2	2	2	3
女性						
既婚	57	44	30	15	9	38
独身	9	10	10	12	13	10
未亡人	30	43	59	73	78	50
離婚・別居	4	2	1	0	0	2
全高齢者						
既婚	68	57	46	29	17	52
独身	8	9	8	10	10	9
配偶者に先立たれた	20	32	44	60	73	37
離婚・別居	3	3	2	1	0	2

2. 高齢者世帯

1985年調査（表C-2）によれば、高齢者の36%が一人暮らしをしている。さらに、これを75才以上の女性に限ってみると55%という高い数字になる。また高齢者の45%は夫婦だけで、19%が夫婦以外すなわち子供や兄弟と一緒に暮らしている。先に述べたように未亡人の数は男やもめより多いことが、女性は男性に比べ一人で暮らす割合が高い原因にもなっている。また今後、離婚率が増加することが予想され、この高齢者の一人暮らしの割合はさらに高くなるものと思われる。

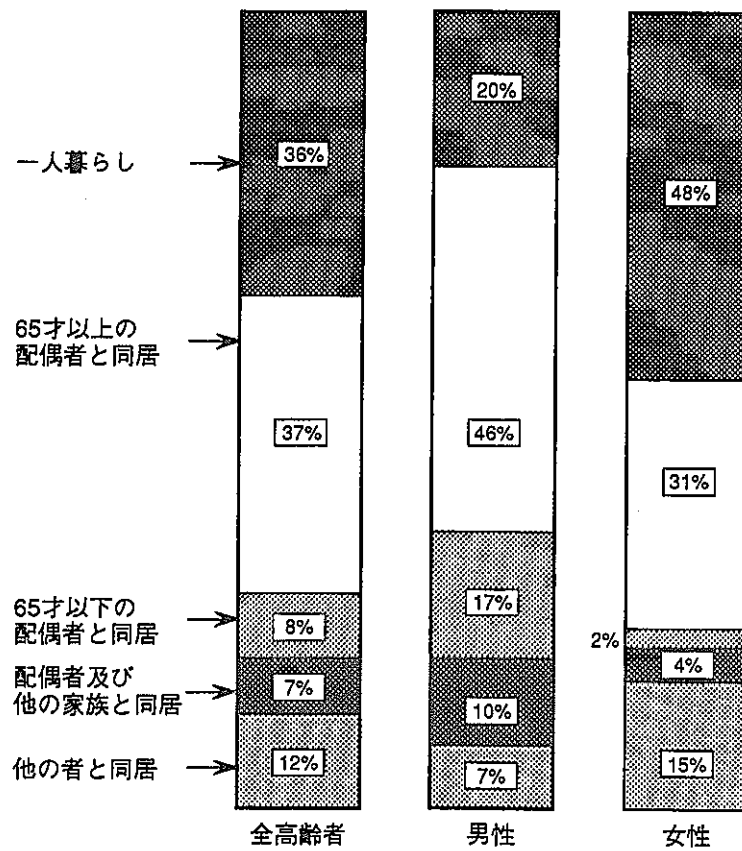
こうした世帯構造の違いは、高齢者の生活様式に重大な影響を与えている。高齢者夫婦の場合、一人暮らしの高齢者に比べ、身の回りのことが容易にできるのが一般的である。一人暮らしの高齢者の場合、どうしても他人への依存度が高くなる。1985年の調査（表C-4）によれば、例えば一人暮らしの高齢者の場合、調査前1か月における生活状況を見ると、19%の人がホームヘルプを求めているのに対し、同世代の一人暮らしでない高齢者のそれはわずか4%に過ぎない。

また同時に、忍び寄る加齢及び孤独は、高齢者世帯にとって財政的な困窮を引き起こす原因にもなっている。貯蓄額の減少、インフレに伴う年金の目減り、家屋価値の減少や高額な家屋等の維持修理費用、家具の買替え費用等の要因が存在する。

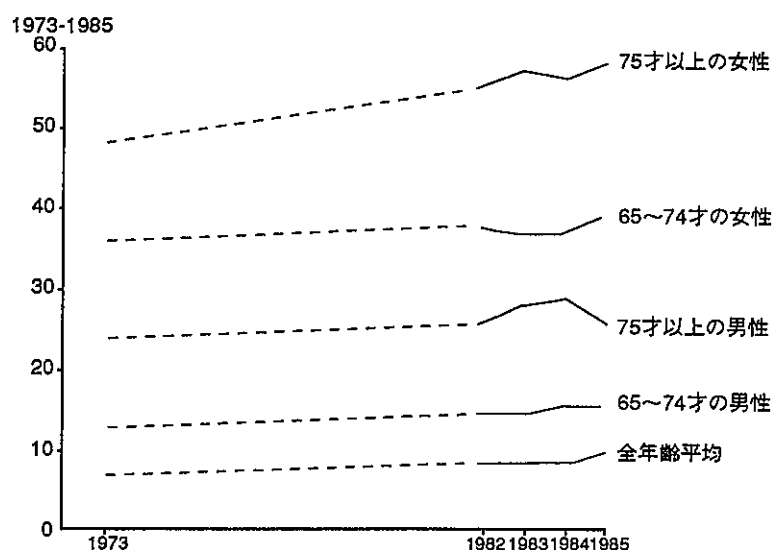


一人暮らしの高齢者（シェルタードハウス内）

表C-2 高齢者世帯状況（性別）（1985）



表C-3 一人暮らしの高齢者の割合 (1973-1985) (単位：%)



表C-4 社会福祉サービスの利用割合 (年齢別・性別)

(単位：%)

年齢	配偶者と二人暮らしの者			一人暮らし			その他		
	65-74	75以上	合計	65-74	75以上	合計	65-74	75以上	合計
ホームヘルプ									
男性	1	7	3	7	26	16	1	5	2
女性	2	13	5	8	30	20	3	7	5
全高齢者	1	10	4	8	29	19	2	6	4
給食サービス									
男性	0	2	1	4	12	7	1	2	1
女性	0	2	1	1	9	5	0	1	0
全高齢者	0	2	1	2	10	6	0	1	1
デイセンター									
男性	3	2	3	1	6	3	3	4	3
女性	4	1	3	8	12	10	2	7	5
全高齢者	4	1	3	6	11	8	3	6	4

一人暮らしの高齢者は、そうでない高齢者に比べ家具等の所有割合は低くなっている(表C-5)。このことは、ますますもって一人暮らしの高齢者が、生活の基本的なことまで他人に頼らざるを得ない状況にあることを示している。

表C-5 耐久家具等の所有状況

(単位：%)

	一人暮らしの高齢者		高齢者の夫婦		高齢者のいる世帯	
	1980年	1985年	1980年	1985年	1980年	1985年
セントラル・ヒーティング	45	59	51	68	46	62
自家用車	8	12	47	56	54	58
電話	50	69	69	87	69	80
洗濯機	40	48	73	81	76	80
冷蔵庫	82	90	93	96	91	93

3. 高齢者と高齢者のケア

それでは一人暮らしの高齢者や自分たちの世話ができない高齢者夫婦を含め、こうした高齢者の世話は一体誰が行うのであろうか。英国では、地方団体の社会福祉部局やボランティアグループが、高齢者の家庭内外を通じて高齢者に対し各種サービスを提供している。これらのサービスについては第5章で詳しく述べることにするが、こうしたサービスが提供されることにより、高齢者が加齢による肉体的及び精神的衰えにもかかわらず、他の健常者に比べ、できるだけ劣ることのない普通の生活を送ることが可能となっている。これらのサービスには、表B-2で見たような病院関係サービス、表C-6が示す対人社会福祉サービス、そして既に表C-4でみたその他社会福祉のサービスがある。

表C-6 対人社会福祉サービスの利用割合（年齢別・性別）

（単位：％）

年齢	65-69	70-74	75-79	80-84	85以上	65才以上全体
ホームヘルプ						
男性	2	3	7	17	25	6
女性	1	7	13	24	39	12
全高齢者	1	5	11	22	36	9
給食サービス						
男性	1	1	3	4	2	2
女性	0	1	3	7	11	3
全高齢者	0	1	3	6	11	2
ディセンター						
男性	2	4	3	3	5	3
女性	5	6	8	11	7	7
全高齢者	3	5	6	8	6	5

もう一つ見落としてならない重要なケアは、上記以外のいわゆる行政ベースに乗らない非公式のケアである。これは親戚や友人によって行われるものであり、彼らは高齢者と一緒に暮らし、あるいは別世帯に住みながら高齢者の面倒を見ているのである。1985年の調査（*20）によれば、非公式ケアを受けている人の76%は65才以上の高齢者である。その内訳は、23%が65才以上74才以下、38%が75才以上84才以下、15%が85才以上である。英国全体では600万人のケアをしている人がおり、このうち56%は両親または義理の両親にたいするケアである。また半数の300万人は75才以上の両親や親族を有している。これらの数字は、非公式ケアを行う者の数が、職業としてケアを行う者の数より大きいことを示している。ケアを行っている者の60%は女性であり、また年齢別にみると30才以下は7%であるが、45才から64才まででは20%と年齢が増すにしたがい増えている。こうした非公式のケアを行うものの中には、自分自身が高齢者である場合もあり、例えば70才の高齢者の女性が95才である自分の母親の面倒をみるケースさえある。表C-7に示すように、今後、後期高齢者数が急激に増加することにより、高齢者の世話をすることになる中高年の女性は、ますます厳しい状況に置かれることが予想される。

表C-7 各年齢別人口及び50～59才の女性に対する高齢者の割合

(単位：千人、比率：50～59才の女性／高齢者)

	50～59才の女性	75才以上の高齢者		85才以上の高齢者	
1901	1,473	531	2.77:1	61	24.1:1
1986	3,075	3,678	0.84:1	709	4.3:1
2001	3,717	4,399	0.84:1	1,166	3.2:1

4. 退職者の住宅状況

住宅状況については、ほとんどの高齢者は他の年齢層に比べ、比較的恵まれているといえる(表C-8及び表C-9)。ほぼ半数にあたる高齢者世帯は自分の持ち家であり、これは全国民の平均と比べてかなり高い数字である。しかし予想されることであるが、一人暮らしの高齢者の住宅状況は決して良い状況ではない。41%がセントラルヒーティングの設備がなく、また47%は地方団体からの借家であるというようにその状況は厳しく、退職者のなかで最も低所得者層の部類に属する一人暮らしの高齢者の住宅状況は劣悪といってもよい(*21)。1986年の調査(*22)によれば、風呂やシャワーといった基本的な設備がない住宅のうち、60才以上の高齢者が住んでいる割合は61.9%という結果であった。同様に何らかの欠陥のある住宅の39.3%、要修理の住宅の35%にも、それぞれ60才以上の高齢者が住んでいるという実態が判明した。

一方、高齢者のおよそ3%にあたる人は、レジデンシャル・ホームと呼ばれる養護老人ホームに暮らしており、8%の人がシェルタードハウスといわれる高齢者世帯向共同住宅に住んでいる。残りの89%は一般の住宅に住んでいる(*23)。

表C-8 住宅状況(年齢別)(1987)

(単位：%)

年齢	25	25-29	30-44	45-59	60-64	65-69	70-79	80以上	平均
持ち家	0	2	5	22	43	48	49	45	24
持ち家(ローンを返済中のもの)	37	61	68	49	15	8	3	1	39
社宅	4	5	3	3	2	1	1	0	3
公営住宅(自治体)	30	20	18	21	32	35	36	39	26
公営住宅(住宅協会)	5	2	2	1	1	3	4	5	2
借家(家具なし)	7	3	2	3	6	6	8	9	4
借家(家具付)	17	7	1	1	1	0	0	0	2

表C-9 住宅の種類及び各種設備の設置状況 (1985)

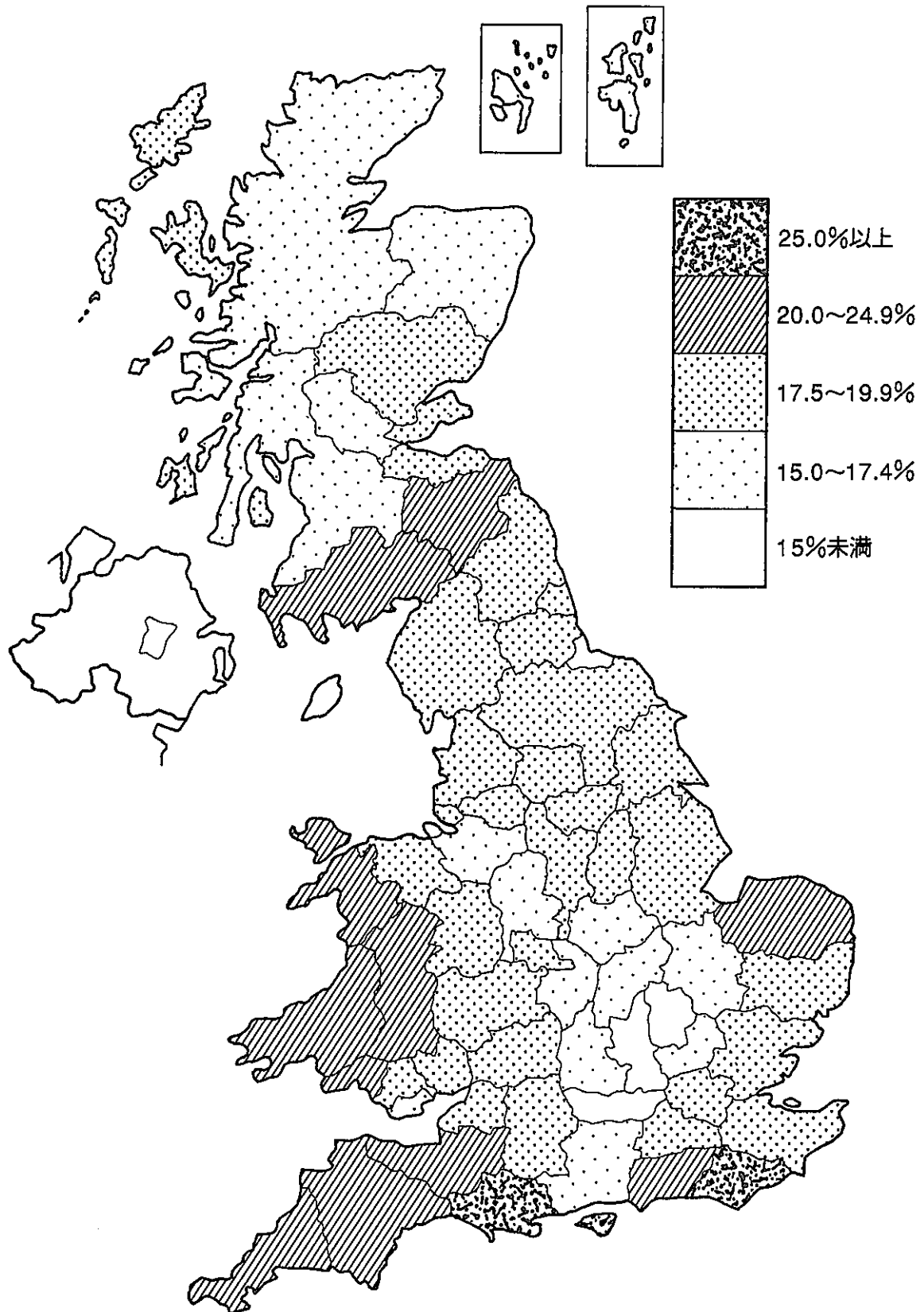
(単位：%)

	高齢者のいる世帯				高齢者のいない世帯
	配偶者と 二人暮らし	一人暮らし	その他	平均	
住居の種類					
一戸建て	82	62	86	73	82
フラット (2階建てまで)	14	28	9	19	11
フラット (3階建て以上)	2	4	20	3	2
エレベーター付き	1	3	1	2	3
エレベーターなし	2	3	2	2	2
建築年次					
1919年以前	19	22	27	22	23
1919～1944年	27	27	29	27	23
1945～1964年	29	24	25	26	24
1965年以降	25	27	18	25	30
設備					
風呂又はシャワー付き	99	97	98	98	99
風呂又はシャワーなし	1	3	2	2	0
セントラル・ヒーティング					
あり	68	59	62	63	72
なし	32	41	38	37	28

表C-10は、年金資格受給者の地域人口に占める割合を地域別に示したものであるが、この表からわかるように、高齢者の占める割合が他の地域に比べ相当高い地域がいくつかある。これらの地域は概して英国の中では人口が少ない地域である（表C-10（*24）、表C-11）。ドーセット県やイーストサセックス県、ワイト島といった南部の海岸地帯では、4人に1人以上が年金受給者である。一方、ベッドフォード県やバッキンガム県、バーク県といったいわば大都市のベッドタウンと呼ばれる地域では、その割合は14.5%と比較的低い。また英国で最も人口密度が低い地域である英国の南西地方は、高齢者の比率が21.0%と高率となっている。5人に1人以上の年金受給者がいる県は、イーストアングリア地方のノーフォーク、南西地方のデボン、サマーセット、ウェールズのクルウイド、ディフェド、ジネッド、ポウイ及びスコットランドのボーダーといった地域である。こうした地域の人口密度はいずれも全国平均より少ない。新都市ミルトンキーンズは、最も年金受給者の比率が低く、10.3%である。逆に市場町クライストチャーチは、最も比率が高く、34.3%となっている。

表C-10 年金受給資格者の地域人口に占める割合

(1988)



表C-11 年金受給者の多い地域と少ない地域 (1988)

上位10地域	年金受給者の割合 (%)	1Km ² あたりの年金受給人口	下位10地域	年金受給者の割合 (%)	1Km ² あたりの年金受給人口
East Sussex	26.1	(397)	Buckinghamshire	14.4	(333)
Isle of Wight	25.3	(341)	Berkshire	14.5	(593)
Dorset	25.0	(247)	Northern Ireland	14.5	(117)
West Sussex	24.0	(354)	Bedfordshire	14.6	(430)
Devon	22.6	(152)	Cleveland	15.9	(949)
Cornwall	22.0	(129)	Oxfordshire	16.0	(222)
Gwynedd	21.8	(62)	Shetland Islands	16.2	(16)
Borders	21.7	(22)	Cambridgeshire	16.3	(191)
Norfolk	21.5	(139)	Staffordshire	16.5	(380)
Powys	21.1	(23)	Grampian	16.7	(58)

年金受給者の国内移動は、人口統計と密接な関連がある (表C-12)。1987年には、約3万1千人の高齢者がロンドンから流出したのに対し、ロンドンへの移入は、6千人だけであった。同様に1万9千人の高齢者が南西部地域に流入したのに対し、同地域から流出したのは10万人であった。これら2つの地域以外では、このような際立った流出入を示している地域はない。もっともこれらの統計では、同一地域内での移動—例えばハートフォードからサセックスコートの移動—は表わされていない (先に見たように、この地域では年金受給者の数は多い)。少し前のロンドンがそうであったように住宅価格が上昇したために、大都市やそのまわりに住宅を所有している年金受給者は、自分の住んでいる住宅を売却し、南西部地域のような田園地域に住めば、現在より立派な住宅に住むことが可能である。

表C-12 年齢階層別国内移動状況 (1987)

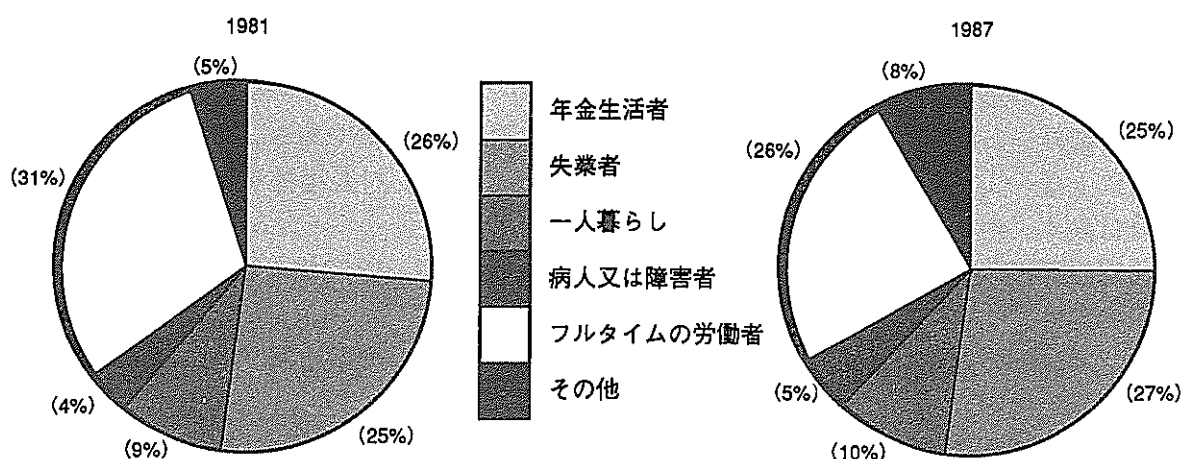
(単位：%)

年齢	全年齢	15-44	45-59/64	60-65/74	75以上
England					
North	-7	-7	0	+1	0
Yorkshire & Humberside	0	-3	+1	+1	0
East Midlands	+19	+7	+4	+3	+1
East Anglia	+32	+14	+6	+4	+1
South East	-55	+12	-23	-20	-5
Greater London	-73	-8	-19	-17	-7
Rest of South East	+18	+20	-5	-2	+2
South West	+46	+16	+11	+7	+2
West Midlands	-2	-5	0	+1	+1
North West	-28	-20	-3	-1	-1
Wales	+14	+3	+5	+3	+1
Scotland	-14	-13	0	+1	0
Northern Ireland	-6	-5	0	0	0

IV. 退職者の収入

収入は、今までに述べてきた大多数の項目と密接な関連があり、生活上重要な要素である。すなわち住宅、レジャー、旅行、移動能力そして健康といった事項は、当然のことながら収入と密接な関連がある。全体としていえることは、今日の英国では、年金受給者は最低所得者層のグループの1つであるということである。もちろん週平均の収入は各世帯により異なるものの、最低所得者層を構成する20%のうち、少なくともその25%を上回る人が年金受給者である（表D-1）。これは年金受給者の約7%にあたる。

表D-1 最低所得者層の構成状況（1981及び1987年）



なぜ年金受給者が、このように最低所得者層のなかで、高い比率を構成するのだろうか。その理由は明瞭である。それは高齢者の国民基礎年金の額が、成人の平均的な収入額の5分の1にすぎないためである。すなわち成人の平均的な週当たりの収入額が£240.15であるのに対し、高齢者のそれは£46.9であるためである。国民基礎年金のほか企業年金や個人年金を受け取っている高齢者の場合、幾分この格差は埋まるものの、これを考慮にいれてもなお高齢者の可処分所得は成人世帯の半額以下である。表D-2が示すように年金生活者は、若い世代の人が当然持っていると考えられるような耐久消費財の所有率が低い数字となっている。

表D-2 耐久消費財の所有率（高齢者と非高齢者別）

（単位：％）

	高齢者のいる世帯	高齢者のいない世帯
テレビ	97	98
冷凍庫	48	73
冷蔵庫	93	96
洗濯機	65	88
電話	78	83
乾燥機	17	40
自家用車	40	72

要 約

- ・退職後（すなわち男性で65才、女性で60才）も働き続ける人はほとんどいない。そしてこの退職年齢前にやめるいわゆる早期退職者の数が増えている。
- ・65才以上の高齢者の数は、1901年以来5倍に増えている。
- ・現在、英国では総人口の約5分の1は、年金受給該当年齢者である。
- ・女性は男性に比べ、退職後8年間長寿である。
- ・75才までは、ほとんどの人が健康で活動的な生活を送ることができる。しかし、75才を過ぎると急激に身体の衰えが始まる。したがって移動能力も低下する。
- ・若い世代に比べ60才以上では障害者の比率が高い。
- ・退職者はそうでない世代に比べ、2倍以上の自由時間がある。しかし、退職者の中でこの自由時間を利用してレジャー活動等を行っている人は極端に少ない。
- ・退職者の男性の場合10人に7人が結婚しているのに対し、女性の場合は10人に4人にすぎない。女性の場合、約半数の人は未亡人である。
- ・退職者の一人暮らしの割合は、そうでない世代に比べほぼ4倍である。75才以上の女性の半数以上は一人で暮らしている。一人暮らしの世帯の場合、対人福祉サービスを利用する割合は高く、生活の基本的な耐久消費財の所有率も低い。
- ・住宅の所有率は、退職者の場合、45才から59才までの人に比べ2倍と高い。しかし、住宅状況の内容については貧困なのが通例である。
- ・ロンドンへの通勤可能地域に住む退職者の割合は、南部の海岸地域や南西部地域に比べると随分と低い。
- ・現在、退職者は英国における最低所得者層の一つとなっている。

第2章 退職後への期待と社会の対応

はじめに

英国人の国民性について一般化するのとはともかく、英国人の退職について普遍化して述べるのは、まず不可能である。退職後の生活を期待している人もいれば、退職を嫌がっている人もいる。また退職こそ長い人生の中で一番幸せなことだと考える人もいる一方で、退職こそ人生の悲劇だと考える人もいる。英国では退職についての考え方はさまざまである。しかしながら1つだけ確かなことがある。それは、退職は人生の大きな転機を意味するということである。

この章では、この調査を進める過程で理解された高齢者に対する考え方をまとめてみることにしたい。

1. 退職に対するイメージ

退職に関する最近の調査(*1)によれば、退職が意味するものについて次のようないくつかの特徴が挙げられている。これらのうち多くのものは、退職を客観的にとらえ、その現実を語っているが、なかには退職を単に外面的にしか見ていないため、誤った見方をしているものもある。

ア. 退職とは、一夜にして老いることである。

退職と高齢は、しばしば同意語として扱われる。退職後には突然老化が始まるという誤った観念のために、退職者の中には退職後、不必要なまでに意識的に受け身一辺倒の生活様式への移行を始める人もいる。

イ. 高齢者が尊敬され敬われていたのは昔のことである。

現代社会では、多くの古いものに対する価値感が徐々に見捨てられるようにはなっているが、高齢者が尊敬されないというのは、客観的な真実のためというよりは、むしろ誤った先入観によるところが大きい。年金生活者が強盗の被害にあうなど、若者からの攻撃の対象となっているという事実は存在するものの、これはむしろ例外である。

ウ. 退職は、十分な権利が与えられない第二級市民の始まりである。

退職とは人生の始まりというよりはむしろ人生の終焉に位置しており、社会的に十分な権利が与えられない第二級市民への移行だと悲観する退職者は多い。また退職者は、住宅、社会福祉サービス、レジャー施設等の利用について他の年代層より不利に扱われていると思いやすい。

エ. 退職とは人生の終焉である。退職後は、ごみ捨て場行きの道のみが残されている。

これは上記のものと類似している。現在の労働至上主義、結果優先主義の社会では、退職者は、自分を社会に対し何も貢献できない無価値な存在と悲観しやす。また、通う職場がなくなることは、社会的なネットワークの手段、すなわち地域社会コ

コミュニケーションの機会の喪失を意味する。特に男性にとって仕事の話は、日常会話の主要な話題であり、自分だけが、そうした仕事・職場の話題がなくなることは、つらいものである。

オ. 退職前まで忙しい職場で活躍していた有能な人は、退職後、突然に訪れる退屈な生活のために、退職後数年もしないうちに死ぬ。

これについては、いまだ医学的に立証されたものはない。しかし退職という人生の転機は、それまで社会で活躍し働いていた人、特に輝かしい経歴の持ち主には困難なことであるかもしれない。

カ. 退職後の夫の唯一の仕事は、妻の行動を眺めていることである。

夫婦の場合、夫の退職後はそれまでお互いに見えなかったものが良く見えるようになる。これは新たな夫婦間の問題を引き起こすことになる。子供との関係もまた問題である。また、妻は夫が一日中、家の中にいるために増えるガス代（ヒーター）の請求書に腹を立てるかもしれない。

キ. 退職後は“死”以外何も期待できない。

これは労働至上主義から余暇中心主義への生活様式の転換が困難なことを表わした表現である。忍び寄る老化、成人病特に関節炎、癌、脳軟化症といった高齢者特有の病気の徴候の現れに対する恐れが存在する。

ク. 退職したら…できる。

こうした高齢者に対するイメージの積極的なものは、上述した今までの否定的なそれと違い、退職を当然のものとして肯定的に表現したものである。もっとも退職者がやろうと思っていること全てができるわけではないし、経済的にも自ずと限界があることを悟ることが必要である。

ケ. 退職とは、まさに長期休暇である。束縛のない自由な毎日の獲得を意味する。

コ. 高齢者の中には、退職前から積極的にレジャー活動を行っている人も少なくない。

我々のまわりには、退職後もレジャー活動等を通じ、非常に活動的な人生を送る高齢者も随分と多い。

サ. 年老いた高齢者を見かける唯一の機会は、バスに乗ったときである。街を走るバスは、一日中どのバスも無料バス優待券をもった高齢者で満員のため一般客は乗車できない。

これは先に述べたものと似ている。若い労働者層の人々は、例えば無料バス優待券などの退職者に付与された各種特権に対し、憤りを感じることがある。

ここにあげたものが、高齢者に対する印象の全てを表現しているとはいえない。

英国の指導的な地位にある高齢者チャリティ団体の会長は、「今日、英国における主要な高齢者問題は、不安、孤独そして他人への依存である」と述べている（*2）。

しかしながら会長が述べたこうした高齢者の持つ不安や孤独感は、おそらく若者にとっては、今ひとつはつきりとは理解できないものであろうと思われる。

2. 退職への対処

今までに見てきた退職者に対するイメージの多くは、内面的には各個人のもつ気概、外面的には、いかに退職後の生活様式を適合させる準備ができていのかどうかによって、大いに異なったものとなってくる。英国の高齢者学者プロムレイ氏は、次のように語っている（*3）。

「退職後の生活に適合できるかどうかは、一定レベルの生活水準、財政的及び精神的安定、健康の維持、規則的または適当な程度の社会活動への参加、社会に役立つ奉仕活動、そして個人の趣味等の要素にかかっている。退職後の生活にうまく適合できる高齢者は、物事に対する情熱や目的（現実的なもの）達成のための決断力や逆境に直面したときの不屈の精神力及び洞察力を持ち合わせており、幸福や満足を大きく感じる人達である。挫折の克服や困難の解決、社会的に受け入れられる仕事ができない高齢者は、退職後の生活に適合できる可能性は低い。この適合ができない結果は、敵対心、不幸、他人に対する恐怖、病的不安、他人への依存、犯罪、憂うつ、劣等感、無関心、引き籠もり、機能不全等になって現れる。」

「退職計画」運動（後述）の設立者の1人であるヘロン教授は、退職後の生活を成功させるために、次に掲げる6つの基本的要素を提示している（*4）。いずれも退職後の生活を充実したものにするためには重要なものである。

- ・ 適当な人生哲学
- ・ 十分な収入
- ・ 健康の維持
- ・ 気が置けない友人
- ・ 目的をもった趣味
- ・ 気に入った住宅

スポーツ、レジャーは特に有効であると思われる。スポーツ協議会 (Sports Council) が行った高齢者のスポーツへの参加の影響に関する報告によれば、次のことが認められる（*5）。

「より好ましい心理的な好影響—例えば外向性、自信、自覚、記憶力の向上等—が見られる。規則的にスポーツ活動に参加することは、老化に対する速度を緩める—すなわちいつまでも若々しくいられる—ことになる」

多くの退職者の間で懸念される問題は、他人に依存することなく退職後の生活ができるかどうかということである。仕事の責任及びプレッシャーからの解放は、同時に日常生活の退屈さ及び無意味さをも意味する。また旅行をしたい、あるいは新しい趣味を始めようと思っても金がないため、それを実行できずフラストレーションだけが残る。スポーツやレジャー活動を行うことは、退職者の精神的かつ肉体的な健康の維持のために、大いに役立つものである。しかし、毎週スイミングプールに行ったり、絵画教室に通うためには本人の相当な努力が必要である。退職者が、新たな日課としてスポーツやレジャー活動を始め、継続するためには本人の強い意思が必要なのである。こうした問題の解決のためには、多大な勇気と柔軟性が必要である。なかんずく退職者の場合、勇気が必要であり、これを持ち合わせている高齢者も少なくない。

3. 退職後の生活の適応

退職という事実は、人生にとっていかなる転機となるのであろうか。

次の表は退職前と退職後の生活について、ある男性グループに対して行った調査（*6）であるが、この調査の結果多くの興味深い点が示されている。質問対象者は、退職前と退職後の人生にとって、それぞれ重要な項目をあげるよう求められたものである。この結果、退職前は仕事を挙げている人が多いが、退職後には財政及び健康の重要性を、また仕事に代わって打ち込めるものとして利他主義を挙げる人が多いことが分かる。

人生の重要なこと	退職前	退職後
家族	49%	40%
仕事	39	10
妻	31	31
健康	20	44
スポーツ	17	17
家	14	19
財政	10	22
生活を楽しむことができること	12	12
政治・世界一般	7	10
音楽	5	5
趣味	6	10
休日	6	1
機会の喪失	6	0
他人援助	3	13
友人	1	5
好きなことをする自由	0	5
人生全般	1	5

項目	(%)
友人、隣人	19
健康	15
幸福な結婚・家族	15
人生の満足感	11
お金	9
休日	5
他人の幸せ	4
安らぎ	3
暖かい気候	1
特になし	1
その他	16
わからない	1

左表は、やや高所得者の部類に属する退職者の男性を対象に行った調査（*7）である。金銭的な心配が少ない点を除いては、先ほど見た結果と同様である。質問は有意義な退職後の生活を送るために必要なもの1つをあげてくださいというものである。

4. エイジズム (ageism)

英国ではエイジズム（高齢者に対する偏見や差別）の問題が、徐々に重大かつ大きな問題となりつつある。

この問題が現在のところ、それほど社会的な非道行為として顕在化していないことの原因の一つは、レイシズム（少数民族に対する差別）の場合、それが意図的に為されるのに対し、エイジズムは意図することなく無意識のまま行われているためである。また、どちらかといえばエイジズムの問題は、むしろ高齢者に対する過度な同情から生ずるものでもある。過去に高齢者の世話をした経験を持つ、あるソーシャルワーカーは次のように述べている。（*8）

「……高齢者の世話をしている現場では、いたわりながらも人を見下したようなエイジズムが存在する。高齢者だからという理由だけで高齢者が働くことを認めない。またそれが真実か想像かわからないが、私たちは一般に高齢者は怪我をしやすく自分で自分のことを守れないと思ひ込み、怪我をしないように過度に保護をしてしまっている。彼らの部屋を掃除してやり、買い物にも行ってやり、彼らが行きたいところへは連れて行ってやる。こうした全てのことが、実は、彼らの独立心や、さらには自分でやりたいといった高齢者の素直な気持ちを傷つけているということに気がつかないでいる。彼らを危険だからという理由で物事から遠ざけ、スポーツや各種活動をさせず、さらには彼らの性さえも否定している。こうした私たちの行動は、“彼らの年齢では、ここまでができて、ここからはできない”という私たち自身の勝手な判断に基づいている。」

我々が高齢者のことを、高齢の故に気の毒と思うとき、彼らは自分たちが「高齢者」と呼ばれるのを最も嫌がっているということをおぼれている。60歳以上の高齢者約1,000名を対象に行った世論調査(*9)によれば、78%の人は、自分は決して高齢者だとは思わないと答え、高齢者だと思っていると答えているのは14%にすぎない。もし高齢者に「自分は高齢者だと感じる時がありますか」と尋ねれば、彼らは「病気をしたとき、あるいは孤独を感じる時を除けば、自分は高齢者だと思わない」と答えるだろう。

また英語の表現の中には、「高齢者」という言葉のもつ否定的な側面を強調したものも少なくない。これらの表現は、高齢者が社会的弱者としての攻撃の対象となりやすい。老いぼれ (senile)、うすぎたない (crumbly)、しわ (wrinklie)、ぼけ (gaga) (*10) といったような言葉は日常会話でも使われる。さらに悪いことには、こうした言葉は本来、医学や科学の分野で高齢者や高齢者の病気を表現する言葉であったのが、本来の正しい言葉の使用から離れ、日常、社会的弱者である高齢者を表現する言葉として、使われていることである。このことに関連して、ある作家は次のように辛辣な批判をしている。(*11)。

「我々は、子宮摘出手術を受けた婦人のことを“産科”とは呼ばないし、また病気の子供のことを“小児科”とは呼ばない」

エイジズムは主観的なものの見方であり、高齢者に関連して行われた全ての統計(客観的かつ科学的に証明されたもの)と矛盾するものである。既に第1章で見てきたように、70歳になっても十分に能力を活用している退職者は驚くほどたくさんいる(*12)。また、一見危険と思われるような趣味を楽しんでいる退職者も随分と多い。最近の報告(*13)によれば、60歳を過ぎた高齢者でも、多くの人々がスキーを楽しみ、湿原地を1人で歩いたり(ときには天候の悪い日でさえも)、海で水泳を楽しんでいることが報告されている。またプロの彫刻師が使うような鋭利な「のみ」、古書の校訂・復元のために印刷機や裁断機といった危険な道具を当然のように使用していることさえ報告されている。なぜ、高齢者がこうした危険を伴う趣味を行い楽しんでいるのか、その理由は明瞭である。こうした危険を伴った趣味は、より人生を刺激ある満足なものにしてくれるからである。必要以上に高齢者に対し心配をすることは、高齢者自身がやりたいこと、欲することを奪ってしまうだけでなく、その能力さえも否定してしまうことになるのである。

こうした、いたわりながらも人を見下したようなエイジズムは、決して家庭内だけの

問題にとどまらない。多くのボランティアグループの団体では、高齢者が就職を希望しても、こうしたボランティアグループの仕事を覚えるには高齢すぎるという理由から、高齢者の就職を制限している。例えば市民助言局 (Citizens Advice Bureaux) (*14) では、65歳以上の高齢者を雇用対象から除外し、かつ70歳を定年としている。この職場は、パートタイムでできることから、専門知識をもった退職者には、まさにうってつけの仕事にもかかわらず、こうした制限を設けている。高齢者の場合、高齢のためにやがて必ず訪れる死、あるいは老衰が近い将来にやってくるといったことから、採用したとしても長期の雇用は期待できず、この結果、彼らに仕事を覚えさせるのは時間と費用の無駄だと考えられている。

エイジズムは本当に不快である。社会的弱者である高齢者は、他人の欠点を取り上げ揶揄する人々の攻撃の対象となりやすい。この意味からいうと、現在の養護老人ホームは非常にひどい状況である。1988年、ナイ・ペーバン・ロッジ (養護老人ホーム) で行われた調査では、数多くの大きな不正行為が報告されている。養護老人ホームの入居者が、不法に金を奪われたり、風呂の前で裸にして並ばされたり、さらには肉体的あるいは性的な暴行を受けたと報告されている (*15)。これは極端な事例かもしれないが、例えば若い世代から除け者にされるといった、高齢者に対する軽視行為が日常的に行われれば、明らかにそうした行為は、高齢者を悲しませることになる。端的に言えば、エイジズムは、高齢者から彼ら自身が持っている能力や自信、さらには権利さえ奪ってしまうのである。

5. 歴史的経緯

「退職」という社会現象は、20世紀まではほとんど存在しなかった。19世紀までは、大多数の人は死亡直前まで、あるいは初老になってからも病気で倒れるまで働き続けた。したがって就労不可能な年齢に達し、さらに70歳又は80歳代まで生きるというのは、ごく少数の人に限られていた。ましてや働けなくなった後、社会に何らかの形で貢献する、あるいは退職後の生活を実りあるものにするといった考え方は、当時では奇異な感じさえ与えた。すなわち、当時の高齢者に対する一般的なイメージといえば、精神的及び肉体的に、見る影もなく変わり果てた、弱々しい哀れなものであり、ときには滑稽なものにさえうつった。シェークスピアの「お気に召すまま "As You Like It"」の有名な一節 (*16) は、こうした高齢者に対する見方を、よく表している。

「第6世代になると、老眼鏡をかけ、肩には小袋を下げ、やせこけた老いぼれのズボンへと服を替える。彼の青年期の半ズボンは、縮んだ脛には大きすぎるのである。」

これは当時、高齢者が敬われなかったと言っているのではない。モーゼの十戒のなかの第5戒には次のように謳われている。

「汝の父、母に誇りを持て。汝の生涯は神が汝に与えたこの地に存在する」 (*17)。

この戒めは、かつて日曜の朝、英国中の教会で聞かれた言葉である。しかしこの戒めは、儒教の教えにあるような父への絶対的な服従を意味するほど厳しいものではなかった。それは、父母に対する愛と感謝に対する教えであった。

当時は、老後の生活を維持するための財政的に余裕のある高齢者の数は、ごく少数に限られていた。このため他人からの救済や個人的な収入もない人達は、死ぬまで働き続けるか、若しくは「作業場(workhouse)」へ入るといった限られた選択しかなかった(*18)。この作業場は、地域の教区やバラによって運営された公共の施設であったが、ここでは、入所者は肉体労働を提供する代わりに食物とベッドが与えられた。しかし、ここでの仕事は厳しく、労働条件は劣悪であった。さらに夫婦の場合、入所してもそれぞれが別に暮らさなければならなかった。このため、やがて人々は作業場をできるだけ避けるようになっていった。

その後、高齢者に対して行われた最初の政策の優先課題は、所得の保証であった。英国における退職の歴史は、ある意味では年金の歴史でもある。19世紀後半までには、公務員や多くの大企業では、従業員のための年金制度が創設された。そして1908年、70歳以上を対象にした年金制度が導入されてから、事態はさらに改善された。この年金制度には資格審査の制度があり、またその支給額は当時の平均所得の5分の1の額であったが、高齢者が生きていくためには必要最小限な額を保証するものであった。結局、1942年のヴェバリッジ報告、及びこれに引き続く1946年国民保険法の制定により、年金制度が一般化し、年金額も一定水準のレベルまで引き上げられることになった。

6. 戦後の発展

1946年国民保険法は、高齢者に対する社会的責務の意味を大いに考えさせる結果となったが、この論議は現在でもなお続いている。議論は単に年金の事だけにとどまらない。健康の維持、社会福祉、教育、レジャー、そしておそらく最も基本的な疑問であろう「高齢者とは何を意味するのか」についての取り組みが始まったのである。

戦後、初期に行われた政策の特徴は、先にエイジズムの項で述べてきた、ある種の父親的温情主義であった。すなわち高齢者は他の年齢層に比べ、より他人の援助や保護を必要とする社会的弱者と見られていた。したがって彼らが好むと好まざとにかかわらず、養護老人ホームへの収容が第一義的に考えられ、またそこで行われる各種の活動もチャレンジ的なものはほとんど用意されなかった。こうした考え方は現在でもまだ続いているし、ある意味では避けられないことかもしれない。しかし1960年代、70年代以降になると、高齢者が他人に頼らず独立して生活できるようにするための政策に重点が置かれるようになってきた。高齢者ができるだけ長く自分の家で普通の生活を続け、またそうした生活をさまたげるような障害を取り除くための政策が取られるようになってきた。すなわち、高齢者が自らの責任において、独力で生活できるような環境づくりのための政策が取られてきたのである。エージコンサーン(後述)の教育部長によれば(*19)、「退職者は、段々と新しい洗練された趣味を持つようになってきた」といわれる。以前は、退職者の多くは、昔から高齢者の間で人気のあるビンゴや籠織りといったレジャー活動に満足していたが、今ではコンピューターや弁論術といった従来では考えられなかったようなことを始めるようになった。またエージコンサーンの教育部長は、「年金額のアップキャンペーンを効果的に進めるためには、こうした現代の技術を習得する必要がある」ことを強調している。

7. 高齢者のための組織

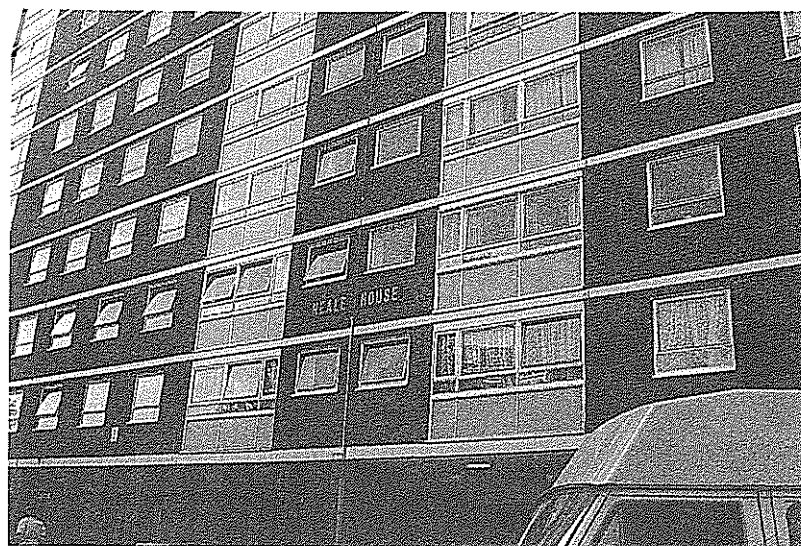
現在、英国にある大学の学部や教育機関では、高齢者学(成人と高齢者に関する社会科学)が研究されている。また多くのチャリティグループが、高齢者のために毎年多額の資金を調達するために積極的に各種活動を行っている。「シェルタードハウス」と呼

ばれる地方団体の高齢者向け公営住宅は、地方団体の住宅政策における高齢者ケアの進んだ一例である。また高齢者に対する差別意識の排除を推進するための団体活動も行われており、なかには年金受給者の政治的団体さえある。最近企業では、雇用者が従業員に対して退職前に退職後の生活に関するセミナーを開催するなど、高齢者に対し多大の注意を向けるようになってきている。

こうした高齢者に対する福祉施策を進める上での中心的な責任は、もちろん中央政府及び地方団体にあるが（その役割等については第3章、第4章及び第5章で詳述する）、ここでは高齢者に関する任意団体について紹介することとしよう。

(1) 主要なチャリティ団体

英国ではチャリティやボランティア活動がさかんであるが、その主要な対象の一つが高齢者である。登録されたチャリティ団体の数は、およそ数百あるが、そのほとんどは、例えば高齢者のための住宅の提供といった一つの特定目的のために設置されたもの、あるいは特定地域を対象にした小規模なものである。この章では高齢者を対象にした3つの大きなチャリティ団体の役割をみることにする。この3つの団体は、各々が別組織の団体であるが、その目的とするところは共通しており、数多くの事項についてお互いに協力関係にある。



高齢者が住みやすいように設計された「シェルタードハウス」

A エージコンサーン（*20）

これは、英国でもっとも大きく総合的なチャリティ団体である。1940年、ある社会福祉グループが、第2次世界大戦中に自宅から避難した高齢者たちの窮状を救うために活動したのが始まりである。その後、全国高齢者福祉委員会(National Old People's Welfare Committee)と名称を変え、高齢の疎開者を訪問する活動を中心としたボランティアを組織した。また高齢者家庭助言サービス協議会(Old People's Homes Advisory Service)を創設し、住宅費の支払いが困難な高齢者に対し、政府が補助を行うように働きかけた。こうした全国レベルでの活動の基本方針の決定や地方レベルでの実際の援助活動の提供は、エージコンサーンの創設以来の中心的な活動である。

戦争という動乱期の問題に取り組む過程で、貧困や孤独に関する数多くの問題

が表面化した。このため、全国高齢者福祉委員会は、将来の高齢者福祉サービス計画の策定について取りかかった。これらの計画は、1948年の全国援助法によって著しく推進されることになった。この法律は、地方団体が、高齢者のレクリエーションや食事を提供しているボランティア組織に対し、財政援助を行う権限を与えるものであった。さらに1949年、厚生省(Ministry of Health Circular)は、地方団体に対し、地方高齢者福祉委員会(local old people's welfare committees)の行政経費を補助するための権限を与えた。そして1年後には、厚生省から地方団体と地域ボランティアグループの双方が協力補完しあうことを促す旨の通達が出された。この時以来、地方団体の高齢者に対する社会福祉サービスは急速に発展した。もちろん、現在も地方団体とエージコンサーンは強い協力関係にある。またエージコンサーンに新たに財政権限が付与されたことにより、その地方委員会の数は急増した。1950年には378であった地方委員会の数は、1952年には831に増えた。大部分のボランティア団体が一般国民からの任意の寄付金に拠っているのに対し、エージコンサーンでは、寄付金の額はそれほど大きくない。

エージコンサーンの全国ネットワークとして、80の地方組織、1,400の地域グループがあり、25万人のボランティアによって構成されている。この地域グループは、地域コミュニティ社会の中で広範囲のサービスを実施している。これらのサービスには次のようなものがある。

デイセンター、60歳以上を対象にした昼食クラブ(昼食をとりながらの友人との語り)、一人暮らし高齢者への戸別訪問、実際に高齢者宅へ出かけていっての助言・援助、家族への援助、各種助言と情報の提供、家に閉じこもりがちな高齢者のための交通手段の確保、精神的に不安定な人の世話、長年連れ添った配偶者の死別に対するカウンセリング、健康教育などである。また多くの地域グループは、中古品売上の店を経営し、その収益金を基金に積み立てている。

各地域グループは、イングランドにあるエージコンサーン及びスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにある姉妹組織から補助金の提供を受けているが、日常業務の運営については、ほぼ完全な自治権を有している。エージコンサーンの本部は、総合的な情報提供を行ったり、手引書やリーフレットの作成配布、訓練コースの運営を行っている。また、イングランドのエージコンサーンは、ロンドンにあるキングス大学エージコンサーン高齢者学協会(Age Concern Institute of Gerontology at King's College)に、資金を提供している。この協会は、高齢者学と高齢者社会サービスについての社会科学の研究を行っているものである。

本部の最も重要な役割の一つは、政府の政策決定過程において果たす役割である。エージコンサーンは、全ての政党の国会議員に対し、高齢者についての研究助言を与えている。そして、その経験と知識をもって、政府に対し高齢者を代表して有力なロビー活動を展開している。各々の地域グループが、各地方団体と協力しているように、本部も中央政府と多くの点で協力関係にある。またエージコンサーンは、英国に住む高齢者が、単に英国内だけの活動にとどまらず、広く欧州共同体の仲間として活動することの必要性を認識し、その重要性を強調している。イングランドのエージコンサーンは、欧州共同体高齢者委員会(Eurolink Age)(この組織は、EC12か国の高齢者のために組織された委員会である) (*21)の中でも最も積極的な活動を行っている団体の1つである。欧州共同体高齢者委員会の特筆すべき活動の1つは、高齢者に対する人権憲章を制定したことである。

B 高齢者援助協議会(HELP THE AGED) (*22)

高齢者援助協議会は、エージコンサーンと異なり、英国および海外における高齢者のための幅広い活動を援助するための基金調達を行う組織である。1989年には、約£2,700万の寄付金が企業や個人の篤志家から協議会に集められ、その集まったお金は、英国内20のチャリティ団体に配られた。また高齢者援助協議会は、各種カードやギフトを扱う商事会社や中古の洋服を扱う113のセカンドハンド・ショップを運営している。また最近では、マラソン大会や他のスポーツイベントを通じて資金を集めている。

協議会収入のうち、高齢者援助協議会自身が直接管理運営するプロジェクトに使用されるお金は、わずか13%にすぎない。このうち特に注目すべき事業は、英国在住の500人以上の高齢者を対象に行われる宿泊および食事の提供を目的とするチャリティ住宅計画である(Charity's Gifted Housing Plan)。協議会収入の大部分は、各地域の組織に配分される。各地域の組織は、配分された資金により、高齢者の生活上必要なものを購入する。英国における補助金の中でその必要性が強調されるのは、ミニバスの購入や、一人暮らしの高齢者の孤独からの解放と安全の確保のための緊急時における連絡システムの構築である。高齢者援助協議会は、このほかにも高齢者の健康問題の研究のための資金調達や高齢に関する資料の発行を行っている。

高齢者援助協議会は1961年に設立されたものである。協議会設立のそもそもの目的は、飢饉などの自然災害のために苦しんでいる第三世界の高齢者を援助することであった。したがって現在でも国際間のつながりは強い。英国内の事業に支出される額には及ばないものの、協議会の支出のうち5分の1以上が海外に送られている。最近では、この協議会の目的は、自然災害で苦しむ高齢者の救済というような一時的・短期的なものから、長期にわたって第三世界に住む高齢者たちの生活を手助けするような事業の補助の方向に移ってきた。その良い例が「おばあさん縁組制度(Adopt a Granny)」である。これは英国の寄付者が第三世界の高齢者と縁組をし、彼らに手紙やクリスマスカードを交換して連絡を取り合ったり、さらには衣服や食料購入のための資金を送る制度である。1983年高齢者援助協議会は、世界中の高齢者の生活を一層改善するための国際的な組織とするために、カナダ、インド、ケニア、コロンビアにある姉妹団体と統合した。

C 高齢者政策センター(Centre for Policy on Aging; CPA) (*23)

1947年に設立された高齢者政策センターは、高齢者のためのシンクタンク機関である。高齢者政策センターは、エージコンサーンや高齢者援助協議会と異なり、十分な自己資金はなく、またボランティアを行う人の数も少ない。この組織の主な役割は、他の機関から独立した政策機関として、高齢者問題の研究指導を行ったり、高齢者施策の責任主体である国や地方団体の社会福祉保健機関が適切な政策を実行するよう提言や助言を行ったりすることである。一般の人々の高齢者に対する理解を深めるために、高齢者問題を討論する機会を設定したり、系統的な政策を進めた結果、より高水準の高齢者ケア及び高齢者の生活の向上が可能となった。

高齢者政策センターは、広範囲に及ぶ研究報告書、案内書を発行しており、政策決定者や専門家は、自分たちの仕事を進める上でこれらの成果を参考としている。これらの研究や報告の内容は、退職後における収入の確保、住宅、交通、教

育、レジャー、在宅ケア、精神衛生等といった内容のものを中心としている。

この高齢者政策センターは、特に在宅ケア政策及び退職後の教育レクリエーション活動に関する活動で有名である。1984年に発行された「家庭生活、在宅ケアの実例」は7万部以上発行され、また日本でも翻訳紹介された。

(2) 年金の改善を目的とした組織

最近20年間に全国及び地方レベルで、数多くの年金生活者のための組織ができてきた。こうした組織の多くは、国民年金等各種年金の改善等を政治目的とした団体である。これらの組織は、年金生活者の生活改善や高齢者問題意識の向上を共通の目的としている。

最も歴史のある、そしておそらく最も有名なものは、1939年、年金額の改定を目的として設立された全国退職年金者協会(National Federation of Retirement Pensions Associations)である(*24)。英国内には800以上の支部があり、その数は今後も増えると思われる。全国退職年金者協会では毎年1回総会が開催され、さらに協会の役員は、定期的に政府閣僚との会合の機会を設けている。この協会の主な目的は、年金額の増額キャンペーンの展開であるが、協会はいずれの政党にも属していない。一方、労働組合は、各労働組合の退職者部会を通じてのみならず、1972年設立された全国退職者組合(National Association for Retired Trade Unionists)を通じて、年金生活者の権利向上のための活動を行っている。とりわけ現在全国退職者組合は、定年前の早期退職者に対する国民年金の支給が実施されるよう活動を行っている。

最近3年間に少なくとも4つの新しい年金に関する全国組織が結成された。そのうちの一つである年金保護党(The PENSIONERS' PROTECTION PARTY)(*25)は、2,000人のメンバーを有し、その目的とするところは、年金生活者の人口の割合が高く、当選の可能性のある選挙区から、年金生活者を議員として国会に送り出すことである。この党の設立者は「今や有権者の3分の1が年金生活者であり、年金生活者は既成の政党には飽き飽きしているという事実を考えなければならない」といっている。

年金保護党は3つの目標課題を掲げている。国民医療保健(National Health Service)の強化、年金の増額、そしてコミュニティ・チャージの廃止である。この組織は、たとえ全国若しくは地方選挙で議席が獲得できないとしても、選挙活動を通じて、少なくとも年金者に関する問題を政治的課題のそ上に載せることを目指している。

(3) 退職準備の教育を目的とした組織

心理学者によれば、退職という事実は、家の引越、クリスマス行事、仕事上のトラブルから来るストレスに比べ、より大きなストレスの原因になるといわれている(*26)。最近になって、退職に対する周到な準備の必要性が、極めて重要であるということ、本人のみならず企業の雇用主も認識するようになってきた。民間企業を対象に行われた世論調査(*27)によれば、人事管理部長の98%が退職への準備が重要であると答え、65%が何らかの退職に関する相談窓口の設置が必要だと答えている。最も望ましいのは、専門のコンサルタントを設置することである。こうしたコンサルタントが、退職後の生活について提示する計画案の内容は多岐にわたるが、そのほとんどは金銭、健康及びレジャー活動という3つの主要事項に関連する事柄である。次に示すのはロンドン市内の成人教育大学(*28)で行われている最も典型的なプログラムである。

第1日目	午前	紹介 退職への挑戦、退職の持つ意味及び期待 図書館訪問
	午後	国民年金や他の支給金に関する説明
第2日目	午前	退職後の資金（生活資金）計画
	午後	退職後の各種活動 退職後の雇用
第3日目	午前	（前向きの）健康
	午後	質問・意見

さらに、成人教育大学(Colleges of Further Education)や民間の機関では、個人コースも利用できるが、受講料は最低£500とかなり高くなっている（*29）。

英国で最も大々的に退職前セミナーを開催しているのは、英国退職準備協会(PRE-RETIREMENT ASSOCIATION of Great Britain and Northern Ireland)（*30）である。これは1954年エージコンサーンによって設立されたものであるが、現在ではエージコンサーンから独立した別組織である。この協会は、教育を目的としたチャリティ団体であり、その収入の大部分は、会員からの会費、本の出版、セミナー開催からの収入である。もちろん中央政府からも退職準備に関する全国的な役割を果たす目的で補助金が交付される。

セミナーコースは、退職準備サービス(Retirement Preparation Service)として有名な協会自身のセミナー課を通じて行われるものと、協会の地方支部に相当する41の地方退職計画協会を通じて行われるものがある。エージコンサーンと同様、英国退職準備協会は退職準備に関する全国的な情報の提供を行っている。「チョイス」と呼ばれる機関紙を通じて、従来からの伝統的な事項のほかに各種情報提供を加え、現在ではファッション、美容、性といった退職後の生活に関する新しい情報を紹介するなど、「退職」への生き生きとした積極的なアプローチを進めている（*31）。

要 約

- ・人々は退職に対し多くの不安を抱いている。なかんずく健康の喪失、他人への依存に関連する事項が最も大きな不安となっている。
- ・退職は人生の転換を意味する。幸せな退職を迎えるために、健康や財政といった個人のコントロールを超える要素もあるが、その他の要素は多分に個人の考え方にかかっている。退職といういわば否定的な要素に対しては、積極的に立ち向かう態度や退職を必然的なものとして受け入れる姿勢がとくに必要である。
- ・エイジズムは、現在英国では深刻な社会問題である。高齢者は弱い無能なものという旧来からの型にはまった考え方のために、退職者は若い世代が楽しんでいる各種自己実現の機会が否定されることが多い。
- ・退職という社会現象に対する最も重要な政治的対応は、1948年に導入された総合的な国民年金制度である。これは65才以上の男性、60才以上の女性を対象にした財政保障を目的としたものである。

- ・高齢者に対する社会の考え方は、高齢者を要保護的なうとましい存在という考え方から、社会に貢献する積極的な一個人としてとらえるようになってきた。したがって現在では、他人に依存することなく高齢者が独立して生活できる環境づくりの必要性が強調されるようになってきた。
- ・第二次大戦後、高齢者の社会福祉を目的とした団体が多く設立された。
- ・退職前の適当な教育の必要性は、多くの人が認めるところである。

第3章 退職者に対する年金支給

世界の他の先進諸国がそうであるように、英国においても退職者の生活は各種年金によって支えられているといつてよい。英国では基本的に三種類の年金制度がある。政府によって運営される国民年金、企業の雇用主によって運営される企業年金、そして年金受給者自らが積み立てる個人年金である。これら3つの年金制度には、多くの差異はあるものの基本的な考え方は全て同一である。すなわち、年金受給資格及び年金受給額は、本人が退職前にどれだけの年金積み立てを行ったかによるということである。この章では年金システムの仕組み（Ⅰ及びⅡ）、年金が退職者の家計上の収支に及ぼす影響（Ⅳ）について見てみることにする。また退職者に対する収入補助金（Ⅲ）、早期退職者の収入（Ⅴ）についても考察することとする。中央政府の年金受給者に対する政策については、折りにふれ説明することとする。

Ⅰ. 国の年金システム

1. はじめに

英国では退職後の生活資金の調達は、数多くの方法で行われている。このうちもっとも重要かつ総合的なものは、国の年金システムである。これは1946年に制定された国民保険法(National Insurance Act)及び1948年制定の国民援護法(National Assistance Act)に基づき、当時の政権党である労働党によって1948年7月5日に導入されたシステムである。もちろん制度発足以来数多くの改正が行われたが、その基本的な考え方そのものは当時と変わっていない。

この制度の運用管理は、社会保障省(Department of Social Security)及びイングランド、ウェールズ及びスコットランドにある地方事務所によって、また北アイルランドにあつては北アイルランド保健社会福祉局(Northern Ireland Department of Health and Social Services)によって行われている。国民年金の制度は、高齢者をはじめ社会的弱者を救済するための、数ある財政的援護制度の一つである。退職者は社会的に非常に多数を占めるグループ(*1)であるため、国民年金の制度は、社会保障制度の中で最も重要なものの一つと考えられている。

2. 年金受給年齢

国民年金制度には2つの大きな特徴がある。一つは年金受給開始年齢の設定である。女性の場合は60才、男性の場合は65才が国民年金の受給開始年齢である。1986年男女均等法(Sex Discrimination Act)により、同一企業内での雇用者の退職年齢を男女の性別で差別してはならないことになった。したがって、もし企業が退職年齢を設定するのであれば、それは男女同一年齢でなければならない。

3. 国民保険基金(THE NATIONAL INSURANCE FUND)

二つ目の特徴は、国民年金拠出制である。すなわち、年金受給資格及び退職後の年金支給額は、各個人が、退職前の就労期間中に週単位で積み立てる国民保険額(National Insurance

contribution) によって決定されるということである。

英国では毎年約2,400万人の就労者が年金の積立てを行い、約1,000万人の年金受給者が年金の支給を受けている（*2）。企業年金と異なり、積立てられた国民保険は市場に投資されることはなく、年金支出の財源である国民保険基金に積立てられる（*3）。この基金は、失業保険等他の全ての給付金をカバーしており、このうち退職者年金にかかる支出は、表1（*4）に示すように基金全体の支出の70%以上となっている。

表1 国民保険基金への積立額と年金受給者への年金支給額

(単位：千ポンド)

	国民保険基金への積立額	年金支給額（全支給額に占める割合）
1979/80	10,643,821	9,003,744 (71.8%)
1980/81	12,813,167	10,767,868 (70.5%)
1981/82	14,354,078	12,387,182 (70.1%)
1982/83	16,663,862	13,844,825 (72.6%)
1983/84	18,167,156	14,932,644 (73.8%)
1984/85	19,421,971	15,622,324 (73.2%)
1985/86	21,222,636	16,949,265 (73.9%)
1986/87	22,778,266	18,162,400 (73.8%)
1987/88	26,050,756	19,057,883 (74.9%)
1988/89	27,928,397	19,951,518 (70.4%)

4. 拠出制度

英国の国民は、16才（義務教育終了年齢）時に、国民保険カードの支給を受ける。そのカードには、各個人の国民保険番号が記載され、この保険番号に基づき年金の積立てを行うとともに、また年金が受給できることになる。

英国では国民が就職すると、本人及びその雇用者は、原則的に国民年金の積み立てをしなければならない義務が生じる。週最低£46以上（*5）の所得額があれば、積立ての義務がある。週£46未満の収入の場合は、その額が£46に達するまでは積立ての義務はないが、こうしたケースの場合、退職時に受け取る年金の額は少なくなる危険が生じる。しかし、現在英国における国民の平均所得は週当たり男性が£240、女性が£160であり、週£46の下限に達しない人の数は極めて少ない（*6）。積立額は毎年1回、国会での承認を得て社会保障大臣が決定する。雇用者及び本人の積立額は、一定の条件を満たす場合には軽減の対象となる。

(1) 本人負担

週£46を超える所得者の場合（就労者の大部分を占めている）の積立額の計算方法は次のとおりである。

$$£46 \times 2\% + (£350 - £46) \times 9\%$$

（すなわち週£46を超え、週£350まではその9%相当額）

したがって、例えば週£230の収入のある人の場合、

$$£46 \times 2\% = 92P、£184 \times 9\% = £16.56、従って合計£17.48$$

となる。£350を超える分については積み立てる必要はない。こうした高額の収入については、別途所得税という形で配慮される。

(2) 雇用主負担

個人の年金積立てがフラット制であるのに対し、雇用者の負担はスライド制である。現在

週£46未満の場合、雇用主負担は0%であり、

週£46以上から£80未満の場合、雇用主負担は5%、

そして£175を超える場合、雇用主負担は10.45%と次第に上がっていく。

たとえば週£230及び週£1,000の給与支給雇用者である場合、雇用主負担は、各々次のとおりである。

$£230 \times 10.45\% = £24.04$ 、

$£1,000 \times 10.45\% = £104.50$

(3) 自営業者の場合の積立て

自営業者の場合、年収£2,600未満の者は積立ての必要はないが、年収£2,600以上の者は、一律週あたり£4.55の積立てを行わなければならない。年収£5,450以上£18,200以下の自営業者は、さらに収益の6.3%の積み立てを要する。しかし、£18,200を超える分については積み立ての必要はない。

そもそも、こうした国民保険の積立ては所得の多寡に拘らず一律であった。しかし1950年代になって物価上昇等による年金コストの上昇にともない、それまでの一律の積立額では低所得者にとって多大の負担となってきた。その結果、1959年国民保険法(National Insurance Act)が制定されたことにより、1960年になって所得に応じた積立額制度が導入された。

1988年には、2,469万人の人が年金の積立てを行っている(*7)。このうち90.3%は企業の被用者であり、残りの9.3%が自営業者、0.4%が任意積立て(後述)の人々である。

5. 年金受給資格就労年数

年金の受給資格を得るためには、一定金額を積立てることのほかに法律で定める必要年数働かなければならない。社会保障省は、各々資格取得のための年数 — 必要な金額の積立てを行った年数 — に基づいて個人の年金額を決定する。最大限の基礎年金を得るためにはほぼ就労可能年数の9割の期間就労しなければならない。

年金受給の資格を得るためには最低31年間働かなければならない。この期間の中には失業や病気、子供の出生、親族の病気や高齢者の世話のために一時的に職を離れた期間は含める。こうした人々は、その期間は年金の積立てをしたものとみなされる。

1975年社会保障年金法(Social Security Pensions Act)の制定により、既婚女性のための家事従事者保護(Home Responsibilities Protection)の制度が導入された。以前は既婚女性の大部分は割引きされた積立てを行い、その結果、退職時には一般の人が受給する年金額よりも減額された年金額を受け取っていた。この1975年社会保障年金法は、子育てが終わった後、再び職場復帰した既婚女性で、他の就労者と同様の年金額を積立てる意思と能力のある既婚女性に対して制度の改正を行ったものである。それ以来、割引きされた額の年金の積立てを行う女性は著しく減少し、その数は1976年の450万人から1987年の130万人まで減ってきている(*8)。

また、£46の最低基準に達しないために、国民年金の積立てをしなかったとしても、こうした人々も国民年金の受給資格は失わない。

6. 退職後の就労

年金システムの3つ目の特徴は、1989年10月までは国民年金を完全に受給するためには完全に退職していなければならないことであった。年金収入を補うために他のわずかの収入を得ることは全く問題ないが、週£75（1987年現在）を超えた場合、それは年金受給額の減額の対象となっていた。この割合は、約週£120まで収入所得が増えるに従い大きくなり、£120を超えると年金受給資格を喪失された。

このいわゆる所得規制(Earnings Rule)制度は、1989年社会保障法(Social Security Act)の制定により廃止されることとなった。現在では、退職者は退職した後も受給する年金額に何ら影響を与えることなく働き続けることが可能である。すなわち働きながら収入を得るとともに、年金もまた受給することが可能である。また70才まで（女性の場合65才）年金の受給を行わず国民保険への積立てを続け、その後にくさんの年金を受給することも可能である（*9）。

退職後も就労する等の経済活動を行っている高齢者はわずか8%にすぎず、この法律が社会に及ぼした影響はまだ現在のところ少ない。

7. 退職基礎年金（Basic Retirement Pension）

国民保険積立てからは、まず第1に退職基礎年金が支払われる。1990年の場合、週あたり£46.90（年£2,438.80）であった。基礎年金受給資格のある夫婦の場合、各々£46.90、したがって合計£93.80の支給を受けることになる。

もし配偶者の一方（ほとんどの場合、妻である）がずっと無職であったり、あるいは受給資格に満たない積立てしか行っていなかった場合、夫の年金に週あたり£28.20の特別年金（配偶者特別年金(Dependent Spouse Allowance)）（*10）が加算され、したがって夫婦の年金額は£75.10（年£3,905.20）となる。60才以後は、この配偶者特別年金は、彼女自身の年金受給権利となる。

また今後、家事従事者保護制度により、退職後、減額されない年金を受け取ることができる既婚女性は増加するものと思われる。

未亡人（男やもめ）は、自分自身が受け取ることができる年金に加え、配偶者が以前受給していた年金を引き継ぐことができる。また女性の場合、もし夫が国民保険の積立てをしておれば、夫の死亡時には非課税の一時金である£1,000が支給される。離婚した女性は一定の条件の下に——例えば再婚はしないとといった条件——退職後は自分自身の年金額に加え、前夫の国民保険への積立てによる年金も併せて受給することができる。

1989年現在（*11）、10,002千人が退職基礎年金の支給を受けている。このうちほぼ3分の2が女性であるが、これは女性の方が男性より長寿であることを反映している。

年金の支払いは、毎4週間又は毎13週間ごとに銀行または住宅貯蓄金融組合の本人口座に直接振り込まれる方法と、毎週本人に年金小切手が送付され郵便局で換金する方法があり、そのいずれを取るかは年金受給者の選択に任されている。

8. 非積立て年金

国民保険基金への積立てが要件を満たさない人（制度導入後その積立て期間が足りないなど）のための所得補助金、及び80才を超えた人を対象にした非積立て高齢者年金(Non-Contributory Old Age Pension)の制度があるが、その財源は、国民保険基金ではなく、一般税収から支出される。

現在、非積立て年金の額は、週£28.20、既婚女性の場合週£16.85である。年金受給者

のうち後期高齢者は、そのほとんどが非積立て年金の受給者である。というのは、この人々は1948年に国民保険の制度が導入される以前、あるいは導入後まもなく退職したためである。この制度は1966年社会保障省設置法(Ministry of Social Security Act)により再編成され、その結果現在では大多数の人は積立てによる年金受給者である。非積立て年金受給者の数は1978年の69千人から1989年の38.2千人に減少している。このうち80%以上が女性である(*12)。

9. 附加年金

国民年金の制度は、所得額と積立額とが関連しているという意味では公平な制度である。つまり所得が多ければ多いほど国民保険への積立額は増えるという原則である。1960年以降初めて年金の積立額が所得と連動されるようになってから、二つの附加年金の制度が導入された。

(1) 累進年金(Graduated Pension Scheme) (1961-1975)

累進年金の制度は、1961年当時の保守党政権によって導入されたが、1975年には廃止された。この制度の下では、国民保険への積立として男性の場合£7.5、女性の場合£9で週6d(旧ペンス)に相当する年金ユニットを購入した。各ユニットは現在では6.14ペンスの価値がある。この制度が実施された14年間の間に買われたユニット数は、男性の場合最大で86(週£5.28相当)、女性で72(週£4.42相当)であった。この購入ユニット数に基づく金額は基礎年金と共に支払われる。

この累進年金受給者は、やがて1975年以前に就労を始めた人の数が徐々に減るにしたがって減少する。そして2020年までには完全に対象者はいなくなると思われる。1987年(*13)には約670万人の年金受給者(全体の68%に相当)が累進年金を受給していたが、その額はわずか週£1.29であり、£4以上受け取っている人はわずか2%にすぎなかった。

(2) 所得比例年金(State Earnings-Related Pension Scheme) (1978年以降)

所得比例年金は、労働党政権により1975年社会保障法(Social Security Act)に基づき発足し、1978年から開始されたものである。過去長期間にわたり、当時支給されていた国民年金だけでは高齢者の貧困状況が一向に改善される見込みはなく、年金支給額を増やす必要があるという議論がかまびすしくなってきた。所得比例年金は、とくに非熟練単純労働者を対象に導入された制度である。こうした人々は現在もそうであるが、他の社会経済層に比べ、一般的に企業年金の加入率が低かったためというのが制度導入の理由の一つであった。

1975年の法律により導入された所得比例年金には、年金額の増加のための二つの大きな特徴があった。一つは各々個人の所得比例年金は、年金受給資格のある所得期間のうち最良の20年間(下限及び上限の範囲内の所得)の平均所得を、賃金上昇を考慮した上で再評価する方法によって計算されるということである。そしてこの算出額に年金乗数(定期的に累増する乗数として1/80)及び所得比例年金加入期間を乗じて得られる。「最良の20年間」の方法は、大多数の企業年金に比べ、年金受給資格所得の評価にあたっては、かなり有利な方法であった。特に過去の所得を賃金上昇にスライドさせることによって再評価するという方法は、少なくとも最近までは企業年金の間ではほとんど考慮されることがなかったものである。このスライド指数(年金乗

数)は、20年間所得比例年金に加入していれば最大25%まで考慮される。さらに「最良の20年間」には、たとえ1年間通して就業しなかったとしても“1年間”として計算されるということである。すなわち、ある年の中途に勤務を中断した人々(例えば既婚女性)でも、そうした不利益の期間は勤務が継続したものとして見なされるのである。

もう一つの特徴は、未亡人の場合、自分自身が受けるべき所得比例年金に加え、夫の有していた所得比例年金も併せて受けとることができることである。ほとんどの企業年金の場合、未亡人の年金支給については死亡した夫の有する年金の半額しか受けとることができない。こうした所得比例年金の制度は、それまで比較的恵まれなかった既婚女性に対する政策の転換を意味していた。

退職基礎年金と異なり、所得比例年金は必ずしも全国民を対象としていない。この制度が導入されて以来、雇用者は全額の国民保険への積立てを行いつつ、所得比例年金に加入するか、もしくは所得比例年金に加入しないか2つの選択が可能であった。所得比例年金に加入しない雇用者(及び従業員)は、所得比例年金の支給額にほぼ等しい企業年金を従業員に支給する代わりに、国民保険への積立て額は割引きされた額が認められた。

雇用者は所得比例年金に加入しない場合には、事前に法定の独立委員会である企業年金委員会(Occupational Pensions Board)の許可を要する。1986年社会保障法により、個人年金の積立てを行っている人についても、同様に非加入の権利が認められた。1988年現在(*14)951万人が所得比例年金の非加入者であるが、これは国民年金受給者のおよそ40%である。またこの数字は企業年金及び個人年金の加入者の数の一部であるが、多くの人は企業年金及び所得比例年金の双方の支給を受けることを望んでいる。



自宅でくつろぐ未亡人

(3) 所得比例年金の改正

現在支給されている所得比例年金額はおよそ平均週£16である。一番多い人で週£35、一番少ない人で週£2である(*15)。こうした額は、約30年間勤務し退職後に受けとる企業年金や国民保険への積立ての満期を迎え受けとる国民年金の額に比べれば非常に少ない金額である。しかしながらこの制度が当初の計画通り実現されるかどうかは非常に疑問視されるようになってきた。すなわち当初の目標どおりこの制度

を運用した場合、莫大な費用がかかり（退職基礎年金よりはるかに費用を要する）、このままでは国民保険基金はやがて破産状態になることが明らかになったのである。別の表現で言うならばこの1975年所得比例年金の制度は、あまりに年金者に対し気前が良すぎたのである。

こうした理由のために、現在の中央政府は年金支給の方法を根本的に見直し、制度の改正を行ったのである。

この結果、2000年からは今までの「最良の20年間」に代わり、生涯賃金の再評価を基礎に計算されることになった。また上昇率も25%ではなく20%とされる。また、未亡人は、夫の有していた所得比例年金を現在のようにそのまま全て引き継ぐことはできなくなる。2000年以後は、45才以上の未亡人は夫の半分を、また45才未満は引き継ぐことはできない。もっとも今世紀に退職する年金受給者には、この適用はなく従来のみである。表2（*16）はこの改正により、どれほどの経費節約になるかその見積もりを示したものである。

表2 所得比例年金に要する経費予想（単位：10億ポンド〔1988年価格〕）

	従来計画	変更後の計画
1987	0.7	0.7
1991	1.6	1.5
1996	3.3	3.1
2001	5.6	4.7
2006	8.1	5.7
2011	10.9	6.2
2016	13.8	6.8
2021	16.4	7.1

10. 税の対象としての年金

国民年金所得は課税の対象である。もっとも退職者の場合には高齢者控除の制度(Age Allowance)が適用される。現在、一人の場合年間£3,670、夫婦の場合£5,814（夫婦のいずれか一方が65才以上ならば可能）の控除が受けられる。

この控除額の範囲内であれば、収入の如何を問わず非課税である。したがって企業年金や個人的な投資収入のない夫婦の場合、国民年金の額は年間£3,900（£75×52週）から£4,900（£94×52週）の範囲であり、高齢者控除の対象範囲内であり、非課税となるのが一般的である。75才以上の高齢者の場合、この高齢者控除の額はもっと大きい（一人の場合£3,820）。

ちなみに現在、一般の就労者の所得控除額は£3,005である。

11. インフレ対策

今までに述べた退職者国民基礎年金、累進年金及び所得比例年金は、原則としてインフレ対策が考慮してある。すなわち毎年4月に過去1年間の物価上昇率に従い上昇する。国民基礎年金の場合、消費財の小売物価指数の上昇と連動している。これは単に小売物価の上昇のみが考慮されているだけであり、社会経済全般を捕捉しているわけではない。国民年金のインフレ対策は、近年最もインフレが激しかった初年にあたる1971年に導入された。国民基礎年金はこうしたインフレ対策が取られるようになったため、1971年に週£6であったのが1990年には週£46.9まで増額された。

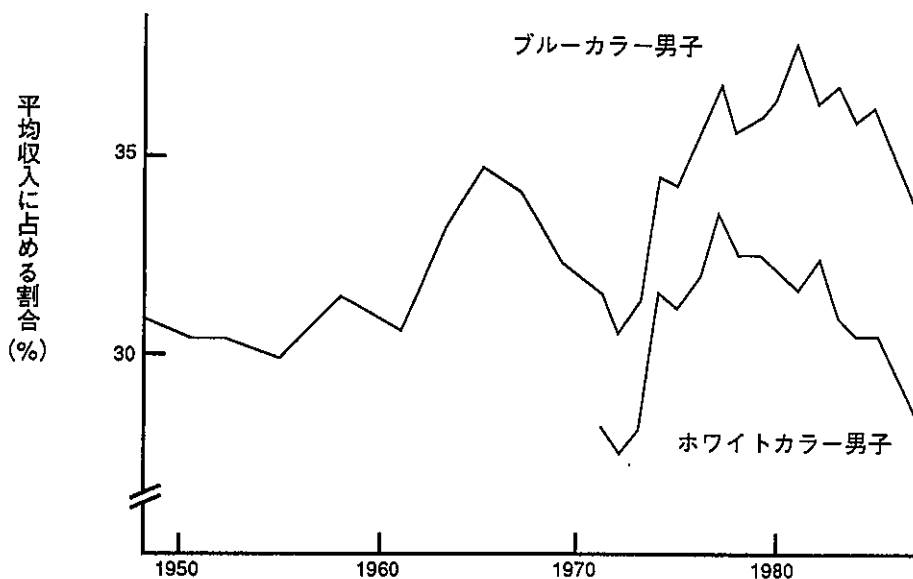
表3 国民年金をインフレまたは所得にリンクさせた場合にかかる費用指数

	インフレにリンクされた場合	所得にリンクされた場合
1989	100	100
1990	100.1	101.6
1995	99.0	112.2
2000	98.2	120.3

しかしながら国民年金は、所得の増加とは連動していない。これは、表3（*17）で示すように、長期的に見た場合、インフレ率との連動に比べ、所得額との連動は非常にコストがかかるためである。

表4（*18）は、1948年以降の退職者基礎年金額と男子の肉体労働者及びホワイトカラーの平均的所得との関連を見たものであるが、その関連性がよく理解できる。

表4 退職基礎年金と所得との関連



年金額は所得額とは連動しない一方で、所得上昇が経済成長と関連しているために、英国の経済成長が大きければ大きいほど、年金生活者の生活は相対的に苦しくなる。インフレ率が高く経済不況の厳しかった1970年代後半には、年金生活者の年金額は、労働者の所得に比べまずまず妥当な金額であった。しかし1980年代になって再び英国経済が立ち直りをみせると、年金額は再び相対的に低くなった。1980年には退職者基礎年金額は、当時の男子労働者所得平均の23.86%であったのに対し、現在のそれは17.99%である（*19）。

仮に1990年以降の賃金上昇率が年2%であるとする、現在、退職者基礎年金額は、男子労働者所得平均の17.99%であるのが2030年には9.63%まで低下する。このため、年金額が所得額とリンクしていない現在のシステムは、その生活費のほとんどを国民基礎年金に頼っている高齢者に対する差別であるという議論をする人もいる。しかしながら、こうした議論は次に掲げる二つの理由によりその実現が不可能である。一つは非常に費用がかかるためである。もし年金額を所得にリンクさせた場合、現在高齢者一人を支えているのが労働者4人であるのに対し、2030年には、これが3人という重大な事態が生じる。二つめの理由は、国民年金制度は、ここ10年の間に所得比例年金の支給が始まり、

国民基礎年金の支給額はかなり増額されたものとなることが予想されるからである。

現在の年金制度が抱える大きな問題は、国民年金受給者と企業年金受給者との受給額の差が著しいことである（これについてはIV章で詳述する）。

II. 企業年金及び個人年金

1. はじめに

国民年金の制度は、それだけでは退職前の生活水準を維持できるものではない。それはむしろ、退職者に必要最低限の生活水準を保障するための制度である。現在、英国の多くの退職者が豊かな退職後の生活を送ることができるのは、企業年金及び個人年金によるところが大きい。

企業年金は、民間公共を問わず雇用者によって運営される制度である。英国ではその歴史は古く、多くの企業年金は戦前ないし戦後まもなく始まったものである。終身雇用が一般的となり、雇用者は「元」従業員の福祉に、より責任を持たなければならないことを認識し始めたのであった。現在、およそ5万に及ぶ企業年金があり、加入者は約1,000万人である。これは労働人口のおよそ半数である（*20）。1987年の調査によれば、年金受給対象者の52%は企業年金受給者である（*21）。

しかしながら現在では、公共及び民間企業で終身雇用をとっている企業はほとんどなくなり、アメリカ方式のように企業間を移動するのが一般的になってきた。特にこの傾向は専門職や管理職に強い。この結果、多くの被雇用者は企業年金よりもむしろ個人年金を選択する結果となった。個人年金は自分たちの意思で年金計画を決定できるからである。一方、政府もまたこの傾向を押し進めた。現在、約370万人の人が個人年金の支給を受けている（*22）。

企業年金は、1957年国民保険法(National Insurance Act)の制定により著しく普及した。というのは、この法律により企業年金の積立てに対して税法上の特典が付与されたためである。さらに歴代政権により非課税制度が押し進められ、これは個人年金の制度にも適用されることになった。1990年の公共支出白書(Public Expenditure White Paper)（*23）によれば、このために要する財源はおよそ£10億にのぼるといわれる。保守党の場合、特にこの非課税制度を積極的に進めようとしている。というのは企業年金や個人年金の非課税政策を進めることによって国民年金制度への依存・負担を減らし、あるいは国民年金に対する年金増額の要求の聲が上がらないようにするためである。

この章ではまず企業年金について述べることにする。企業年金及び個人年金とも国民年金と異なり個人の積立て額による要素が大きく、両者は共通点が多い。

2. 企業年金

企業年金による年金支給額は、各企業により随分と異なる。しかしその基本的な部分については共通である。

被雇用者は月収のおよそ5%（*24）を年金基金(pension fund)に積立て、雇用者は被雇用者の月収のおよそ15%を年金基金に積み立てる。この企業年金はいわば従業員にとって生産性向上の奨励金とでもいえる。というのは、企業の中には被雇用者は全く積立ての必要がなく、すべてを企業が負担するという企業もあるからである。雇用者のほうが被雇用者より負担が多いのはいうまでもない。被雇用者の行う積立て額は非課税対象で

あり、所得額から控除される。雇用者の積立て額も同様に控除対象である。

年金基金は、会社の経理とは全く別に管理される“受託委員会(board of trustees)”の制度の下で設立されたものである。すなわち受託委員会のメンバーである受託者（通常幹部の中から指名された者、時には全く別の信託会社の者で複数である）は、基金の管理や資産の運用に責任を有しており、また従業員に係る年金事務（年金の支払い時期及び支払い方法等）が確実に行われるよう管理する責任を有している。

受託者は年金基金の投資を行うため、投資管理者 (investment manager) を指名する。この投資管理者（保険会社、金融機関又は受託者）は、基金の資産を次の3つの優良投資マーケットのうちの少なくとも1つに投資するものである。

① 固定金利証券

これは最も安全確実な方法であると同時に有利な投資の1つである。金利は予め預け入れの段階で決まっている。政府債券、地方団体債券、開発公社債権などが好例である。

② 株式保有

これは製造業、建設業、商業、サービス業等あらゆる会社の株式を取得保有することによる投資である。投資企業が利益を生じたときにはその配当金を受けとることができる。しかし株式投資の場合、会社が倒産したときには保証されない。したがって、これは上述の固定金利証券と比較すると危険を伴うものである。

③ 資産保有

均衡資産投資は、工場、事務所、ショップ、シティセンターへの投資である。これは財産の所有権及び賃借権を含み、資産から生ずる利益が収入となるものである。上記の一般株式が市場が常にリスクを伴っているのに対し、これは長期的にみれば当初の投資に対し、より高い利益を生ずるものである。

年金基金の投資により生じた収入は、元金とともに企業年金の支払いのための資金となる。年金基金の資産は、企業倒産の場合にも保護されている。すなわち、当該倒産会社の債権者には、企業年金の受給者に全額年金を支払ったあと、なおかつその剰余金がある場合にのみ、基金の資産から負債について支払われる。

投資管理者は通常、上記の3種類の全ての方法により投資するのが一般的である。すなわち、利益は低い確かな運用のできるものと利益は大きい投資リスクも大きいものとのバランスを取りながら、より有利な資産の運用を行う。このため投資管理者は、金融市場に関して正しい知識を有することが重要である。したがって多くの会社では投資管理者として外部から金融の専門家を指名する。あるいは基金のために、起こり得る損失に対して保険をかける措置を取っている。これは、将来ある事情により、年金基金から退職者（元従業員）への年金の完全な支給が不可能になった時に、保険会社が雇用者の支払うプレミアム（掛け金）により、その支給を保証するものである。また保険会社は、ほとんどの金融に関する専門的な事項を処理し、とりわけ、いかに年金基金が投資されるべきかの決定を行っている。

年金基金は英国の投資事業の主要な財源となっている。この年金基金から直接投資された資産の額は1957年には£20億であったのが1989年には£2,150億にまでなった（*25）。このうち13%は政府関係投資であり、69%は民間投資によるものである。また英国では他のEC諸国に比べ、年金基金から相当の額が海外投資に向けられている。

3. 主な企業年金の種類

企業年金には一般的に次の3種類がある。

- ① 退職後長期にわたって支払われる退職年金
- ② 退職後一定時期の間に請求できる一括払い年金
- ③ 従業員が死亡した時に、いつでも支払われる寡婦年金
及び退職前に死亡した従業員の遺族に支払われる一括払い遺族年金

(1) 退職年金

従業員の年金は、その個人が退職直前に得ていた給与額に基づき算定される（*26）。年金額は、この給与額を80または60（年金除数と呼ばれる）で割り、その額に各個人が年金制度に加入していた年数を乗じて算定される。60で除される年金の額は、当然のことながら80で除される年金よりも額は多くなる。例えば40年勤務したケースを比べると、前者の場合、年金額は退職時に支給されていた給与の約3分の2の額となるが、後者の場合のそれは約半分にしかない。次に具体例を示そう。

退職時の給与が£25,000、40年勤務した人の年金額は、それぞれ

£16,666

（60で除した場合、計算式は $£25,000 \div 60 \times 40 = £16,666$ ）、

£12,500

（80で除した場合、計算式は $£25,000 \div 80 \times 40 = £12,500$ ）となる。

この60で除した年金を支払うかどうかの年金基金の決定は、どれだけ年金基金が投資により高い利益を生むことができるかどうかにかかっている。

所得比例年金と同様、企業年金の制度では、高額所得者は高額の企業年金を受けとることができる。退職時の年間所得が£10万の会社の会長の場合、週£1,000の年金額となる。一方、退職時の年間所得が£5,000の非熟練肉体労働者の場合、受けとることができる年金額は週£20とわずかである。しかしながら1987年の推計によれば（*27）、企業年金受給者の年金額は、国民年金受給者に比べ約13%高い額となっている。換言すれば、企業年金受給者は、国民年金のみで生活している人に比べ、およそ2倍の収入を得ているといえる。

(2) 一括払い年金

政府は、従業員が年金を受給する代わりに、退職時の年間給与の1.5倍の非課税の一括金を受けとる制度を認めている。例えば退職時の給与が£25,000であった人は£37,500を現金で受けとることができる。こうした支給方法は、例えば退職時に家を購入したい人、豪華な旅行をしたい人、さらにはちょっとした事業を始める人にとっては魅力的である。しかしながら一括払いの年金の支給を受ける人は、その後の年金受給額は減額されることになる。通常、年間£900に対し£100の割合で減額される。こうした一括払い年金の制度は、国民年金の制度では存在しない。

(3) 寡婦年金

ほとんどの年金制度には、寡婦年金制度がある。所得比例年金制度を除き、他の年金制度では法律により寡婦年金を設けなければならないことになっている。所得比例年金制度の場合、残された配偶者は死亡した配偶者の所得比例年金を引き継ぐことができるために、寡婦年金の制度はない。夫が亡くなった場合、残された妻が受けとる

年金額は夫が支給されていた額の半分であるのが通例である。多くの年金制度は、夫が退職後に死亡した場合、5年間の年金の支給を保証している。したがって、例えば夫が退職後12か月たって死亡した場合、妻は夫の死後4年間、夫が受給していた年金額の半額を受給できるとともに、4年分を一括して受給することも可能である。

(4) インフレ対策

企業年金を採用している企業は、所得比例年金制度に加入しない場合には、法律により最低保証年金(Guaranteed Minimum Pension)を設けることが義務付けられている。そして政府は、1986年社会保障法(Social Security Act)の制定以来、インフレに対する措置を行ってきた。それ以前は、例えば(*28) 1983年に支給された企業年金の額は、3分の2がアップ改定されたものの、5分の1は1981年以来据え置きとなっていた。平均改定率は4%にも満たず、インフレ率の5分の4であり、まさに高インフレは年金生活者にとっては最大の敵であった。しかし、現在では、公的部門(中央政府、地方団体及び軍関係)における年金システムではインフレ対応規定が整備されている。一方、民間の場合も年間5%を限度に、小売物価指数にしたがい年金の額をスライドさせることが義務付けられている。したがって、もしインフレ率が5%の限度を超えた場合には、雇用者は5%を超える分については年金額をアップさせる義務はない。また政府は、年金の額を5%の範囲内でアップさせることによって企業の経営が苦しくなる場合には、企業に対し財政的な援助を行うことになっている。したがって、1986年までは高インフレは年金生活者にとっては最大の負担であったが、現在ではもはや企業年金にあってはインフレは、心配の種ではなくなったといえる。

4. 転 職

勤務先を変更する者には次に掲げる4つの選択ができる。これは被雇用者固有の権利であり、雇用主の恣意によって変更できるものではない。

- ① それまで積み立てた積立て額の返金
- ② それまで勤務した会社で積み立てていた積立て額に相当する年金を、そのまま退職時までとっておくこと
- ③ それまでの積立て額を、新たな会社の年金積立て基金にそのまま移すこと
- ④ それまでの積立て額を個人年金に移すこと

③及び④の年金の移動は、1986年社会保障法(Social Security Act)によって認められたものである。これは政府が、国民の勤務先の変更を容易にすること及び個人年金への加入の促進を進めるために取られた政策であった。

5. 企業年金の加入率 (*29)

25%弱の企業は、企業年金制度を有していない。年金制度を有しているのは一般に公共部門のほうが高く、また特に公務員の場合、加入率の高さとともに年金支給額も高額となっている。法律家や医者といった専門職の場合、80%という最も高い加入率を示している。昔からの有名な製造業や小売業の会社は古くから年金制度を有しているが、この年金制度を有している割合は、小規模になればなるほど、また広告業のように人の出入りが多い会社では低くなっている。また非熟練肉体労働者の場合、加入率は45%と他の社会経済層に比べて最も低い数字を示している。

また女性の加入率は男性に比べ低い。女性の場合パートタイマーで働く率が高く、こうしたパートタイマーは企業年金の加入対象外とされるためである。

6. 個人年金

個人年金は、そもそもは自営業者のために、また企業年金のほかにさらに年金の追加を希望する一部の高額所得者のために設けられた制度であった。1988年以来、政府は全ての労働者に対して、もし本人が望むのであれば企業年金の代わりに個人年金を利用することを認めた。この結果、将来的には個人年金への加入はかなり増えることが見込まれる。特に若い労働者の場合、その傾向は強いと思われる。当初10年ないし20年間、会社の企業年金に加入した後に個人年金に変更した被雇用者は、当然のことながら2つの年金を受給できる。こうした変更は1986年社会保障法で認められた。

個人年金には2つの過程がある。最初の過程は個人年金積立て者の雇用期間中を指し、積立てを始めたときから退職するまでの間をいう。この期間は年金として支給されるための基金への積立て期間である。次の過程は個人年金として支給される段階である。個人年金の受給は、法律により常勤雇用を退職した後でないとできないこととされている。これは、個人年金が税金逃れの便法として使用されることを防止するためである。

(1) 第1過程：基金への積立て

個人年金の加入者は、企業年金と同様に月収の一定割合を積立てる。その率は年齢に応じ政府によって決められる。35才以下では月収の17.5%であり、以後年齢と共にこの率は増え、61才から75才までは40%である（1989年現在）。企業年金と同様、個人年金への積立ても所得比例年金から個人年金への転換を促進するため、非課税扱いとなっている。このため、もしこうした一定率の積立制限がなければ重大な脱税のおそれがある。もちろん積立ては制限の範囲内であれば自由である。制限を超えた積立ても可能であるが、超えた部分は課税対象となる。個人年金の基金は、資産の有利な運用のため、企業年金とほぼ同様の方法で投資されている。

一方、雇用者も従業員が個人年金の積立てを行うことを奨励している。このことは、伝統的に企業年金が従業員の転職を防ぐための会社の魅力の1つであることを思うと、不思議に感ずるかもしれない。しかし多くの雇用者は、年金の負担責任が雇用者から被雇用者へ移ることを積極的に受入れており、従業員に個人年金の積立てを認めることが企業の魅力の一つとなると考えている。政府も、勤務先を変更する度に持ち歩くいわば個人の“金の壺”政策である個人年金を奨励している。

個人年金は保険会社、銀行、住宅金融組合、共済組合、投資信託会社によって運用される（*30）。どれを選択するかは個人の判断である。その運用方法は、各々随分と異なる。例えば住宅金融組合の場合、それはもっぱら不動産に投資される。また投資信託であれば、それは株式に投資される。これらの会社は、自己の経験に基づく市場への投資をもって、新しい顧客獲得のための競争を展開している。あるものは投資収益は少ないが安全であり、またあるものはリスクは伴うものの高収益を生むものもある。

個人年金の場合、投資先により年金の受給額が異なってくるという不確定要素が存在する。個人年金積立て者にとって、自分が退職し年金を受給する直前の時期になって投資対象が値下がりするというケースもある。例えば最近のような市場不安定な国際経済情勢では、少なくとも£200,000になると見られていたものが突然半減することもある。こうした不確定要素は、個人年金にとって企業年金と比べた場合、大きなマイナス要素の一つである。1983年の財政法(Finance Act)により、各個人はどこに投資するか（年金の積立てを行うか）の決定を行えるようになった。以前は個人年金管

理者(pension fund manager)が完全に管理していたが、政府は、年金財産の運用責任を各個人に任せる政策を進めた。

(2) 第2過程：年金の受給

退職時には、今までの積立て運用収益をもって保険会社から年金の支給を受けることになる。もちろん一括払いも可能である。保険会社は、年金受給者に対し、本人が死亡するまで定額の年金を支給することを保証するとともに、本人が死亡した場合、残された配偶者に配偶者遺族年金を支給することを保証する。年金額の決定は、まず第1に本人の積立て額、そして第2に平均余命表により決定する。現在の統計によれば、65才の男性の平均余命は13年であることから、積立て額が£130,000であれば、年金支給額は年間£10,000となる。また年金受給者が95才まで生きた場合、長期にわたり年金の支給を受けるため基金の負担は増えると思われるが、実際には66才で死亡して年金の支給をほとんど受けない人もいるため、その均衡は保たれている。

女性の場合、一般的に男性より早く退職し、平均余命も長いいため、男性に比べ相対的に少額の年金しか受け取れない。また企業年金の場合、インフレに対する対策があるのに対し、個人年金の場合、何ら法的措置はない。

7. その他の収入

年金収入の他にも年金生活者が収入を補う手段はたくさんある。現在のような高いインフレがなかった当時は、退職後の生活のために、それまで蓄めたお金を銀行に預けるか、若しくは昔から行われていたような方法（例えば暖炉の上の箱の中に保管する）がとられていた。実際、政府が国民年金の導入を遅らせた理由の一つは、「国民は貯蓄をして退職後の生活資金を十分に持っている。もしそうでなければ国民は貯蓄をすべきである」と当時の政府が考えたためである。現在ではこの考え方は変わってきている。

今まで住んでいた家より小さな家へ移ることは、新たな資本形成の1つの手段である。特に地価が高い地域（例えば南東部）から地価が安い地域（例えば西部地域やイーストアンガリア地方）に移る場合にはこのことがいえる。退職者にとって旧友と別れ、住み慣れた土地をあとにして新たな土地に引っ越すことは勇気のいる決断になるかもしれないが、かつて子供を育てるために購入した大きな家は、夫婦二人だけの生活になった今では不要である。

また、人々が退職後も資本投資を続けることもまた一般的である。すなわち住宅の売却や銀行あるいは住宅金融組合への貯蓄、そして年金の預け入れである。1984年から1986年までの調査（*31）によれば、年金生活者の70%にあたる人が何らかの投資をしていることがわかった。もっとも平均投資額は、週£10以下と小さい数字である。

最後は就労による収入である。高齢者世帯の場合、配偶者の一方がまだ退職年齢に達せず働いているケース、あるいは国民年金受給資格年齢に達した後も就労を続ける高齢者も少なくない。1981年から1986年の調査（*32）によれば、退職夫婦世帯の17.4%が就労収入を得ている。一方、一人暮らしの男性の場合の就労割合は、8.5%、一人暮らしの女性の場合6.3%である。もちろんこの収入額は、人により随分と異なっている。

Ⅲ. 年金生活者に対する所得補助

1. はじめに

多くの高齢者にとって財政的困乏は非常に深刻な問題である。退職がもたらす収入減により、生活の安定及び幸福の維持は徐々に困難になってくる。企業年金の支給を受けている人は、年金生活者の半数に過ぎず、多くの高齢者は国民基礎年金のみに依存している。このことは、既に見てきたように、わずかの収入で退職後の生活を送らなければならない現実の厳しさを意味している。

英国では低所得者である高齢者を対象とした、様々な所得補助金（給付金）の制度がある。もっとも彼らの低所得を補助するものとして、政府から所得補助金そのものの給付を受けている年金生活者は15%に過ぎず、多くの高齢者は、家賃補助や電気代補助といった生活上の補助金の支給を受けている（*33）。ただ、ここで注意しなければならないのは、こうした各種補助金の大部分は、高齢者だけを対象としたものではなく、条件さえ満たせば全ての成人が対象となることである。こうした社会保障制度は、社会的弱者である低所得者層を保護するための制度であり、単に高齢だからという理由で高齢者だけを対象としているわけではない。しかし、彼ら高齢者は一般的に低所得であるがために、結果として社会保障制度の対象となっているというのが現実である。国民年金と異なり、これらの補助金制度は拠出制ではない。財源は一般税収である。現在の補助金制度は、1966年社会保障省設置法(Ministry of Social Security Act)の制定により始まったものであるが、過去数回の改正を経て、現在の制度になったのは1986年社会保障法(Social Security Act)が制定されてからである。

こうした補助金のなかには障害や他の要素に関わるものもあり、こうしたものについては第5章で述べることにする。

2. 所得補助

(1) 生活必要最低基準額と所得補助

政府は、毎年、生活費を基礎に生活必要最低基準額(Personal Allowance)の算定を行う。1990年には生活必要最低基準額は、一人暮らしの場合、週あたり£36.7、夫婦二人の場合、週あたり£57.7に設定された。

この基準額に満たない収入しか得られない人々は、例えば栄養障害を起こしたり暖房が入れられない等のおそれがある最貧ラインとして、社会保障省に対して自分の所得額と生活必要最低基準額との差額についてその支給を要求することができる。これは所得補助(Income Support)として知られる。所得補助そのものの額は決して大きな額ではないが、この補助制度の対象となることによって、数多くの他の給付金の受給資格が付与される。所得補助対象である年金生活者は、地域の社会保障事務所から年金と所得補助が一緒に支給される。

(2) 加算

政府は、高齢者（及び障害者）が先に述べた生活必要最低基準額では生活が維持できず特別な財政援助が必要だと認めるときには（*34）、この基準額は加算という形で増額される。現在年金生活者に関連する加算形態は、次に掲げる4種類である。

- ① 60才から74才を対象にした高齢者加算
(週£11.80、夫婦の場合£17.95)
- ② 75才から79才を対象にした特別加算
(週£14.40、夫婦の場合£21.60)
- ③ 60才から79才までの障害者及び80才以上の高齢者を対象にした障害者加算及び特別高齢者加算
(週£17.05、夫婦の場合£24.25)
- ④ 親族がなく一人暮らしをしている重度障害者を対象にした重度障害者加算
(週£28.20、障害者夫婦の場合£56.40)

上記の規準に従い具体例を次に示そう。

例えば、65才の一人暮らしの高齢者の生活必要最低基準額は週£48.50である。
(基礎生活必要最低基準額£36.70+高齢者加算額£11.80=£48.50) 80才代の障害者夫婦の場合、彼らの生活必要最低基準額は週£138.35である。(基礎生活必要最低基準額£57.70+高齢者加算額£24.25+重度障害者加算額£56.40=£138.35)

ここにあげた例ではいずれも生活必要最低基準額は、彼らが支給される退職基礎年金よりも高い額となる。このため他に何も収入がなければ、また貯蓄規制(後述)に違反しない限りにおいて所得補助を受ける資格がある。所得補助額は、最初の例では週£1.60 (£48.5-£46.9)、後の例では週£62.75 (£138.35-£75.60、妻が夫の扶養家族である場合)となる。

(3) 貯蓄規制

所得補助を受けるためには、もう1つの条件を満たさなければならない。それは個人の貯蓄額が他の流動資産(株式等)と合わせ£6,000を超えてはならないということである。もっとも家屋等の個人資産は対象外である。これは貯蓄規制(The Savings Rule)と呼ばれる。所得補助請求者の資産の程度により資格の有無が決定される。夫婦の場合は、合算額がやはり£6,000を超えてはならない。£3,000から£6,000の貯蓄額を有する場合、所得補助は制限される。貯蓄規制は、1988年に保守党政権により導入された制度であるが、その意図するところは、真に所得補助を必要とする人へのみ制度が活用されるようにするためである。

資産調査は、政治的論争の種である。自分の資産が公衆の目にさらされることを好む人は誰もいない。また退職時にその後の生活を維持するための十分な生活資金を用意できなかったことを、あたかも「罪」であるかのごとく意識させられることは、高齢者にとっては苦痛となりかねない。

3. 住宅補助

英国の公営住宅の家賃は、特に高いわけではないが、それでも年金生活者にとっては大きな負担となっている(*35)。住宅補助は、こうした低所得者を対象にした家賃補助制度である。具体的には、公営住宅、住宅組合(Housing Association)及び民間住宅に同居している人で、所得が低く、貯蓄等の全資産が£8,000以下の人々を対象とした制度である。この貯蓄制限は、所得補助に比べ高い額が設定してあるが、これは住宅補助制度が、相当数の年金生活者を含め、広く一般の人々が対象になっていることを示している。所得補助を受けている人の場合、家賃は全て社会保障省が負担する。また家賃割引

き制度 (Rent rebate)は、所得補助を受けるほど低所得ではないものの、家賃の支払いが家計に大きな負担となっている人のための制度である。家賃割引の額は、所得額に応じ決められている。

住宅補助にかかる財源は中央政府の負担であるが、この運用については各地方団体の地方住宅部(Local Housing Authorities)が行っている。現在の制度は、1983年社会保障・住宅補助法(Social Security and Housing Benefits Act)により導入されたものである。

4. コミュニティ・チャージ補助と過渡期免除

コミュニティ・チャージの制度が、1989年4月1日からスコットランドで、1990年4月1日からイングランドとウェールズで従来のレイトの制度に代わって導入された。それまでの制度では、低所得者層である多くの高齢者に対しては、レイト非課税若しくは非常に低いレイト税額が設定してあった。コミュニティ・チャージは、従来のような占有財産に対する税金ではなく、同一地域に住む全ての成人に同じ率で課税されるため、高齢者にとっては従来のレイトに比べ、高い税額を支払わなければならない。こうした重い負担を避けるため、所得の低い年金生活者（及び一定条件を満たす年金生活者以外の者）に対しては、課税額の調整が行われている（*36）。

具体的には次のとおりである。すなわち、従来のレイト制度の下では税額を納める必要がなかったが、今回のコミュニティ・チャージの導入により年間£156以上のコミュニティ・チャージを支払わなければならなくなった年金生活者は、各地方団体に過渡期免除(Transitional Relief)を請求することによって納税免除を受けることができる。これは政府によって臨時的に設けられた制度であり、コミュニティ・チャージ補助(Community Charge Benefit)の制度と違い、所得額や貯蓄額に関係なく受けられる。コミュニティ・チャージ補助は、£8,000の貯蓄制限を条件に、住宅補助の制度と同じ方法により算定される。しかしながら、全ての成人が年齢を問わず、コミュニティ・チャージ額の最低20%は必ず支払わなければならない。20%といえども年金生活者にとっては少なくない負担である。

IV. 退職後の生活における収入と支出

年金生活者の収入は、徐々にではあるが確実に向上しているといえる（表5参照）（*37）。これは企業年金制度及び所得比例年金制度の成功によるところが大きいといえる。これらの年金制度の成功により、所得補助や住宅補助といった国の補助制度への依存者は、随分と減少してきた。

しかしながら、表5に現わされた数字はあくまで平均数字であり、個々に見た場合、かなりの格差がある。すでにI章でみてきたように、企業年金生活者は、主として国民年金だけの収入しかない年金生活者に比べると、かなり所得額は高い。このことは、年金で生活している者のうち高額所得者と低額所得者の収入構造を比較すると理解しやすい。1984年度及び1985年度の所得統計によれば（*38）、高額所得年金者の場合、収入のうち32.7%を企業年金に、26%を国民年金に依っているのに対し、低額所得年金者の場合、収入の95.5%を国民年金に依存し、わずか0.9%が企業年金によるものである。

企業年金と国民年金の所得の差は、表6に示すように歴然としている。これらの数字は、1989年家庭支出調査 (Family Expenditure Survey)（*39）の結果によるものである。

表5 年金生活者の収入
(単位：ポンド／週 1987物価数値)

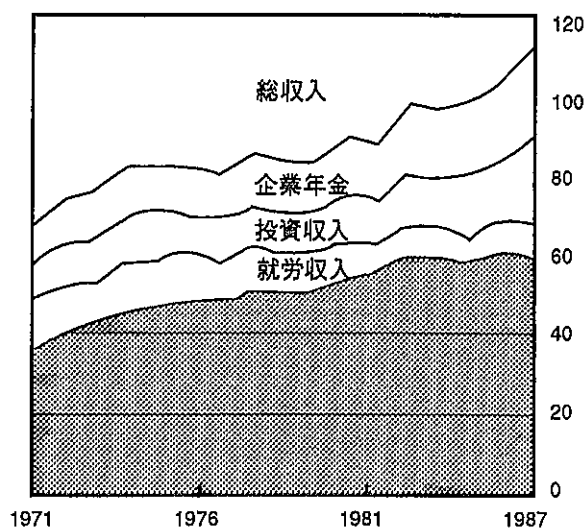


表6 世帯種類別収入 (週あたり)

(単位：%)

	退職者世帯 (主として国民年金生活者)		退職者世帯 (その他)		非退職者世帯	
	一人暮らし	夫婦	一人暮らし	夫婦	一人暮らし	夫婦
45ポンド未満	8.7	0.7	0.6	-	13.2	0.5
45ポンド以上 60ポンド未満	55.3	1.0	1.4	0.2	7.6	0.8
60 〃 80 〃	25.6	13.9	12.0	0.4	5.3	1.7
80 〃 100 〃	8.1	38.5	20.6	2.6	4.5	2.7
100 〃 125 〃	1.6	32.9	18.9	9.5	6.1	2.4
125 〃 175 〃	0.5	11.6	21.6	30.2	14.6	7.1
175 〃 225 〃	0.2	1.4	10.4	21.4	13.9	10.0
225 〃 275 〃	-	-	6.7	11.1	9.9	11.1
275 〃 325 〃	-	-	3.6	8.7	7.8	11.1
325 〃 375 〃	-	-	1.4	5.5	6.4	9.4
375 〃 425 〃	-	-	0.8	4.0	5.1	9.1
425 〃 475 〃	-	-	1.1	2.2	1.6	7.8
475 〃 550 〃	-	-	0.6	1.8	2.0	8.9
550 〃 625 〃	-	-	0.3	1.2	0.3	5.5
625 〃 750 〃	-	-	-	0.8	1.2	5.4
750ポンド以上	-	-	-	0.4	0.6	6.5

(1989年調査)

調査対象は7,500世帯である。当然のことではあるが、夫婦世帯の場合、二人が年金受給者であることから一人世帯に比べ収入は多くなっている。

表7は、1989年家庭支出調査(*40)により、家庭支出をみたものである。当然の帰結ではあるが、収入の差は支出に大きな影響を与えている。退職者世帯の場合、その支出は、住宅や食事といった生活必要上の支出が大きく、酒やレジャーといった生活必要以外の支出は少なくなっている。ただ住宅支出については例外的な数字が現れている。国民年金生活者の住宅費にかかる支出割合は、他の範疇の世帯に比べ少なくなっているが、これは国民年金生活者の場合、国から住宅補助を受けているためと思われる。

表7 世帯種類別個人支出

(単位：%)

	退職者世帯 (主として国民年金生活者)	退職者世帯 (その他)	非退職者世帯
生活必要上のもの	62.0	53.6	40.7
住宅	24.7	31.5	20.4
燃料、電気	12.3	6.6	5.1
食費	25.0	15.5	15.2
その他	38.0	46.4	59.3
酒	1.8	1.9	5.3
タバコ	2.4	1.0	2.2
衣服	4.5	4.8	5.5
家具	7.8	6.6	7.3
家の手入れ	6.1	6.7	4.8
美容院・化粧品等	3.3	2.9	3.3
車	1.7	6.5	15.1
旅行	1.3	1.6	2.9
レジャー用品	3.8	3.8	4.7
レジャー活動	5.2	10.3	8.0
その他	0.1	0.3	0.2
合 計	£ 59.78 (100%)	£ 121.35 (100%)	£ 140.79 (100%)

(1989年調査)

過去これまでに年金生活者間の所得不均衡を解消するために数多くの提案がなされてきた。国民基礎年金における資産調査は、政府関係者の中で考えられた一つの方法である(*41)。将来的には国民基礎年金の対象者は、企業年金等からの支給を受けない人々に限るといった政策がとられるかもしれない。また貯蓄制限についても、かなり緩和されるかもしれないし、他の所得制限も同様に緩和されるかもしれない。しかしながら当面は、政府は、一方で企業年金や個人年金の加入を促進しながら、また一方では低所得者である年金生活者に対して所得補助の制度を維持するという現在の制度を続けることになると思われる。

V. 早期退職

1. はじめに

第1章でみてきたように、英国では現在、早期退職者及び50才過ぎの長期失業者の数が増えている。1987年には60才から64才までの男性のうち、ほぼ半数の人が退職している。こうした人々は、国民年金支給資格の生ずる65才まで年金の支給は受けられない。それまでの期間は、財政的困難を生ずる結果となるが、とりわけ企業年金や個人年金に加入していなかった人にとっては深刻な問題である。

2. 企業年金が早期退職者に及ぼす影響

企業年金の場合、早期退職者に対する年金支給額は、通常の退職者に比べ減額されるのが一般的である。というのは早期退職者の場合、支給期間がそれだけ長くなるであろうし、また年金額の基礎となる給与数値が低いためである。仮に一人は60才で、もう一人は65才で退職し、ともに75才で死亡したと仮定した場合、前者が15年間の年金支給を受けられるのに対し、後者は10年しか受けることができない。これは明らかに不公平な結果となる。企業年金基金の管理者は、こうした不平等を解消するため、例えば60才で退職した人の場合、支給年金額を減額（任意退職の場合は30%の減額）している。このようにして、死亡するまでに受給できる総年金額について、早期退職者と定年退職者の間で均衡を失うことのないような措置が取られている。

既に見てきたように、企業年金の額は、退職直前の給与額と企業在職年数に基づいて計算される。このため、65才で退職した人は、そうでない人に比べ、受給できる企業年金の額は大きい。また、このことは従業員ができるだけ長く、企業に勤めたいという理由の一つにもなっている。さらに多くの企業年金では、病気や不況といった事由に基づく早期退職については例外措置をとっている。こうした場合、一般的には退職時の給与（通常の退職年齢まで働いたと仮定した退職時の給与ではなく）に基づき、退職時まで勤務したと仮定した期間に相当する年金が支給される。

3. 失業給付金

早期退職者で、かつ企業年金の支給を受けられない人は、失業給付金に頼らざるを得ない。現在、失業給付金の額は、週あたり

£37.35（成人の場合）

£23.05（成人の扶養家族の場合）

である。

したがって、夫婦いずれも年金受給開始年齢未満の場合、失業給付金の額は二人合わせて週£60.40となる。もし夫婦のいずれかが年金受給資格があれば、その額は£84.25となる。

失業給付金を受けるためには、失業状態にあること及び仕事を探す気持があることが必要である。これは任意退職やあるいは単に働きたくないという理由で、就職しない人を支給の対象から除外するためである。さらに55才以上でかつ週£35以上の企業年金の支給を受けている人については、一定の失業給付の制限を受けることになる。また、週£70以上の年金受給者の場合、失業給付金の対象外である。この失業給付金は最大52週間まで認められ、それ以後は唯一所得補助の制度に頼るしかない。

最近の経済不況により、余剰人員の問題は、とりわけ非熟練労働者である高齢者にとっては深刻な問題となっている。こうした人々は、不況の問題が起きると真っ先に被害を受けやすい階層の人達であり、こうした事態に備えた貯蓄もないのが一般的である。かろうじて生活できるだけの蓄えしかない人にとって、年金の支給を受けられるまでの2~3年間は、かなり厳しい状況となっている。

4. 疾病年金

疾病年金(Invalidity Pension)は、病気のために最低28週間就労できない人達のための年金制度である。通常、病気が原因で早期退職を余儀なくされた人々に適用されるのが一般的である。国民年金と同様、財源は国民保険積立て(National Insurance contributions)に

よるが、疾病年金の支給にあたっては貯蓄額や他の収入の影響は受けない。この疾病年金の額は、国民年金と同額になっている。つまり成人の場合週あたり£46.9、成人扶養家族の場合£28.2である。また、所得比例年金に類似した制度として附加疾病年金(Additional Invalidity Pension)の制度がある。疾病年金の受給者は、国民年金受給資格年齢に達した場合、国民年金も併せて受けられる。

要約

- ・国民基礎年金制度は男性で65才、女性で60才という年金受給資格開始年齢に達したら、それまで就労期間中に国民保険基金への一定の積立てを行った者に年金が支給される制度である。国民保険基金への積立ては、雇用者及び被雇用者双方の義務であり、その額は各個人の所得額に応じて一定率を乗じた額となっている。
- ・国民基礎年金の額は、現在週あたり£46.90である。これは平均所得額のおよそ5分の1である。
- ・所得比例年金には、附加年金の制度がある。現段階ではこの所得比例年金に基づく支給は少額であるが、今後十年間にかかなり増えるものと見込まれる。このため、政府は年金の計算方法の改正を行った。所得比例年金の採用をやめた企業の雇用者は、企業年金を支給する場合、国民保険への積立て額は減額される。
- ・国民年金は、毎年小売物価指数に伴いスライドするが、所得上昇には連動していない。この結果、国民年金の額は実質上、低下している。
- ・年金生活者のうち約半数が企業年金の受給者である。また最近では個人年金に人気が出てきた。これらの制度は、国民年金の収入を補足するものとして、政府がその加入の促進を押し進めているものである。このため、政府はこれらの年金積立て額に対しては、非課税措置をとっている。
- ・雇用者及び被雇用者は、国民年金と同様、年金基金へ一定額の積み立てを行う。国民年金と異なるのは、この基金に積み立てられた資金が、株式等に投資されるということである。投資された結果運用益を生じた場合、それは本人の年金額に加算される。また国民年金と同様、企業年金制度では退職後非課税の年金一括支給を受ける制度がある。
- ・所得補助の制度は、低所得者である年金生活者が対象である。また所得補助を受けている年金生活者は、家賃の全額が、またそうでない人も家賃の一部補助を地方団体の地方住宅部から受けられる。
- ・年金生活者の収入は、最近徐々に改善されてきた。これは企業年金の制度に負うところが大きい。しかしながら、まだまだ企業年金の支給を受けている人と、主として国民年金の支給しか受けていない人の間では、その収入及び支出額において大きな格差が存在する。
- ・早期退職の場合、企業年金の月額額は減額される。また失業中は、一定条件の下に失業給付金の支給対象となる。疾病年金は、病気によりやむなく退職した人々のための制度である。

第4章 活動的な退職後の生活

第1章では、英国における高齢者は、退職することによってたくさんの自由時間ができたにも拘らず、驚くほど消極的な生活をしているという現実をみてきた。レジャー活動を楽しんでいる人々は、それだけ人生の楽しみが増す。しかしながら退職者は、若い年代層に比べ各種レジャー活動に対して、より消極的なのである。したがってこの章では、まず第1に何故高齢者がレジャー活動への参加に消極的なのか、その原因を探ることとする。次に英国の退職者の間で人気のある数々の退職後のレジャー活動を紹介するとともに、そうした機会の利用について調査することとする。退職者間でのレジャー活動を推進する上で、地方団体やボランティアの役割は重要である。とりわけ英国ではボランティア活動は大きな役割を果たしており、これらの活動についても併せて紹介したい。なお、社会教育については、レジャー活動とは切り離して別項目として考えてみることにする。

1. レジャー活動への参加を制約するもの

教育、収入及び健康問題が、高齢者のレジャー活動への参加を妨げている3大原因である。しかし、明らかに問題はもっと複雑である。最近行われた高齢者によるスポーツ施設の利用についての調査(*1)によれば、個々の高齢者とある特定の制約原因だけを結び付けることは困難である。すなわちそれは、様々な要因が重なり相互に関連しているのである。こうした要因については第2章で概観してきたが、ここではそれをもう少し詳述することにする。

(1) 個人的制約

性、年齢、活動能力の欠如、貧困、健康、熱意の低下、無知、適切な情報の欠如、レジャー活動への無関心、スポーツ技術の不足、自信の低下

健康、年齢、活動能力に関する制約は比較的理解しやすい。他の制約原因には、微妙な問題が内在する。例えば、60才以上の年代の人は、自分たちが育った時代には、レジャーセンターやこうした種類の公共施設はほとんどなかったため、多くの人々がレジャーセンターに行った経験がない。また高齢者、特に婦人との間のスポーツに対する無知は、深刻な問題である。彼らが子供の頃に、もっとスポーツに参加する機会があれば、こうした問題はなかったのかもしれないが、残念ながらその機会はほとんどなかった。「スポーツは若い人のためのもの」と決め込む高齢者も少なくないし、「慣れないスポーツをしても怪我をするだけ」だと誤解している高齢者も多い。スポーツに対する無理解、自信及び自負心の低下は大きな問題である。

(2) 社会的制約

教育、文化的背景、家庭の拘束

現在、退職期を迎える人々の世代は、労働への献身を至上とするプロテスタンティズムが隆盛の時代に活躍していた人たちである。これは人々のレジャー活動に対する経験や考え方に大きな影響を与えている。このことは、退職することによって得られ

る自由な時間の過ごし方に対する理解を非常に困難にしている。ある調査によれば、「現在の退職者の世代は、次のように教えられ育ってきた。すなわち、労働以外の活動は無価値であり、また“遊ぶ”ことは“罪”である。楽しみは将来に残し、将来の生活に対する備えを怠らないようにと教えられてきた」と説明している。退職した妻が、夫を家に残して一人でレジャー活動に参加するということは、なかなかできるものではない。

また肉体労働者は、退職までの労働がきついために、退職後にスポーツを楽しむということができない状況が生ずることもある。特にその仕事が重労働であった場合には、退職後は自分でスポーツを楽しむよりは、どちらかという方を選んでしまう。ゴルフを楽しむのは、一般的に中産階級である。もっとも最近では、こうした不均衡は、機械等の導入により肉体労働の負担が減るにしたがい、改善されてきている。

(3) 経済的制約

低収入、社会経済的地位の問題、家具等購入費用及び旅行費用の負担の重さ

経済的制約は、最も議論の対象となるもののひとつである。高齢者特に国民年金だけを収入源としている年金生活者にとって、観劇等各種レジャー施設の入場料や旅行費用そして生活費が高いことは、レジャー活動参加への大きな制約原因となっている。また、一般的に労働者階級の高齢者が、中産階級の高齢者と一緒に各種活動に参加することを躊躇するといった事実、あるいは低学歴者が高学歴者に対して偏見を感じるといった事実が存在する。社会教育コースへの参加者数は、中産階級の高齢者たちの方が多。

(4) アクセスの制約

距離、時間及び費用の問題、自家用車や公共交通機関の有無、天候

自家用車なしに、レジャー活動に参加することは、ほとんど不可能なのが現実である。特に田園部に住んでいれば、なおさら深刻な問題である。ある調査によれば、年金生活者の自家用車保有割合は、就労者の2分の1に過ぎない。このため年金生活者が、公共交通機関に依存する割合は高くならざるを得ない結果になっている。さらに多くのレジャー施設は、バスのメインルートから離れた所にあるのが一般的である。こうしたバス等の公共交通機関は、退職者といった未就労者の社会層よりも、むしろ労働者の利便を優先するのが常である。

(5) 施設の制約

レジャー活動内容及び施設使用料に関する理念の問題、外観、内部施設、コミュニケーション施設の有無

多くのレジャー施設では、活動的で自信のある人たちのためにレジャー活動内容が計画されており、このことがナイーブな高齢者たちの参加をためらわせる結果となっている。同様に、裕福な人たち—彼らはこうした施設をよく利用する金銭的余裕がある—が、施設の利用料を決定している。多くの高齢者は、レジャー施設を利用する

チャンスを、単にレジャー活動に参加するだけではなく、新しい友人との出会いの場として考えている。したがって、高齢者にとっては、こうしたレジャー施設内に、ラウンジや喫茶室など“語らいの場”が付置されたものが望ましい。しかし、現実には、こうした施設を有するレジャー施設の数は決して充分ではなく、仮にそうした施設があっても不十分なものであることが多い。



午後のひとときをランプで過ごす

(6) 管理上の制約

管理方式、高齢者に対する考え方の問題

レジャー施設の職員の中には、ときに高齢者に対し、過保護であったり独断的であったりする。こうした姿勢は、高齢者の気持ちを一層消極的にさせ、彼らのレジャー活動への参加の意欲を減退させる結果となる。個々の高齢者が持つ多様性に気を配り、多様で新鮮な試みをもって、彼らが喜んで来られるような雰囲気をつくることが重要である。

2. 一般的なレジャー活動の種類

高齢者のレジャー活動の種類は、各々の個性が異なるように多様である。以下に高齢者の間で、人気のある主なものを挙げてみよう（*2）。

学問的趣味	天文学、家系学、歴史
芸術	音楽、絵画、写真、詩、観劇、執筆
収集	古物、貨幣、軍需品、航空機モデル、切手
保存	遺産、田園風景の保存、動物相、植物相、生態学
料理	
手工芸	籠、真鍮記念碑の拓本、能書、花、刺繍、編物、
ダンシング	フォークダンス、ティーダンス
日曜大工	
外国語	

庭の手入れ	
室内ゲーム	ブリッジ、チェス、ジグソーパズル、スクラブル
健康運動	指圧、音楽運動、大極拳、ヨガ
ペット	猫、犬
鉄道模型	
屋外趣味	考古学、養蜂、散歩、宝探し
スポーツ	魚釣り、弓、戸外運動、バドミントン、ボーリング、クリケット サイクリング、ゴルフ、射撃、ズイミング、テニス、卓球、ヨット
ワイン造り	

これらの活動の多くは、歴史的な要素が強い。こうした活動の中には、彼らが若者時代に経験した20世紀の主要な歴史的事実を回顧させるものもあれば、また“古い”の問題は、長い歴史に比べれば、ほんの一片に過ぎない些少さを認識させるものもある。例えば、軍の歴史は、第2次世界大戦で戦った人々の記憶を留めるだろうし、蒸気機関車の模型は、当時の蒸気機関車の記憶を鮮かによみがえらせてくれるだろう。1980年代になって、高齢者の中で人気の出てきたティーダンス（*3）は、ちょうど現在ディスコが若者の中で人気があるように、1920年代若しくは1930年代に人気があったものである。また、高齢者は、自分の生涯のうちに都市部や田園部の風景がいかに移り変わったかを認識しており、次の世代のために、その保存の必要性を強く感じている。また同様の理由により、彼らは家系学に興味を持ち、自分たちの祖先について調べている。

高齢者も若者と同じ様に、創造的な衝撃によって心をかきたてられることはいうまでもない。退職者は、それまで長年にわたり毎日同じような決まった仕事をしてきただろうし、退職後は、たとえば絵画の勉強をしたいと思うかもしれない。上述したスポーツに関する限り、どれも高齢者にとって特に困難だというものはない。適度なスポーツは、体力と精神のリフレッシュのためには非常に効果的である。手軽なものでは、スイミング、散歩、フィットネスといったものがあり、こうした教室は、どの地域でも退職者のためのレジャー活動として用意されている。

その他にも上記に述べた趣味活動の範疇には分類されないが、高齢者が参加して満足を得られる活動はたくさんある。たとえば、ボランティア活動、政治団体の活動、ロビー活動、旅行等である。

ボーリングとピンゴといえ、しばしば高齢者を連想させるものの代表として知られる。両者とも、どちらかというとな消極的な活動と考えられ、精神のリフレッシュというよりは友人と会話を楽しむためであるといえる。非常に多くの年金生活者が、この2つの趣味を楽しんでいることは間違いないが、ややもすると、この2つ以外には楽しみがないように思われがちだ。しかし、現在の退職者、とりわけ若くして退職した者は、登山やセーリングといった趣味にもチャレンジしており、今までのように単に60才を過ぎたという理由だけで、「高齢者はボーリングとピンゴしか楽しまない」と言われる風潮に対して反発を感じ、意気軒昂としたところをみせている。

3. 地方公共団体の役割（*4）

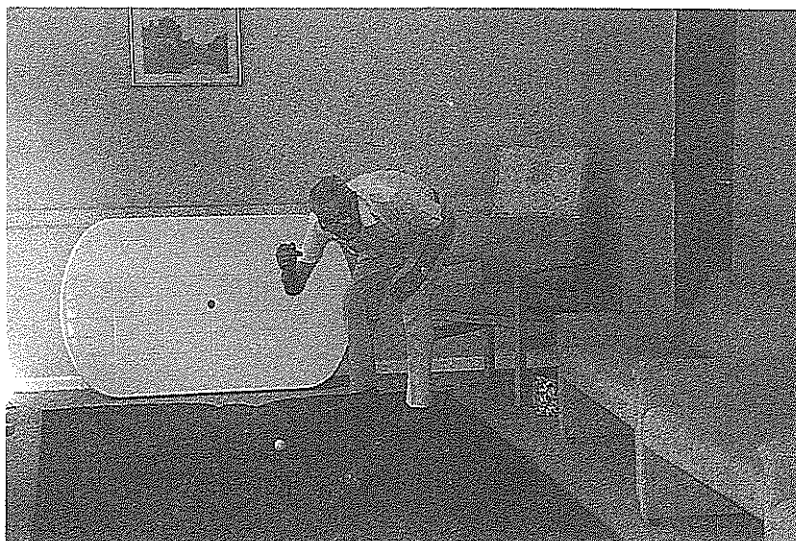
英国では、レクリエーション活動を提供することは地方団体の責任である。すなわち、イングランドとウェールズでは都市圏にあってはディストリクト、非都市圏にあっては県の責任であり、スコットランドではディストリクト（島しょ部にあっては県）が責任を有している。また地方団体は、各種施設を運営するために専門の指導員を雇用し、また地域におけるレジャー活動を推進するために、相当広い行政上の裁量権を有している。例えば、地方団体は地域のボランティアグループに対し、補助金を交付したり資金の貸付けを行うことができる。地方団体は、一般の住民を対象にした社会教育やレクリエーションの場を提供する主要な責任を有しているが、同様に、高齢者のためのレジャー活動の提供を推進する主要な役割を負っている。

(1) 組織

通常、地方団体には単独のレジャーサービス担当部局があるが、環境部や住宅部の中の一部局が担当している団体もある。しかしながら最近になって、地方団体では公共レジャー施設の数が増加するなど、レジャーサービスの提供の重要性が増してきた。また他の行政サービスとの関連も重要になってきている。このため地方団体では、単独のレジャーサービス担当部局を新たに設置することの必要性を認識し始めている。レジャー活動を提供する施設の一つである図書館は、教育部局又はレジャー部局と一緒にいるかもしくは単独で設置されている。社会福祉部局も含め、こうした部局間における協力は、地方団体内では頻繁に行われている。というのは、多くのレジャー計画は、多分に教育的・社会福祉的要素を含み、逆に教育・社会福祉行政の中にはレジャーサービス要素を含むものが多いためである。こうした協力関係は、ある部局が他の部局に施設の利用を許可したり、財政的な援助を行うという形で行われる。例えばレジャー部局に所属するレジャー活動指導者は、社会福祉部局で運営管理されている老人ホームで、レジャー活動教室を指導することができる。費用は、それぞれの部局が負担する。ロンドン区のように一層制をとる地域では、こうした行政サービスの運営が容易である（*5）。

(2) 基本理念

ここで強調しておかなければならないのは、地方団体には「高齢者のための部局を



設置しなければならない」という法的な義務はないということである。なぜなら、地方団体のそもそもその機能は、年齢には関係なくその地域に住む住民全体を対象にしているからである。このため、実際、地方団体の中には、高齢者のために特別の政策を実施

ボーリングは高齢者が最も楽しむスポーツの一つである
(シェルタードハウス内にて)

することは、他の若い世代に対する差別であるという議論をする団体もある。一方、前述した高齢者のレジャー活動参加への障害の存在こそ差別そのものであるとする地方団体もある。

レジャーセンターや図書館などの公共施設は、若者や労働者にとって便利のよい位置にある。しかし、自家用車を持つ余裕のない高齢者、公共交通機関の便利の悪い地区に住んでいる高齢者、そして足腰の弱った高齢者にとっては、こうした施設はたいへん利用しにくい場所にあることが多い。多くの地方団体では、高齢者が若い世代と同様に、レジャー施設をできるだけ多く利用できるような環境づくりを行う義務があると考えている。また次のような事実についても共通した認識を有している。

「年金生活者は、決して皆同一ではなく、各々が個性をもっている。その差は、単に性、民族、社会階級の面から説明できるものではない。社交的な高齢者もいれば、一方で恥ずかしがり的高齢者もいる。毎日ボーリングを楽しむ人もいれば、ボーリングを嫌いな人もおり、また前述したように“高齢者”というレッテルを貼られるのを嫌って、(我々が“高齢者”をイメージする)ボーリングやビンゴといった伝統的なレジャー活動に参加することを躊躇している高齢者もいる」

各地方団体が現在直面している課題は、すべての高齢者の要求を満足するようなレジャー活動の場を提供できるかどうかということである。ある調査によれば(*6)、高齢者のためのレジャー施策に関しては、都市圏ディストリクト及びニュータウンの方が、田園部の地域に比べ、より進んだ行政を行っているようである。

もう一つ、こうした高齢者に対する行政の必要性が増大したのは、もっと現実的な理由のためである。地方団体は、「従来までは、レジャー活動に参加しない非活動的な年金生活者のための医療費等の社会的負担は増大する一方であった。しかし高齢者のこうしたレジャー活動への参加が、単にレクリエーションという楽しみの領域に止まらず、成人病等の予防に多大の効果をもたらしている」という事実を認識し始めたのである(*7)。必ずしも断定はできないものの、レジャー活動を行うことにより、四六時中介護を要するという健康喪失状態の高齢者の数が減り、地方保健局や地方団体の社会福祉部局が所管する医療等の負担が軽減しているという好結果となって現れている(*8)。

4. 高齢者に対するレジャー活動政策(*9)

高齢者に対する進歩的なレジャー活動政策を進めるためには、レジャーサービスの受けやすさ及びレジャーサービス活動の選択範囲の広さという両面が必要である。ここでは、各地方団体が進めている高齢者に対する各種施策についてみることにするが、この章の中で、地方団体のレジャー活動成功例としてノリッジ市のレジャー活動を取り上げてみたい。ここでの成功のための大きな要因は、「地方団体の行う最も成功した計画案は、レジャー活動の多様性である。また高齢者を不必要に保護しすぎず、とりわけレジャー活動の計画内容やその編成について、高齢者とよく相談をした後で決定した」ことである。

(1) 高齢者優遇制度

ほとんどの地方団体では、高齢者に対して何らかの優遇制度を設けている。これは、既にみてきたように、一般的に所得が低いが高齢者のレジャー活動参加を妨げている主要な障害の1つであるレジャー参加の「高費用」を取り除くための政策である。具体的には、年金生活者に対し、各種レジャー施設(レジャーセンター、ス

イミングプール、ゴルフコース、博物館など)の利用に際し、割引きを行うものである。平均的な割引き率は50%である。また地方団体の中には、年金生活者が、レジャー施設を無料又は半額で利用できる「レジャー施設利用パスポート」を発行し、例えば年間費用£3といった低価格で更新できる制度をもつところもある。こうした優遇制度の年齢対象は、国民年金の受給対象年齢である男性65才以上、女性60才以上としているところもあれば、性別に関係なく一律に60才以上としているところもある。英国では、性により年齢制限が異なることは性差別関係法(sex discrimination laws)に抵触しない。

レジャー担当部局が抱えている問題の1つは、レジャー施設の平日における利用が少ないことである。これは施設利用の効率性の問題でもある。例えば温水プールの場合、非常にエネルギーの無駄になる。こうした問題を解決するために、多くの地方団体では、最も利用の多い時間帯には、高齢者のための割引き制度を適用せず、利用の少ない日中の特定時間帯に高齢者に無料で解放している。こうした優遇制度は、スポーツ部門だけに限られない。劇場のチケットを通常より安い価格で購入できるような制度を持つ地方団体もあり、ケント県のグレイブシャムでは、県の経営するゲストハウスを、高齢者に通常より安い値段で利用できるよう開放している。また社会福祉部局は、住民の旅行に対して財政補助を行っている。もっとも、これは、すべての人が利用できるわけではなく、障害者や低所得年金生活者に限られている。しかしながら、現実にこの制度を利用している人の数は、まだまだ少数のようである。

(2) 高齢者専用制度

高齢者のために一般的に行われているもう一つの施策は、例えばスイミングプールやバドミントンコートといった公共施設の利用において、全利用時間のうち毎週2～3時間を高齢者専用に貸し出したり、また施設内に高齢者専用の施設を設置するといった施策である。多くの高齢者は、スポーツ、特にスイミングなどを若い人と一緒に行うことに対して躊躇しやすい傾向にある。高齢者専用の施設を設けることは、この種のデリケートな問題に関する唯一の解決方法である。例えばイーストハンプシャー・ディストリクトでは(*10)、市のスポーツセンターの一つに、50才以上の人を対象にした「健康・レジャークラブ」を設置して大成功を収めた。メンバーは、年間約£10の入会金を支払い、1日の使用料£1を支払うことにより、各種スポーツの受講及び施設の利用ができる。ここでは、ボーリング、テニス、バドミントン、卓球、ダンスなどに人気があり、メンバーの3分の1は、毎年クラブの主催する旅行にも参加している。このクラブは退職者のみならず、広く50才以上の人を対象にしていることに注意する必要がある。実際、多くの地方団体では、上記の例のように対象者を退職年齢以上の高齢者に限定せず、もう少し若い世代にまで広げてレジャー活動を提供している。こうした政策がとられる理由の一つは、50才代で退職する早期退職者数の増加への対応、及びレジャー施設の有効的な利用を進めるためである。そして、もう一つの重要な理由は、60才を超えてからではなく、50才代のうちにスポーツを始めたいという参加者の要求に対応するものでもある。こうしたことが、退職後も抵抗なくスポーツを続けられるような環境づくりになるのである。

田園地方に住む高齢者は、適当な交通機関がないこと、レジャー施設が街の中心部に設けられていること等により、なかなか参加しにくいといった事情がある。北ヨークシャーにあるスカボロ・ディストリクトでは、こうした問題を解決して高齢者のス

スポーツ参加を容易にするために、スポーツ技術を有する5~6人のメンバーで構成されるスポーツチームを設け、50才以上の人を対象に各地区にあるコミュニティセンターや学校でスポーツ巡回活動を行っている。

(3) 高齢者用図書館

高齢者に対する図書館サービスの提供は、全ての地方団体にとって重要な行政の一つである。地方団体が設置した図書館は、過去長い間高齢者の要求に答えてきた。また実際、他のレジャー活動とは逆に、高齢者が図書館を利用する割合は、他の若い世代に比べ多くなっている(*11)。しかしながら、現在ある多くの図書館は、まだ視覚障害者、身体障害者、社会的弱者である高齢者といった人々の要求がほとんど考慮されなかった時代に建設されたものである。立派な階段は外見は良くても、車椅子利用者にとって障害以外のなにものでもない。また、館内の内装は暗く、椅子は座り心地が悪く、トイレも決して利用しやすいとはいえない施設もまだまだ多い。一般的に図書館は、街の中心部に設置されることが多く、このため、やや離れた郊外に住む高齢者にとっては、アクセス手段がないため、図書館を利用できないといった結果を招いていることがある。図書館部局では、こうした人々に対し、十分な図書館の活用を図るために、数多くの施策を実行してきた。そのうち主なものは次のとおりである(*12)。

- ① 移動図書館 一週間のうち決まった日時に、特別巡回用に設計された巡回車で管轄地域を巡回するもの
- ② 2週間から8週間を一つの単位にして、老人ホームに本を配布、回収していく方法
- ③ 視覚障害者用の大きな文字の本、あるいは音声の出る本の設置

多くの地方団体では、シェルタードハウスに住む高齢者のために、“移動図書館サービス”を実施したり、月に1回、高齢者のための“足”として住居地から図書館までのミニバスサービスの提供を行っている。コーンウォール県では、高学年の生徒がコミュニティサービスの一環として、図書館の本を持って高齢者を訪問するという興味深い試みを実施している。

(4) ノリッジ市の退職者施策

現在とられているレジャー政策の多くは、高齢者がレジャー活動に取り組みやすいような環境づくりに主眼が置かれている。しかしながら、高齢者は自分が働いていた若かりし時に、こうしたレジャー活動の経験がほとんどないために、レジャー活動に参加することを躊躇している。そのため地方団体の中には、地域社会と連絡を取り、積極的に高齢者の間にレジャー活動を広げていくことが地方団体の重要な役割だと考えている自治体もある。これは「地域社会の交流発展」の一つの形態である。

ノリッジ市(*13)では、高齢者のためのレジャー活動を推進するために、雇用契約期間を限定せず、永く勤めるスタッフをおいている。

ノリッジ市は、人口約12万人の小さな都市であるが、人口に占める退職者の割合は20%以上と高い率になっている。1981年、市のレジャー・コミュニティサービス部局は、スポーツ協会及び元従業員の福祉に関心のある地元企業の財政援助を受け

て、「いきいき退職プラン(Active Retired Scheme)」を設立した。これはこの種のものとしては、英国における最初の試みであった。この計画は、レジャー活動推進者(Activities Promoter for Retired People)によって推進されている。レジャー活動推進者は、施設利用料金の割引きやレジャー活動講師の配置の決定、施設の利用日程調整とその広報を行うが、最も重要な役割は、レジャー活動の内容とその計画の決定にあたり、高齢者と綿密な協議を行うことである。要するにレジャー活動推進者の役割は、これからレジャー活動を始めようとする人たちを側面から援助することである。この計画では、非常に広範囲のレジャー活動が用意されてきた。アーチェリー、バドミントン、ボーリング、クリケット、ラケットボール、柔軟体操、テニス、スヌーカー、チェス、美術、花、庭の手入れ、作曲、写真、外国語などである。また、どんな活動が用意されているのか、その内容を知りたい人には、「あなたも挑戦してみたら？」という1日体験制度があり、そこで一度挑戦してみて自分に合うかどうかを試してみることができる。各教室では、市のレジャー活動部局の干渉をできる限り排除し、60才以上の高齢者が講師と相談し、自分たちで教室の運営を行っている。また、高齢者だけで構成する企画運営委員会が設けられ、パーティや各種催し物などを計画している。

ほとんどのレジャー活動の参加は、無料で提供されている。一部有料で提供されているものもあるが、高齢者にとってそれほど負担にならないように工夫されている。例えば8週間のゴルフ教室の場合、参加料は£6.60、「レジャー活動パスポート」所持者は£4.50である。こうしたことができるのは、実はこの「いきいき退職プラン」制度の運営が非常にうまく効率的に行われているためである。この計画に要する経費は、基本的には、レジャー活動推進者の給与と使用する施設の賃貸料などの運営経費である。このためレジャー活動のための経費は、レジャー部局全体経費の1%以下の数値にすぎない(*14)。主要な経費や、さらに特別事業に対しては、通常、民間企業から財政援助を受けることが可能である。最近の例では、ノリッジ市の住宅金融組合がレジャー活動プロモーション用ビデオ制作のための資金を提供した。

市の有する公共施設である3つのレジャーセンター、21のコミュニティセンターは、その設置目的に従い、大変よく利用されている。またこれらの施設の運営管理経費は、レジャー担当部局全体の予算の枠内で行われている。たとえこの「いきいき退職プラン」が行われなかったとしても、施設の運営経費は当然必要である。コミュニティセンターの態様は、市営のアパート内に2~3室を有する小さなものから、独立した建物まで様々であるが、それは少なくとも、高齢者の大多数が住んでいる地域から歩いて行くことが可能な距離の範囲内にある。レジャー施設まで簡単にアクセスできるということが、こうした制度の成功する大事な要因である。多くの田園地帯にある市がそうであるように、ノリッジ市もまた公共交通機関の縮小廃止の問題を抱えてきた。レジャー部局では、近くにコミュニティセンターがない地区では、結果的に「いきいき退職プラン」への参加率が少ないという問題を抱えている。

ノリッジ市では約8,000人の高齢者が、「いきいき退職プラン(Active Retired Scheme)」に参加している。延べ参加者数は、1983年の6万5千人から1986年の10万人にまで増えた。もっとも1986年をピークに減少し、現在、参加者は8万5千人である。元レジャー活動推進者であった人は、「この制度が成功した要因は、高齢者との細部にわたる折衝はもちろん、内容そのものが生き生きとしたものであることが原因」といっている。

また彼女は、次のようにも語ってくれた。

「一般に、高齢者がレジャー活動に参加する動機は、彼らが孤独を感じ、友人を必要としているからというよりは、趣味活動を行うためにレジャー活動に参加していると思われているようである。しかしながら、この仕事に従事してみて感じたことは、彼らが自分の趣味をより掘り下げるだけではなく、最初は共通の趣味を持つという理由だけで集まった人たちが、お互いに他の趣味を通じて、交流の輪を広げていることが重要だということである。」

その名が示すように、ノリッジ市の「いきいき退職プラン」は、高齢者が退職することにより、消極的になるのではなく、退職後も積極的な生き生きとした人生を送ることができるように側面から援助することを目指している。また同様の趣旨からレジャー部局は、シェルターハウス内でも行える高齢者向きの室内運動を取り入れることによって、高齢者の持つ弱々しさを積極的なものに転換しようとしている。例えば、高齢者が、椅子に腰掛けたまま、音楽に合わせてながら運動を行うミニ体操を指導しているが、普段、家でテレビを見る以外、ほとんど体を動かすことのない高齢者にとっては、非常にいい刺激となる。こうしたレジャー活動は、全てのシェルターハウス内に設置してある談話室の部屋で行うのが一般的である（*15）。

5. ルイッシュャム区におけるレジャー活動

ロンドンのルイッシュャム区（*16）は、人種等の差別を廃し、高齢者のためのレジャー行政を他の団体に先駆けて行った地方団体の1つである。ロンドンの比較的中心部に位置するルイッシュャム区は、その他の区に比べ、早期退職せざるを得ない肉体労働者層の比率が相対的に高い。このため、ルイッシュャム区では、以前から高齢者のためのレジャー公共施設設置の必要性を強く感じていた。しかしながら、最近までルイッシュャム区の高齢者に対する考え方は、「高齢者は、趣味やスポーツを通して、豊かな老後の生活を送ることのできる可能性のある社会層というよりは、各種問題を抱えた要保護的社会層である」という認識であった。したがって、高齢者に対する政策といえば、おのずと社会福祉という観点から捉えられる結果となり、このため、地方団体では社会福祉委員会（Social Services Committee）の責任として扱われてきた。また、高齢者に対する特別な行政は、最小限のものに限られていた。なかでも障害を持った高齢者や少数民族の高齢者に対して、この傾向は強かった。1984年になって、ルイッシュャム区のレジャーサービス委員会は、他の部局や年金生活者、ボランティア組織等と幅広く協議した結果、高齢者たちが真にやりたいと思っていることを進める新しい高齢者のための政策にとりかかった。同様に、障害者や失業者といった社会的に恵まれない人たちに対する政策も実行されることになった。次にルイッシュャム区レジャーサービス部の行っている5つの主要な政策について、各々が高齢者のためにどのように行われているかを見てみることにしよう。

(1) レクリエーション

ルイッシュャム区にある2つのレジャーセンターには、ボーリング、バドミントン、卓球、プール、ダーツ、ビンゴ、各種カードゲーム等50以上の教室がある。区のプールでは、それぞれ毎週レッスンが行われており、また一定時間帯は、高齢者専用として使用されている。室内ボーリング場は、50才以上の人が利用できる規模を有し、特

に冬の期間は、ティーダンスやフィットネスクラブも行われる。第3世代大学 (University of the Third Age : 後述) の地方支部 (それは地方団体が一緒になって運営するのであるが) では、美術、音楽鑑賞、仏語などの教室を開催するために、区のレジャー施設を利用している。スポーツ促進チーム (Sports Development Team) は、各地区のスポーツクラブのボーリング・リーグの運営管理を行うほか、区内にある14のシェルトードハウスに住む高齢者を対象に、カーペット・ボーリングを紹介してきた。健康、フィットネス教室は、特に黒人の高齢者女性の間で人気がある。



カーペット・ボーリングを楽しむ高齢者



水泳を楽しむ高齢者

(2) 図書館

ルイッシュャム区にあるほとんどの図書館は、駐車場が整備されているか又はバスの主要ルート上にあるなどアクセスが容易なところに位置している。また、館内の設備も改装され、特に椅子、本棚、床は、快適で安全なものになっている。また、区内の全ての図書館では、視覚障害者のために、大きな活字の本や音声本 (カセット) を備えており、プレーヤーの貸し出しも行なわれている。ある図書館では、本の文字を音声に変える音声転換装置を備えており、住民は無料でそれを利用できるシステムとなっている。移動図書館は、高齢者世帯やシェルトードハウスを含め区内の住民を対象に、毎週巡回サービスを行っている。こうした移動図書館車は、障害者のためのリフトを備えており、障害者のみならず高齢者にとっても大いに利用しやすいものになっている。また、病院や養護老人ホーム内にも簡易図書館を設置し、高齢或いは身体障害のために区内の図書館に行けない人に対するサービスの提供を行っている。

(3) 公園

ルイッシュャム区の公園は、高齢者によく利用されている。多くの年金生活者は、犬を連れて散歩をしたり、本を読んだり、孫を公園内の遊園地に連れていったり、あるいは友人と会うために、ときには一人でのんびりと散歩を楽しんだりしている。その他に、区の公園課(Parks Division)が管理するレジャー活動施設として、5つの屋外ボーリング場があるが、これは主に年金生活者に利用されている。また区が所有するゴルフ場は、一般のゴルフ場より安い料金が設定されており、空いているウイークデイの午前中には、高齢者がよく利用している。また、テニスコートも広く高齢者に利用されている。

ルイッシュャム区には40の市民菜園があり、1,000区画以上の菜園の利用ができる。この市民菜園利用者の大部分は年金生活者である。この市民菜園に対し、区は基本的な維持修繕費を支出している。またこの市民菜園のうち4分の3は、菜園の管理を行うための管理委員会を設け、自分たちで管理している。市民菜園利用の希望者は多く、空き待ちの状態であるが、年金生活者は優先して利用できることになっている。おまけに年金生活者は、通常の20%の割引料金で利用することができる。毎年、菜園利用者の間では栽培結果を競う大会が催され、優秀者には賞品が出される。

(4) 共同企画サービス(Corporate Services)

共同企画サービスとは、以下に述べる「レジャー施設割引制度」の総称であり、ルイッシュャム区の各部局間の総合的な協力や相互の援助をもって行われる。

①年金生活者クーポン制度(Pensioners Coupon Scheme)

1990年4月に始められた年金生活者クーポン制度は、ルイッシュャム区に住む年金生活者が、区内のレジャー施設を積極的に利用できるようにすることを目的としたものである。このクーポン券は50枚で1冊となっており、価格は£3である。クーポン券は、区内にあるプール、レジャーセンター、図書館、公園、区立劇場などの施設で自由に使うことができる共通券となっている。またこのクーポン券は、水泳、テニス、ボーリング、レコード、ティーダンス、コンサート、レジャーセンターの受講料と会員料も含んでおり、年金生活者は、合計10までの活動に参加できる。年金生活者が積極的・活動的な退職後の生活を送るための環境づくりに要する費用は、非活動的な高齢者のための在宅ケアに要する費用に比べ、はるかに安い。そのうえ高齢者に喜んでレジャー活動に参加してもらうことができる。したがって、このような施策は、地方団体にとって望ましいものといえる。

②バンテージカード(Vantage Card)

バンテージカード制度とは、このカードを保有することにより、各種レジャー施設を利用する際に25%~50%の割引特典があるというものである。このカードの保持者は、区立劇場のチケット割引やロンドン内にある他の劇場、美術館、コンサートホールの割引を受けられるほか、区のレジャーセンターなどの施設で、レコード、カセット、ビデオ、スポーツ用品のレンタルや購入、また図書館での本の予約等の特典を受けられる。このカード制度は、ルイッシュャム区の住民全員が受けられるが、60才以上の高齢者の場合、年間わずか£1.5という割引価格でこのカードを購入できる。

また毎年、春になるとサリー・クリケットチームは、ロンドン内の高齢者を対象に、クリケットの試合観戦割引チケットを提供している。このシーズン券は、年間を通じホームゲームの試合を観戦できるチケットである。サリー・クリケットクラブは、各ロンドン区に売却し、ロンドンの各区は、高齢者たちに無料配布するものである。ルイッシュャム区では、過去何年間もこの制度を続けており、サリー・クリケット場では毎年250人もの年金生活者が、クリケット観戦を楽しんでいる。

(5) コミュニティ協会(Community Services)

コミュニティ協会は、自らの企画により芸術や演劇を住民に提供することのほか、地区のグループに対し、財政面等の支援を行っている。「アクションプラン5」(5-year action plan)は、ルイッシュャム区における美術の振興のために設立されたものであるが、必然的に高齢者もこの制度に関わってきた。この計画には、美術に関する計画の策定や展示、地域グループ及び個人に対する援助、広報資料の発行、約40の地域フェスティバルへの後援といった内容が含まれている。また、コミュニティ協会は、自分たちでテレビやテーブル、ロープといった資材を調達する余裕のないボランティアグループに対しては、これら用具の貸出しを行っている。

コミュニティ協会は、年間£100万の補助金を各ボランティアグループに対し支出している。この補助金は、地域のコミュニティを通じ、高齢者のためにサービスを提供しているボランティアグループに配分されるものである。ルイッシュャム区に本部のある「世代交流の会(Age Exchange Theatre)」も補助金の交付を受けている。世代交流の会では、既に絶版になった本を復刻再発行したり、各種展覧会を開催している。こうした活動は、高齢者にとっては、過去に対する追慕の情を呼び起こすだろうし、また若い世代にとっては高齢者に対する理解を深め、感謝の気持ちを起こさせる機会となる。これらの活動は、地方団体が進めようとしているコミュニティ活動育成の、いわば典型ともいえる。同様の趣旨から発足した制度が、エージコンサーン技術センター(Age Concern Skills Centre) (*17) でも進められており、そこでは、学校の生徒が高齢者から工芸などの各種伝統技術を習っている。

地域芸術普及協会(Community Arts Service)は、過去5年以上にわたり、ルイッシュャム区内の高齢者クラブ(Senior Citizens Club)において、各種レジャー活動を無料で提供してきた。クラブ開設以来、現在までに、高齢者の気持ちを若返らせるような数多くの重要な芸術・技術が紹介されてきた。今では、会員はダンスやビデオ制作など、彼ら自身が見たいもの、やりたいものを自分で選択し活動している。

ルイッシュャム区には、相当数の少数民族が在住している。こうした人々の中にも年金生活者の数は少なくない。一般的にレジャー活動の提供は、多数派である白人の文化を反映しやすい。そこでコミュニティ協会は、ルイッシュャム区内にあるアフリカ系カリブ人追憶センター(Afro-Caribbean reminiscence centre)に対し、援助を行っている。そこでは、黒人の高齢者が集まり、祖国のドラマを演出したり、あるいは祖国に関連した工芸品などを集め展示して自分たちの祖国について語り合う機会を設けている。

ルイッシュャム劇場では、高齢者向けの演劇は重要な位置を占めており、かつ圧倒的な人気を誇っている。この劇場では、年金受給者に該当する年齢でありながら、なお世界的に有名な俳優が出演している。12月から1月初旬にかけてのパントマイム(おとぎ芝居ミュージカル)の季節には、マチネ(昼興行)が特別の値段で年金生活者の

ために公演される。一般的に年金生活者にとって、マチネは夜の公演よりも人気が高い。この劇場では1960年以来、人気スターの出演する平日のマチネ公演が行われている。劇場では有名人気俳優に対し、直接、出演を折衝し調整を行い、俳優たちは、マチネ公演については非常に安い出演料で出演することに同意している。この結果、この劇場ではわずか£2.5という安さでチケットが提供できる。また、この劇場は高齢者のための演劇を公演するだけでなく、高齢者自身が出演する演劇を作ろうという試みを行っている。代表的なものは、エージコンサーン演劇(Age Concern Exhibition)と、先輩格の高齢者演劇(Senior Citizens Talent Show)の二つである。この両方の演劇団体は、ピクトリア時代の音楽ホールのものから、エルビス・プレスリーのショーまで非常に広範囲のレパートリーにわたって活動している。

一方で、各種施設の改善も年金生活者のために考慮されるべき事項である。最近になって、ルイッシュャム区劇場の設備も改善された。車椅子用のエレベーターが設置され、トイレも新しくされるなど身障者や高齢者が利用しやすいものになった。聴覚障害者用の誘導音響システムが取り入れられたほか、視覚障害者や運動障害者の人々のための特別席も用意されている。

6. ボランティアグループ及び他の組織の役割

高齢者のためのレジャー活動の提供は、単に地方団体だけが考えるのではなく、地域社会全体として考えなければならない。以下に述べるボランティアグループを始めとする各組織は、自ら数多くのレジャー活動を行うなど地方団体のレジャー活動行政の補完をしている。ボランティア活動が成功する要因の一つは、地域社会における基盤が地方団体のそれよりも強いことである。地域社会の内側から起こってくるイニシアティブは、中央政府や地方団体によって主導されるものよりもインパクトが強く、成功しやすいためである。特に、このことは高齢者を対象にした場合によくあてはまる。

(1) 年金者クラブ

年金生活者のための社会活動のうち、最も伝統的なものは、「年金者クラブ」(ダービー・ジョンクラブとして知られている)である。このクラブは、教会に所属していることが多く、月に一回程度地方の集会場で会合を開いている。会員は自分たちで委員を選出し、委員会は会議を主宰している。クラブの主な内容(*18)は以下のとおりであるが、このクラブの目的とするところは、会員の親睦の推進及び高齢者が臆することなく楽しい老後の生活を過ごせるような環境づくりである。

- 1 賛美歌又はクラブの歌による開会
- 2 クラブ報告：前回の会合から今回の会合までの間の各種事項の報告
- 3 前回の会合から今回の会合までの間に誕生日を迎えた会員の誕生日ソング及びプレゼント(特に高齢者にとっては大事な行事である)
- 4 病気の会員及び病気の全快者のお知らせ
- 5 休憩(お茶、お菓子)
- 6 楽しみ(可能な限り多数の聴衆の参加)
訪問コンサートによるもの：歌、短いピアノ曲、ピアノリサイタル等
自分たちで行うもの：読書、朗読、クイズ、歌、ダンス等
- 7 お楽しみ抽選会(会の資金に積立てられる)
- 8 賛美歌又はクラブの歌(Auld Lang Syne)による閉会

年金者クラブの問題の一つは、クラブの運営が委員会のメンバーによって左右されがちなことである。すなわち、全ての事項が委員会のメンバーによって決定され、このため消極的な会員がクラブから疎外されやすいことになる。このことのために、多くの年金生活者が、クラブへの参加を拒んでいる。年金クラブは、おそらく今後何年間も続くだろうが、傾向としては、会員の積極的な参加を推進している第3世代大学(University of the Third Age)のような組織になっていくと思われる。

(2) エージコンサーン地区団体

第2章で述べたように各地方団体は、高齢者のためにレクリエーションや食事サービスを提供しているエージコンサーンのようなボランティアグループに対して、補助金を支出している。こうした補助金は、各地方団体のレジャーサービス委員会ではなく、社会福祉委員会から各エージコンサーン地区団体に交付されるのが一般的である。これはエージコンサーン地区団体の目的が、そもそもレジャー活動のためというよりは、高齢者の世話をするというところに主眼があったためである。しかしながら、現在ではエージコンサーン地区団体の活動の多くは、明らかにレジャー活動が主流となってきた。例えば多くの地区団体が、市のホールで週1回（又は利用施設があれば毎日）「ポップ・イン・クラブ」を開催している。このポップ・イン・クラブは、高齢者を対象に、おしゃべりを楽しんだり、くつろいだ休憩が取れる和気あいあいとした雰囲気の間を提供している。これこそレジャーサービスの理想的なものでもある。また、いくつかのポップ・イン・クラブは、ほぼ毎月定期的に外部から講師を招いて講演会を開催している。ルイッシュャム区にある技術センター(Skills Centre)は、ポップ・イン・クラブのすぐ近くにある。エージコンサーン地区団体のうち大きなものは、常設のレジャー部局を持ち、手工芸、クリスマスコンサート、美術展などを主催している。

(3) 新ホライズン・トラスト(New Horizons Trust) (*19)

各地方団体は、財政的援助を必要とする各地域グループに対し、できるだけ補助金を支出しようとするが、限られた予算の中では自ずと限界がある。また、わずかの人のためだけに、全体の均衡を失するような補助もできない。このため、地域の各グループを援助するための慈善団体が設立された。こうした慈善団体の一つである新ホライズン・トラストは、1985年の設立以来、これまでに120を超える事業に対し補助金を支出してきた。補助金額は約£5,000であるが、次の3つの基本的条件を満たすことが必要である。

- ・1つのグループの人数が、最低10人以上であること
- ・60才以上の人々が半数以上を占めること
- ・グループのメンバーの知識と経験を生かした斬新的な事業であり、かつ地域社会に貢献するものであること

このトラストの目的は、人々が社会の第一線からしりぞき退職したときに、自分の周りを見わたし、今地域社会の中でなにが必要なのか、また地域のアメニティを整備するために、地方団体が提供する社会サービスで欠けているものはなにかを調べ、そして考えることから始まる。次に、それまでの仕事で習得した各種技術をもった人々が集まり、自分たちで解決できる(すべき)問題に取り組み、事業を決定する。新ホ

ライズン・トラストは、こうして決定された事業に対し、事業を進めるための必要な資金援助を行う組織である。事業グループの活動内容は、多種多様に及んでいる（各事業グループは、このトラストからは独立している）。

次に、現在既に軌道に乗っているいくつかの事業を紹介することとしよう。

①ネットワーク(Network)

この組織は、シェルテンハム（グロスターシャー県）に本部がある。この組織が行っている事業は、ユニークな試みの一つであり、そこでは、第一線を退いた芸術家が、退職者や失業者、身体障害者を対象に公開作業場で技術指導を行っている。新ホライズン・トラストは、各種道具を購入するための資金を提供したほか、もっと多くの教室が開けるように作業場の拡張を行うための資金を提供した。ここでは、年金生活者には創作や修理の仕方を、また若い人には新たな仕事を得られるように技術指導を行っている。

②ダーウィンウォーク(Darwin's Walk)

リッチフィールド（スタフォード県）に住む約20人の住民グループ（そのほとんどは高齢者であるが）は、今からおよそ200年前の医者であり同時に優れた植物学者でもあったダーウインを記念して、リッチフィールドの街周辺を中心に約10マイルの散策を行っている。彼らの目的は、ダーウインの死後、彼が当時観察した植物相や動物相を再現することである。新ホライズン・トラストは、植物や苗木、低木、植物の杭等の購入のための資金を提供している。植え込み等の作業は、専門知識を有するこの住民グループが行っている。

③ランチクラブ(Luncheon Club)

ほとんどのランチクラブ（*20）は、年金生活者に食事サービスを行っている。ウェールズの片田舎であるランガマークウェルという小さな村にあるランチクラブでは、逆に、年金生活者が地域社会の全住民に食事サービスを行っている。そこでは年金生活者は、一週間に一度、住民のために昼食を準備する活動を通して、自分たちの存在感を感じとり、社会のために役立っているという充実感を味わっている。

④バイキングコート・ソシアルクラブ(Viking Court Social Club)

フルハム区（ロンドン）のシェルタードハウス・コミュニティに住む87人の高齢者は、保存の効く食料品を扱う小さなショップを自分たちで経営している。新ホライズン・トラストからの補助金は、冷蔵庫、秤、小さな温室の購入にあてられたほか、保存の効く食料品だけではなく、生鮮食料品や花、植物といったものの販売まで事業を拡大できるような資金として提供されている。

⑤音声新聞(The Talking Telegraph)

目の見えない人たちのために音声新聞を提供する活動を行っているグループに対し、新ホライズン・トラストは資材の提供などを行っている。ウエストヨークシャーでは、退職者が地方紙からの編集、読み込み、レコーディングといった作業をほとんど自分たちで行っている。その結果、現在では160人以上の視覚障害者が利用している。

⑥編み物教室(Spinners and Weavers Workshop)

サマーセット芸術技術大学(Somerset College of Art and Technology)の編み物教室が閉鎖されたため、この類の教育を誰も受けられなくて困っていたが、43人のグループ(ほとんどが60才以上)は、自分たちで教室を開催、運営していくことを決めた。古い工場跡の中に建物を見つけ、部屋を使いやすいように改造するとともに、新ホライズン・トラストからの補助金で必要な設備を購入した。現在では、既に伝統的な技術を教える手工芸教室が開かれている。

(4) スポーツ協会(The Sports Council) (*21)

スポーツ協会は、地方レベルにおけるレジャー活動の発展と転換を推進するために設立された全国組織の一つであり、豊富な資金と多大の影響力を有している。1983年に行った調査の結果、50才以上の年齢層ではわずか4人に1人の割合でしかスポーツをしていないことが分かったため、スポーツ協会では、全国的に「50才以上全員運動」キャンペーンを始めた。スポーツ協会は、全国各地の多くの事業に対し補助を行うとともに、200万部以上に及ぶリーフレット、ポスター、ステッカー、ビデオを全国に配布した。この中には、先に述べたノリッジ市の事業も含まれている。このキャンペーンでは、スポーツがもたらす身体的、精神的利点とともに、スポーツのもつ社会性が強調されている。当時のスポーツ協会の議長は、「今や50才だからといって躊躇しているのではなく、とにかくやってみることが必要である。スポーツは楽しいものであり、健康と若々しさを維持させることができる。私の場合、最近ゴルフを止めラグビーを始めたが、今まで以上にスポーツを楽しんでいる。選手であれ、あるいはコーチ、レフェリー、クラブの秘書や観客であれ、スポーツは何かを与えてくれるものである」と言っている。このキャンペーンは、高齢者がスポーツのような活動的なことを楽しむためには、できるだけ若い50才位から始めた方がいいという好例である。

7. 追憶活動(Reminiscence Activities) (*22)

一般に高齢者は、思い出を語り追憶に耽りやすいとされているが、追憶活動が精神的な健康や人生の幸福にとって重要だと広く認識されだしたのは、ここ25年から30年の間である。過去のことに興味をもつのは、決して精神的な退化のためではなく加齢に伴う自然の現象であるという見方が、ゆっくりとではあるが一般的に認められてきた。この追憶活動は、一人では活動できなくなった高齢者にとって、より好都合である。このため、追憶活動は、老人ホーム(あらゆるケア付き)やシェルターハウス、デイケアセンターでは人気が高くなっている。他人への依存は、一方的な献身であり、その返礼はまず受けられないという意味で“片務的”であるという特徴を持っている。追憶活動には、こうした枠組みはないため、高齢者が自由に過去の経験や知識を語るができる。

追憶活動は、グループ単位でおよそ2か月くらいを一期間として、週に1回程度会合を開いて行われている。最初の会議でリーダーの指導の下でグループが議論する話題の日程を決定し、次回からは、メンバーが若かりし時代の写真や記念品を持ってきて、それを見ながら会話が始まる。ビデオも今までに何本か作られてきた。最近、ブリティッシュ・ガス会社は、全国の追憶活動グループに対し、第2次大戦前のガス灯ドキュメンタリービデオを作成し無料で提供した。

ルイッシュャム区にある交流センター(Age Exchange Centre)では、異なった世代間で過去の追憶を共有するという、もう一つ範囲を広げた事業を行っている。このプロジェクト

のメンバーが編集した展示品やドラマは若い人々にも公開されており、近所の学校でも公開されている。こうした公開は、ライブで実演されており、若い人々が社会教育として親や祖父母の時代の貴重な経験を学ぶきっかけとなっている。若い人々は、高齢者のことを寂しい退屈なものとして、自分たちとは無関係な存在と考えていることも少なくない。世代交流の会(Age Exchange Theatre)では、若い人と高齢者を一緒に集め、異なった世代間の相互の理解を深めようという試みをしている。その他ルイッシュャム区が行っている活動には、青少年の初犯等の軽い犯罪者に対し、地域サービスの一つとしてシェルタードハウスでの追憶活動に参加する事業がある。

8. 教育

60才を過ぎて教育コースを受けているのは、わずか2%の人だけとみられる。自己研鑽の機会は、きわめて重要である。

(1) 地方団体の設置するコース (*23)

地方団体の教育部局 (*24) では、新たな資格を取得したいと思っている人や、特別興味のあることを勉強したいと思っている成人を対象にした成人教室を開催している。これらの教室は、学期又は年単位で行われ、一日のうち数時間、あるいは夜の時間を利用して開かれている。受講料は各地方団体によって異なるが、ほとんどのものは高齢者を対象に、なんらかの割引き特典を設けている。多くの地方団体では、職業コース(経理、エンジニアリング)に比べて、高齢者が多数受講すると思われる非職業コース(趣味としての絵画、料理等)を中心に、高齢者に対しては受講料を50%割引きしている。低所得者である年金生活者の場合、もっと高率の割引き率を適用している。もっとも、こうした割引き制度にもかかわらず、高齢者の参加者数はそれほど増えているわけではない。公共交通機関の不便さに加え、高齢者が、こうした教室が開催されていることや割引き制度の存在を知らないことが原因の一つと思われる。最近、多くの地方団体では、財政窮迫のために受講料の引上げや講座範囲の減少を余儀無くされている。その結果、現在では高齢者にとって、ますます教育機会が減少している状態になっている (*25)。

次の表は、ロンドン内の中心部にある各区で行われている昼の時間帯の受講リストである (*26)。ロンドン以外の教育部局では、各ロンドン区で行われているほど広範囲の教室は開催されていないが、それでも印象的なものがある。

- ・ 人類学・自然史・60才以上のコンピューター・カヌー・演説
- ・ ダイビング・カドリールダンス・刺繍・宗教・民俗学・指圧
- ・ ガラス細工・卓球・漢方・室内装飾・考古学・ビデオ作成
- ・ 日本語・世界のできごと・健康・革工作・ヨガ・ズールー語
- ・ マッサージとリラックス・クリスマス・ストレスの解消

上記のコースは、一般の人を対象にしたものであるが、多くの地方団体の教育部局では、これらのコースの他に高齢者を対象にした教室を開いており、手工芸、フィットネスクラブなどは人気がある。また地方団体の中には、高齢者宅やデイセンターを訪問して各種教室を開催している団体もある。

(2) 公開大学 (*27)

さらにもっと学びたいと意欲のある人のためには、公開大学(Open University)の制度がある。これは通学するものではなく、また学位を得るものと、そうでないものの両方がある。ほとんどの授業は、テキストやテレビ、ラジオを通じて各家庭で行われる。もっとも学生は、セミナーに参加したり、近くに住む教授から個人指導を受けることもある。教授は、大学本部のある中心地に住むのではなく、むしろ全国的に分散して住むようになっている。また公開大学のすべての学生は、既に大学入学資格試験の年齢を超えた者である。授業は他の大学と同レベルで進められるが、この公開大学の学生は、他に職業を持った人や主婦が多いため、就学年数は通常より長い期間が設定してある。1971年に公開大学が開設されて以来、何千人という高齢者が公開大学で学んでおり、そのうち、毎年およそ150人の高齢者が学位を取得している。もっとも学生は、必ずしも学位を取る義務は課せられていない。

多くの大学やポリテクニクでは、公開講座を設けており、そのうちいくつかのものは、高齢者を対象に授業料の割引きを行っている。これらの講座は、通常の学位コースより期間が短い。その他たくさんの民間教育機関があり、教育を受けられる余裕のある人のためには短期間の教育講座が用意されている。

(3) 第3世代大学(The University of the Third Age:U3A) (*28)

第3世代大学とは、英国における高齢者の教育とレジャー活動を推進するために1982年に設立された全国規模の自立組織である。この名称にかかわらず、学部や教授が設置されているといった正式な機関ではないが、特別の活動に興味を持ち、学ぶ意欲のある人々のために設置された本来の意味の大学である。第3世代大学は、学ぶこと自体が目的であって、入学するのに特別の学問的な資格等を必要とせず、また特別の資格を付与されるものでもない。高齢者たちの間では、新しいことを学ぶとともに今までの人生の中で得た技術や知識をお互いに伝え、共有し合う可能性がたくさんある。そして、この可能性を引き出すことが個人の満足へとつながるものである。第3世代大学の学長(*29)は、「子供時代の第1世代及び家庭と社会の責任が伴う就労時代の第2世代の後に、自己実現の第3世代がやってくる。第4世代は老衰という人生終局の時であり、もちろん“死”も含まれる。第3世代を充実して過ごすことができれば、それだけ第4世代は短いものとなる」と言っている。

第3世代大学は、ロンドンに本部があり、全国にある120の地方支部に対し助言指導を行っており、また新しい地方支部設置のための助言を行っている。各支部は、それぞれ自己管理され、それぞれが自治権をもっている。各支部は、希望により慈善団体(charitable status)の資格を受けられる。全国で14,000名の会員がおり、海外の類似団体との繋がりも強い。第3世代大学によって行われる活動は広範囲に及び、その内容も多種多様である。全国各地にある研究グループは、合計約200の課題に取り組んでおり、その内容はシェークスピアから地方の歴史、コンピュータまでとあらゆる範囲に及んでいる。言語、文学、芸術分野には人気がある。また、ほとんどの地方支部は、ウォーキンググループを設けている。各地方支部で行われる研究内容は、各個人の才能と興味によるところが大きい。こうした研究活動成果の提供は、無料で行われている。地方支部の中には、地方のポリテクニクや大学から教室等の提供を受けているものもある。旅行は大変人気があり、多くの支部で国内外を問わず、訪問研究を

行っている。また全国レベルでの旅行や居住地域についての研究があり、そこでは各地域から集まった各支部のメンバーが一緒になって研究を行っている。

9. 旅行

退職により、数は少ないかもしれないが、それまでできなかったような大変豪華な旅行をする機会に恵まれる。退職後は旅行シーズンのピークを避け、安い値段で長期にわたり、しかも混雑のない時期の旅行が可能になる。今でも長期旅行は、退職を真近に控えた英国人の夢の一つである。特に企業年金の一括払いを受けることができる人にとっては、実現可能な夢である。退職後、長期の旅行（オーストラリアにいる友人や親戚宅の訪問や太平洋3か月のクルーズ）をする者もいれば、南フランスに別荘を購入したりする者もいる。それぞれ個人の好みは異なり、また、旅行の種類は個人の財政力にもよる。

(1) 冬のパッケージツアー

最近、冬の低廉なパッケージツアーの人气が驚くほど高くなり、特に英国より温暖で、比較的安い値段で行けるスペイン海岸に人気がある。退職者にとって、スペイン海岸のコスタデルソルで3か月におよぶ旅行さえ可能である。一方、ホテル側も旅行者の少ない冬の間、閉めてしまうのではなく、その間価格を下げてオープンしている。飛行機代と一緒にになったスペインへのパッケージツアーは、冬の間、英国にいて暮らすのに必要な暖房費と、ほぼ同額の費用で出かけられるかもしれない。

(2) サガ旅行会社(SAGA Holidays) (*30)

現在、60才以上の高齢者を対象にした旅行産業は大市場となっており、多くの旅行会社が高齢者向けの旅行を企画している。これらのうち、最も大規模でかつ有名なのは、1950年代初め、ケント県フォルクストン市の南海岸にあるホテル経営者によって創設されたサガ旅行会社である。彼は旅行者の少ない冬の期間ホテルをオープンし、その間、従業員を継続して雇用するため比較的温度の低い北イングランド地方に住む退職者を、温暖なフォルクストン市周辺の南海岸に旅行できるように団体バスツアーを思い付き、新しいビジネスを始めた人である。毎年約25万人にも及ぶ高齢者が、サガ旅行会社を利用しており、その内容は、国内の大学での短期研修旅行から世界一周のクルージングまでと多岐にわたっている。パッケージツアーには、全ての料金が含まれている。サガ旅行会社は、60才以上の高齢者（夫婦の場合は一方が60才を超えていること）だけを対象にしたツアーを行っている。

(3) 退職後の海外での生活

退職前の就労中に、各地を旅行をした結果、旅行先のリゾート地に魅せられ、退職時にそのリゾート地に移り住む人も少なくない。この結果、多くの英国のリゾート地（特に英国の西部及び南海岸）では、最近、年金生活者の数が増えている。現在、約40万人の退職者が海外に住んでおり、このため社会保障省から彼らに支払われる国民年金は、海外の銀行に直接振り込まれている。しかしながら、退職後に海外に住むことについては、多くの危険が伴う。またサービスの提供についても、シーズン期と端境期で随分と差がある。海外で暮らすためには注意深い備えが肝要である。こうした数々の危険をさける方法の一つとして施設の共同所有がある。これは、独立家屋また

は集合住宅の一区画といった休暇施設を共同で所有することである。具体的には、これらの宿泊施設が週単位で売却されというシステムがとられており、購入者は購入した特定の一週間（又はそれ以上）、購入施設を毎年利用できるというものである。価格は、場所、利用時期、物件の程度にもよるが、週あたり£1,500から£10,000である。この施設の共同所有者は、当該地方のゴルフ場や英語を話すコーチ付きのテニスコートのメンバーシップ、メイドサービス、プールの利用といった数多くの特典を利用することができる。スポーツを対象にした共同所有施設は人気が高い。

(4) アドベンチャー旅行

退職者の中には、驚くようなアドベンチャー旅行をする人もいる。ヒマラヤ探索、岩登り、スキューバダイビング、スキーなどは、一部の熱心な年金生活者の間で人気がある。湖水地方にあるYMCAレークサイド国民センターでは、1981年以来、アクティビティ・ホリデイコースを率先して開拓してきた（*31）。この施設は、50才以上85才までのすべての人に開放されているものである。ほとんどの活動は、センター内の施設で行われる。そこではセーリングやカヌーといった水上スポーツのほか、オリエンテーリング、ロック・クライミング、アーチェリー、各種ウォーキングなどが開設されている。こうしたスポーツは、誰も強制されるわけではないが、実際にこれらのスポーツを経験した多くの方は、「もちろん、やり始める前の恐怖はあるが、やはりやってみて良かった」と言っている。このセンターの所長は、次のように言っている。

「50才以上の人でも、いったん冒険的な活動に参加すると、単なる旅行で帰るより多くの成果をあげていく。こうした活動をとおして各個人は自信を深め、また新しい趣味の発見、あるいは友人の輪を広げることにもできる。孤独になりがちな高齢者にとっては最も必要なことであるが、新たな交友の場を広げる絶好の機会となっている。さらに、人生における危機や突然の変化に対処する方法や新しい環境変化への対応も身につく。我々は、こうした活動の有意義さを自分の目で確認してきた」

10. 退職後のボランティア活動

ボランティア活動を行うことは、それまでの仕事を辞め、生きがいとしていた仕事がなく寂しい思いをしている退職者にとっては賢明な選択である。あるジャーナリストは、高齢者に関して次のように述べている。

「退職後の楽しみ方はいろいろあるだろうが、私は退職後も決まった仕事を持つことが最良の道であると信じている。給料は低くなるかもしれないし、ときには無報酬かもしれない。しかし、責任をもつことは人々に満足を与えるものである。ボランティア活動を行うことにより、地域社会における自分の存在感を確認できる。結局、我々が退職したときに最も必要とするのは、社会における自分の役割である。それは具体的にはなにか社会に貢献できることへの取組みであり、これが老化に対する不安や社会の高齢者の差別に対する挑戦の最も重要な要素である」

現在、ボランティア組織は、増加している年金生活者や早期退職者に対して、組織への加入を熱心に呼びかけている。退職管理者情報センター(Retired Executive Action Clearing House ; REACH)という人材募集の代理店さえある。これは、管理職を退職した者を無報酬でボランティア組織の管理職にあっせんするものである。しかしながら、多くの

ボランティア参加者が行っているものは、次に掲げるようなもっと基本的なボランティア活動である（*32）。

- ① カウンセリング 例： 市民相談、結婚、青少年非行、自殺
- ② 保護観察
- ③ 教育 例： 成人教育、退職クラブ、成人文学教室
- ④ 講演 例： チャリティキャンペーン、婦人協会及び年金生活者クラブでの講演
- ⑤ 青年活動 例： 学校、スカウト
- ⑥ 資金集め 例： くじ券販売、中古雑貨特売市、チャリティ資金集めのために作品作成、イベントの開催、街頭募金、募金のための朝のコーヒーパーティー
- ⑦ 病人に対する奉仕 例： 病気の子供に対する訪問、救急活動、死期の迫った人に対する訪問
- ⑧ 高齢者奉仕 例： 高齢者家庭やデイセンターに住む高齢者に対する介護、食事の世話、近所付き合い、交通手段の世話
- ⑨ 教会活動 例： 花の世話、資金集め
- ⑩ 保存活動

上記のうち、病気の人や高齢者に対する訪問は、高齢者の間では最も人気のあるものである。

一般的に、通常の退職者に比べ、早期退職者の方がたくさんボランティア活動に参加している。ボランティア組織の中には、ボランティア活動をするのに年齢制限を設けているものもある。これはボランティア活動の技術訓練のためである（*33）。高齢者にとっては良くも悪くも、それほどこうした活動訓練のための時間的な余裕はない。高齢者に対し、技術訓練に多大の時間を費やすのは無駄であるという意識が存在する。こうした考え方に対し、ボランティア活動を通して社会に貢献しようと思っている多くの高齢者は、大いに不満を持っている。

ボランティア活動は、決して独立した慈善組織だけに限られるものではない。もちろん、退職者が公的な場で活躍することも可能である。例えば地方団体の議員として、議員活動に多くの時間を費やすことが期待される。また議員活動は、早期退職者や年金生活者にとって魅力でもある。ある調査によれば地方団体の議員の半数が54才以上である（*34）。

ボランティア活動の有する各種の魅力にも拘らず、65才以上でボランティア活動に従事している人の割合は、かなり低い。最近のチャリティ財団(Charities Aid Foundation)の調査（*35）によれば、その割合はわずか25%であり、これは25才以上44才以下の年齢層に比べ10%も低い。これには、いろいろな要因が考えられるが、あえてその原因を見出せば、高齢者が若者のように自由に動きまわれないこと、及び英国ではボランティア活動は、まだまだ中産階級の領域に属することと考えられているためと思われる。ほとんどのボランティア活動（特に資金集め）が、特別な技術を要するわけではないにもかかわらず、高等教育を受けた労働者階級の退職者でさえ、自分たちがボランティア活動を行うのは、場違いの感じをもってなかなか活動に参加したくない。残念なことでは

あるが、ボランティアに参加している人の過去の職歴を調べると、専門職であった退職者の数のほうが単純労働者のそれより多く、その割合は3:1という現実である。また自家用車を持っていない退職者にとっては、ボランティア活動を行うのは、さらに一層困難な結果となっている。

11. 交通政策

多くの高齢者がレジャー活動に参加しにくい原因の一つとして、交通手段の確保が困難なことが挙げられる。この問題は、高齢になればなるほど深刻な問題となっている（*36）。こうした機動性の問題が生じる最大の原因は、加齢とともに増加する障害や病気のためである。したがって高齢者にとって公共交通機関を容易に利用できるようなシステムを整備しない限り、いっそう問題は深刻となる。公共交通及び民間交通会社では、一般的に低所得といわれる年金生活者だけを対象にするのではなく、もう少し幅を広げ、高齢者をお客として呼び込むための乗車優遇制度を設けている。最近になって、交通関連会社は、障害者のニーズに対しても特別の配慮をするようになってきた。特に60才以上の高齢者には、こうした障害者の割合が高いことに注意する必要がある。

(1) バス

多くの地方団体では、年金生活者に対し、バス乗車のための優遇制度を設けている。もっとも、優遇制度の内容については地域により様々である。これらの中には、とくに条件を付すことなく無料制度を実施しているものもある。例えばロンドンでは、年金受給該当年齢以上の高齢者は、バス及び地下鉄の乗車については、平日であれば朝9時過ぎ、週末及びバンクホリデイ（祝日）については終日無料である。障害者に対しても同様の制度が適用される。この制度は、国が全額出資しているロンドン・トランスポート(London Transport)によって運営されているが、これに要する財源は、各ロンドン区が区内に住む対象者の人数に応じて負担している。他の地方団体でも、サービスの範囲はやや縮小されるものの、こうした優遇制度がとられている。例えば半額のバス乗車券や一定数のバス乗車引替え券などの制度である。地方団体によっては、こうした優遇制度を全く設けていない団体もある。一般的に、バスサービスを地方団体自らが運営している都市地域の地方団体の方が、こうした優遇制度を多く行っており、バス運営が民間によって運営されている田園地域ほど優遇制度の実施割合は低い。

ロンドンの各区や一部の都市で運営されている障害者用に設計されたバス(Mobility buses)は、車椅子での利用も可能であるが、その数はまだまだ限られている。しかもこうした特殊バスのルートは、現在のところメインルートに限られているのが現実である。

(2) 鉄道

英国の鉄道は、国営である英国鉄道(British Rail)が運営している。60才以上であれば誰でも、£16で英国鉄道高齢者乗車カード(British Rail Senior Railcard)の購入が可能である。このカードの所持者は、3分の1から半額までの割引が得られる。また英国鉄道高齢者乗車カードの所持者は、わずか£5でヨーロッパ鉄道高齢者乗車カード(Rail Europe Senior Card)を購入でき、これをもっていると18カ国のヨーロッパ諸国の鉄道及び船の旅が、30%から50%の割引き価格で利用できる。

障害者のための設備も充実している。新規都市近郊用及び長距離用車両、長距離特急インターシティは車椅子のまま乗車できるように設計されている。またヒースロー空港及びガトウィック空港と各主要駅を結ぶ障害者用の特別バスも運行されている。

(3) 長距離バス

長距離バスは、鉄道に比べ低廉な価格で、また面倒な乗り換えなしに旅行できる。国内で最大の長距離バス会社であるナショナル・エクスプレスは、年金生活者に対しイングランド、ウェールズ並びにスコットランド内全域、北アイルランド及びヨーロッパ大陸であれば、全て通常価格の3分の2で乗車できる制度を設けている。他の多くの長距離バス会社も類似の制度を設けている。

長距離バスは、一般的に乗降口が高く障害者等の利用が困難なことが多い。このため、ナショナル・エクスプレスでは乗降口の低い新しいタイプのバスを購入し、障害者等の利用がしやすいように配慮している。

(4) 車

英国では車の運転資格について何ら年齢的制限はないが、70才を超えると3年ごとに免許の更新をしなければならない。更新時に、免許保有者の健康状況に変化がなければ、新しい免許証は自動的に交付される。この更新にあたっては手数料はいらぬ。障害者であること、あるいは身体的条件は必ずしも免許の交付に影響を与えるものではないが、場合によっては免許の制限、ときには免許の取り消しということもある。

運転者であれ同乗者であれ、障害者が乗車する車の駐車については、駐車優遇制度が設けられている。これはオレンジバッジシステム(Orange Badge Scheme)と呼ばれる。このオレンジバッジ保有者は、数々の駐車制限を免除される。例えば、駐車料金メーターのついたところでは無料で駐車でき、駐車禁止の道路でも2時間を限度に、駐車が許可されている。こうした制度は、各地方団体の社会福祉部が運営管理している。

(5) ドア・ツー・ドア交通サービス

ドア・ツー・ドア交通サービスは、公共交通機関が利用できず、また自家用車にも乗れないといった障害者を対象に全国各地で行われている。これは、地方団体の社会福祉部の財政援助の下に、地域ボランティアによって運営されている。このうち特に有名なものは、王立女性ボランティアサービス協会(Women's Royal Voluntary Service)、及びボランティアサービス協会(Voluntary Service Council)の二つである。こうしたサービスは、各地域内のエリアに限られており、地域を超えて運営されることはない。

現在、こうしたサービスには2種類ある。一つはソーシャルカー(Social Cars)と呼ばれるもので、これはボランティアの人々が自分の車に障害者を乗せて、買い物や病院に連れて行ってやる制度である。なかには、買い物や病院のほかにも各種行事への参加をも対象にしているものもある。もう一つは、ダイアル・ライド(Dial-a-Ride)と呼ばれるもので、一般のタクシーに似ている。タクシーと異なるのは、利用できる時間帯が限られていること及び利用料金が安いことである。ダイアル・ライドの制度は、他の公共交通手段が確保されている地域では運営されていない。こうしたドア・ツー・ドア交通サービス制度の目的は、公共サービスの提供が受けられない人々に対し、そのサービスのギャップを埋めることである。

(6) 飛行機

前述したように航空会社にとって、年金生活者はビッグビジネスの対象であり、各航空会社は、こうした高齢者を対象に運賃割引制度を設け、顧客の獲得に必死である。割引率は、オフシーズン及びウイークデイにおいて年金生活者を対象に3分に1から2分の1となっている。

(7) 船

いくつかのフェリー会社では、英国鉄道高齢者乗車カードの所持者及び年金生活者に対して運賃割引制度を行っている。

要 約

- ・ レジャー活動に対する高齢者の参加が少ないのは、低所得、交通の手段がないこと及びレジャー活動に対する提供側及び高齢者自身の考え方に問題がある。
- ・ 高齢者のレジャー活動における内容は多岐にわたる。しかしながら一般的にボウリングやビンゴ、そして歴史は特に人気が高い。
- ・ 多くの地方団体では、高齢者のためのレジャー活動を推進している。この際注意しなければならないのは、提供する側が高齢者のために良いと判断して提供するのではなく、高齢者自らがやりたいものを提供することが重要であるということである。最近では予防医学的レジャー活動の重要性が叫ばれるようになってきた。
- ・ 高齢者に対する施策の典型的なものは、高齢者優遇制度である。その他の施策としては、各種クラブの創設、ボランティア組織への援助、図書館サービス、レジャー活動の推進などがある。地方団体の役割は、（高齢者の代わりに）行為を代行するのではなく、高齢者が各種活動に容易に取り組めるような環境づくりを進めることである。
- ・ 高齢者に対するレジャー活動やレクリエーションの提供において、ボランティア組織は地方団体の補完的な役割を担っている。そしてその方法は、年金者クラブ等をとおして直接行われるものと、補助金を交付して行われる間接的なものの2種類ある。
- ・ 地方の教育機関による成人教育が、広範囲にわたり用意されている。授業料は高齢者を対象に割引きされている。公開大学もまた人気がある。
- ・ 第3世代大学は、退職者に教育やレジャー活動を各地で提供するための全国的な組織である。その相互自立の哲学は、広範な支持を得ている。
- ・ 退職者は、自由にオフシーズンなどに旅行することができる。退職者だけを対象にした旅行会社もある。
- ・ ボランティア活動に参加することは、職場の第一線を退くことによって社会的な責任や満足感を味わえなくなって寂しく思っている退職者にとって最適である。しかしながら、こうした活動への参加の年齢を制限しているボランティア組織もある。このため、高齢者のボランティア活動に参加する割合が、若い世代に比べ低いという残念な結果となっている。
- ・ ほとんどの交通機関では、高齢者用に割引き価格を設定している。
- ・ 70才を超えた場合、3年ごとに免許の更新をしなければならない。しかし身体の状態が低下しない限り、自動的に免許は更新交付される。

第5章 高齢者の介護

このレポートのテーマの一つは、65才以上の高齢者が、自分たちだけで生活していくことができるかどうかを明らかにすることである。身体の障害や体力の低下等を克服し、健全な生活を送るための高齢者の要求としては、次のようなものがあげられる。

体が不自由なことによる要求

日常生活のサポート、医療サービス、高齢者が生活しやすいような家屋への改造、食事の提供

社会的な要求

不安や孤独から解放されること、人との付き合い

金銭的な要求

体に障害や病気を持つことによって、日常生活にかかる特別な費用の援助

なお、高齢者介護の問題には、高齢者の親戚や友人といったまわりの人々はもちろん、地方団体、保健省、ボランティア組織、営利団体など、英国社会の様々な階層が関わっているが、この章では、主に地方団体の役割に焦点をあてる。

I. はじめに

1. 高齢者介護制度の発展・拡充

2、30年前までは、老人病棟と養護老人ホームは、自力で生活することのできない高齢者にとって、最も実用的でかつ人間味のある場所と考えられていた。しかし今日では、制度化された介護システムは、決して満足すべきものではないと考えられている。高齢者の独立心を奪い、また高齢者に屈辱感を与えるからである。1950年代と1960年代の一連の調査では、適正な状況を与えられれば、高齢者は自分たちの家で、自分たちだけで、施設にいるよりもはるかに要領よく生活することができるという結果が出ている。これらの調査は、地方団体の考え方を徐々に変えさせ、高齢者を、地域社会でできるだけ受け入れる方向に持っていく発端となった。行政サービスの及ぶ範囲は広がり、地方団体の住宅部局もこの領域に関わってくるようになった。また同時に、地方団体の行政サービスの限界も自ずと認識されるようになり、ボランティアや民間業者がこれまで以上にこの分野において積極的に活動するようになった。

これらの政策は、「地域における介護」(care in the community)として知られ、その指針は以下のように要約される(*1)。

- ・ 高齢者は、病院や老人ホームにおいて看護されるよりも、可能な限り自分の家にとどまれるようにすること。
- ・ 介護を職業としない家族、友人、隣人といった介護者を援助し、これらの人々のニーズに適確に対応していくこと。
- ・ 通常の生活を送ることに伴う混乱を最小限にするための、適当な援助を行うこと。

- ・ 肉体的精神的な混乱からくる過労やストレスを和らげること。
- ・ 介護を受けている人のニーズに応じた、最も財政効率の良いサービスを提供すること。
- ・ 関係の住民を効果的に支援するため、地域のサービスを系統的に統括すること。それらのサービスは、前述の家族や友人、国民医療保健(NHS)、対人福祉サービス、組織化されたボランティアグループを総括することはもちろん、シェルタードハウス、地域の社会保障事務所(the local social security office)、教会、ローカル・クラブといった組織をも包含することが望ましいこと。

地域における介護は、高齢者が利用できるサービスの選択枝を増やすことと、そうした過程から最も良いものを作り出すことである。

コミュニティーケア(community care)は、現実的には様々な問題を含んでいる(*2)。実行上の問題と同様に、多数の政治的な問題が存在するのである(*3)。地方団体は、行政機関相互のいわゆるなわばり意識に悩まされ、高齢者に対する質の高いサービスを拡充していくことが遅れがちになっている。例えば、地方団体の社会福祉部によって実行されてきた政策の多くは、高齢者の保健衛生に対しても効果的であり、それゆえに国の保健省から社会福祉部への資金援助はメリットがあるわけであるが、公共支出の削減が重視されたこともあって、自然な形で両者が協力した事業などはまれである。

「国民医療保健(NHS)及びコミュニティーケア法 1990」(the recent NHS and Community Care Act 1990)は、社会福祉部に対して、コミュニティーケアを総合調整するためのさらに大きな権限を与えている。しかしながらこうした問題は、未解決のまま大きく残っているのである。

高齢者の家族などの、介護専門職員以外の介護者の役割を増大させていくことも、実際には難しい。高齢者の数がまだ少なかった時代には、時間的にゆとりのある高齢者の実の娘か、もしくは義理の娘に必要な介護を頼ることができた。しかしながら、結婚後も仕事を続けたり、あるいは子供が大きくなると職場に復帰したりする女性が増え、さらに介護の必要な高齢者の割合が増え続けるにつれて(*4)、そのような関係を維持していくことは困難となった。これにより、高齢者の介護に時間を割く介護者のために、可能な限りの援助をすることが必要なことがはっきりしてきた。

最後に、費用の問題である。表1(*5)が示す通り、65才から74才までの高齢者一人あたりにかかる保健医療および社会福祉関連の行政サービスの費用は、16才から64才までの場合の3倍であり、75才以上の高齢者の場合ではほとんど8倍となっている。特に、75才以上の人々は、地域の医療サービスにとって重荷となっており、平均すれば病院のベッドの10に4つは、これら75才以上のお年寄りが占めていることになる。これら75才以上の「高価なお年寄り」は、今後他のいかなる年齢別グループよりも多くなると予測されている。(表2(*6)参照。)老人病棟や老人ホームにおいて後期高齢者が多数を占めていくのは自然であり、今後この種の支出は増え続けていくであろう。このことはこれまで以上にコミュニティーケアに対する需要をもたらずであろう。もし高齢者を施設での介護から解放できれば、公共の支出を押さえるのにも役立つであろう。地方団体および中央政府のこれからの課題は、現存する施策が効果的に実行されるように努めていくことと、地域における介護の責任分担の範囲を広げていくための新しい方法を見い出していくことである。

表1 一人あたり保健医療及び福祉行政サービスに要する費用
(イングランド 1986/87)

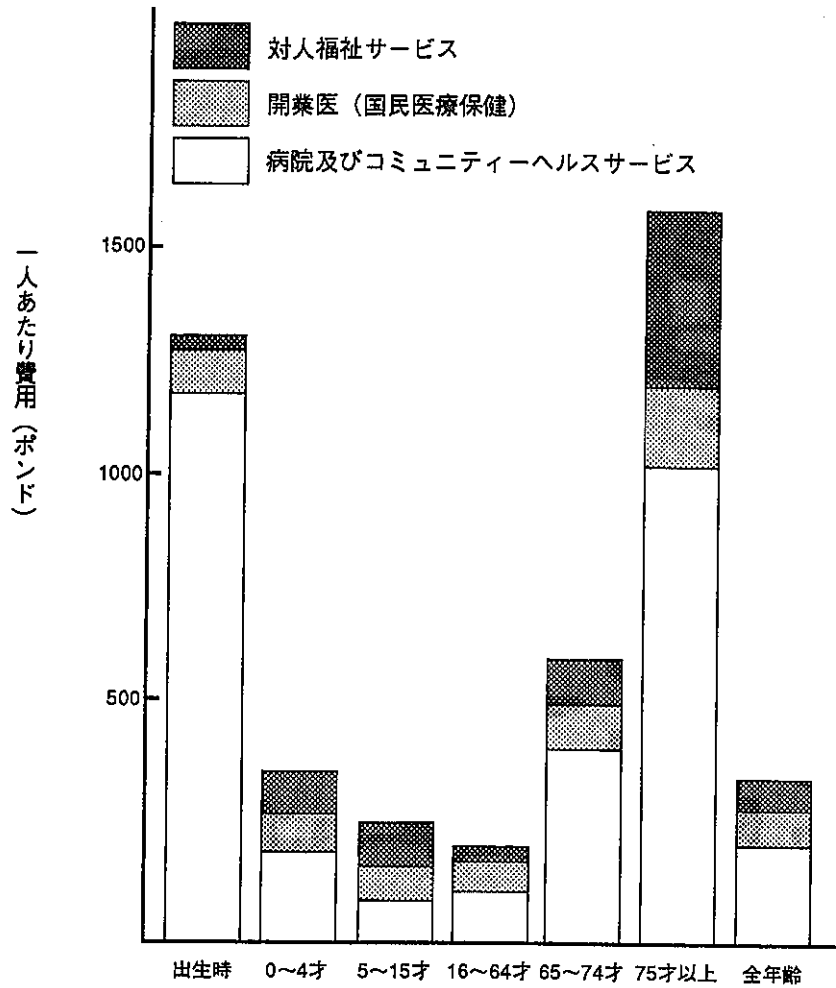
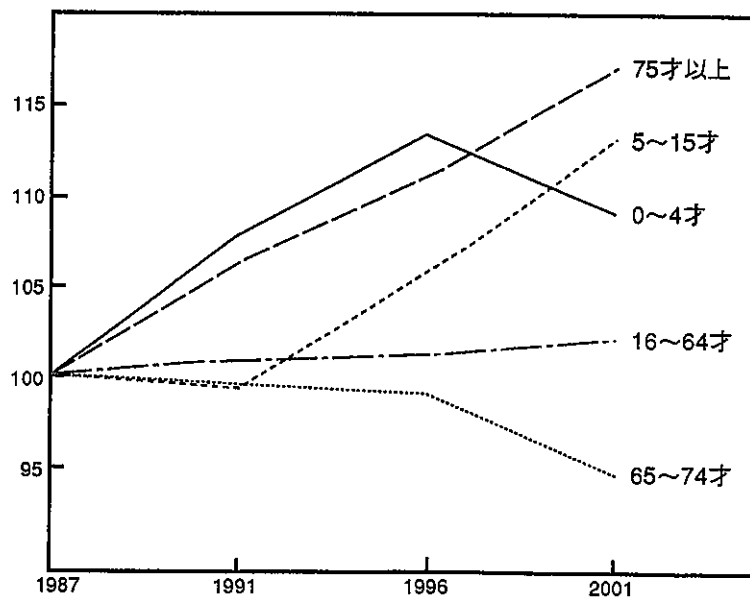


表2 イングランド及びウェールズにおける人口動態
(1987年=100)



2. ウォルバーハンプトン市における高齢者対策

大都市圏のディストリクトであるウォルバーハンプトン市の高齢者対策についてふれてみたい(*7)。ウォルバーハンプトン市は、バーンミンガム市の北20マイルにある。人口は25万人を少し下回り、全人口の18.3%が年金受給資格者で、75才以上の高齢者の占める割合が6.5%である。85才以上の高齢者は、最近10年間で3倍にもなった。少数民族の構成比(20%)は、全国的なレベルよりもかなり高く、少なくともウォルバーハンプトンの年金生活者の5%は、もともと移民だったと考えられている。

他の多くの工業地域のように、ウォルバーハンプトンも1970年代後半から80年代にかけての景気後退にみまわれ、高齢な労働者は、多くが早期退職を強いられた。多くの年金生活者は年収が低く、実際に貧しい生活を送っている。この労働者は伝統的に零細な手工業に従事しており、特別な技能を持ち合わせているわけでもなく、また通常の年金受給資格には該当しにくい人々である。ウォルバーハンプトンも、粗末で家賃の高い公営住宅、環境破壊、犯罪など、都市圏の地方団体が抱える諸問題を有している。換言すれば、ここは人々が退職して住みたいと思うようなところではないのである。にもかかわらず、あるいはその問題ゆえに、市は、「あなたの介護をします!(Caring for You)」というスローガンと共に、種々の社会福祉施策、とりわけ高齢者のための福祉施策をし、今日では高い評価を受けることとなった。

II. 対人福祉サービス

1. 地方団体の役割

英国では、対人福祉サービスは、県(ロンドン及び6つの大都市圏地域ではディストリクト)の責務である。

第二次世界大戦以来、地方団体の社会福祉部の責務は、様々な法律によって拡張されてきた(*8)。

- (1) 1948年国民生活保護法(the National Assistance Act 1948)第三章の下で、地方団体は、肉体の衰え、精神薄弱その他の理由により介護を要する高齢者のために、介護施設を設置することとなった。この法律の下で設置された施設は、「第三章による施設」(“Part III” homes)とも言われる。
- (2) 1968年保健、社会福祉及び社会保障法(the Health and Social Services and Social Security Act 1968)、1983年保健、社会福祉行政及び社会保障の裁定に関する法律(the Health and Social Services and Social Adjudications Act 1983)の下で、地方団体は社会保障大臣(the Secretary of State for Social Security)の承認を得るか、または自己の権限の範囲内で、介護施設の建設や、当該施設の使用料の設定など、一連の高齢者対策を推進していくこととなった。地方団体は、自己に代わってエージコンサーン(Age Concern)などの正規に登録されたボランティア組織に事業を委託したり、これらの組織に財政援助を行ったりすることも許されている。財政援助は高齢者のためにレクリエーションや食事を提供するボランティア組織に対しても行われる。またこれらのサービスは、地方団体自らも行っている。1977年国民医療保健法(the National Health Service Act 1977)の下で、地方団体はホームヘルプサービスを行う義務を負っているのである。

- (3) 1970年慢性的疾患・障害者法(the Chronically Sick and Disabled Persons Act 1970)の下で、関係団体は、身体に障害を持つ者の切実な要求に対応するために、各種行政サービスを行う。高齢者の家庭に対する生活に必要な情報の提供、家庭内のラジオ、テレビその他の娯楽設備の設置、高齢者が外部の福祉施設を利用しやすくするための移動手段の確保、高齢者の家をより安全、快適にするための改造工事に対する援助措置、そして電話設備の提供等である。地方団体は自己の所管する地域内にどれくらいの障害者がいるのか把握し、障害者に、彼等の利用できるサービスにどういったものがあるのか知らさなければならない。

換言すれば、社会福祉に関する一連の法律の制定により、地方団体は、高齢者に対する福祉サービスとして、施設の設置、人的サービスの提供、そして高齢者及び高齢者の支援をするボランティア組織に対する財政援助を行う。

2. 施設での介護

養護老人ホームは、体の弱い高齢者に対して、住む場所と食事を提供し、個別に高齢者の介護をする。内容は、洗濯、買い物、病院、掃除等の他、ベッドからの寝起き、着替え、食事、風呂などの補助も含まれる。

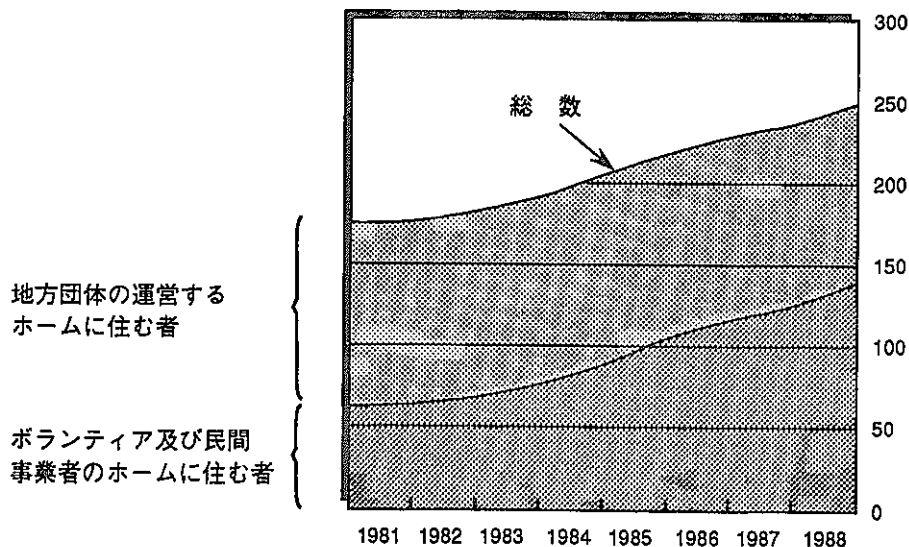
(1) 施設介護の最近の情勢

養護老人ホームは、地方団体、ボランティア組織（慈善団体や住宅協会など）の他、民間事業者がビジネスとして運営している。ホームに住む高齢者全体の48%は地方団体の運営するホームに住み、12%はボランティア、40%は民間事業者の経営するホームに住んでいる（*9）。

1988年の統計によれば（*10）、老人ホームに住む65才以上の人々の割合は3%程度に固定されている。しかしながら、介護を受けている人の数は引き続き拡大傾向にあり（表3参照（*11））、特にプライベートセクター（民間事業者）における増加が著しい。この傾向は85才以上の高齢者の人口の増加によるところが大きい。換言すれば、居住者の平均年齢が高くなっているのである。

表3 住居別に見る高齢者数

(単位：1000人)



(2) 施設の種類

施設の種類の使用料金によって様々である。最も豪華なものは、テレビが設置され、専用のバスルームがついた1ルームで、少し廉価なものでは風呂やその他の施設が共同使用となっており、二人部屋の場合もある。しかしながら、すべてのホームは施設及び介護の両面で、基本的な基準を満たしていなければならない。そして「1984年老人ホームの登録に関する法律」(The Registered Homes Act 1984)の中で、民間事業者およびボランティア組織の運営する老人ホームは、ホームとして登録される前に、地方団体の社会福祉部によって検査を受けなければならないことになっている。ホームの大きさは15室ぐらいから100室までと様々である。男性のみあるいは女性のみというホームもあるが、たいていの場合は男女一緒である。最近では、スタッフの大部分は専門のソーシャルワーカー(*12)であるか、医療に関する専門の資格を持っている。また多くのホームでは、比較的短い期間の滞在のための部屋を別に用意している。病気などの良くない状況から快方に向かってはいるが、まだ家庭に帰るには早いという人のためである。

(3) 居住者の権利の保護

近年老人ホーム内で、高齢者が問題を起こすケースが増えている。これは通常ホームに入居する高齢者がもともと持っている精神状態と、ホーム自体に内在する要因によって起こる。こうした高齢者は、外出を制限されるなどの「罰」を受ける。こうした人々を救うために、社会保障省(Department of Social Security)が高齢者政策センター(the Centre for Policy on Aging, CPA)(*13)に委託し、老人ホームのオーナーとホームの管理責任者のための運営要領を作ることとなった。「ホームライフ(Home Life)」と名付けられたこの運営要領は、ホーム運営のためのマニュアルとして1984年に発刊され、地方団体の社会福祉部、民間事業者、ボランティア組織といった老人ホームのオーナー及び管理責任者に用いられている。そこにはホームに住む高齢者の権利義務関係について明確に規定されている。

この「ホームライフ」は、すべてのホーム居住者に配布され、民間の事業者やボランティア組織によって高い評価を受けることとなった。また地方団体は、自己の実施要領を作成する際のベースとして用いた。ウォルバーハンプトン市によって策定された次の実施要領(*14)は、その典型である。

「我々は、家を出るという決断が、人が一生の中で経験しうる決断のうちで最も難しいものの一つであることを知っている。老人ホームに入るかどうかは、個人の判断に委ねられるべきである。それは当人のまわりの環境によって強制的に決められるべきではない。生涯老人ホームに入るという決断は、一般家庭ではもはや暮らしていけないのだということが高齢者自身が十分に理解した上で行われるべきである。高齢者が、自分たちの家を諦めるかどうかは、通常の状態にあつては、ホームに実際に住んでみて、約3か月の期間を経た後に決められるべきであろう。そしてもし高齢者が必要とすれば、彼等の親戚や友人の意見も参考にする必要があろう。

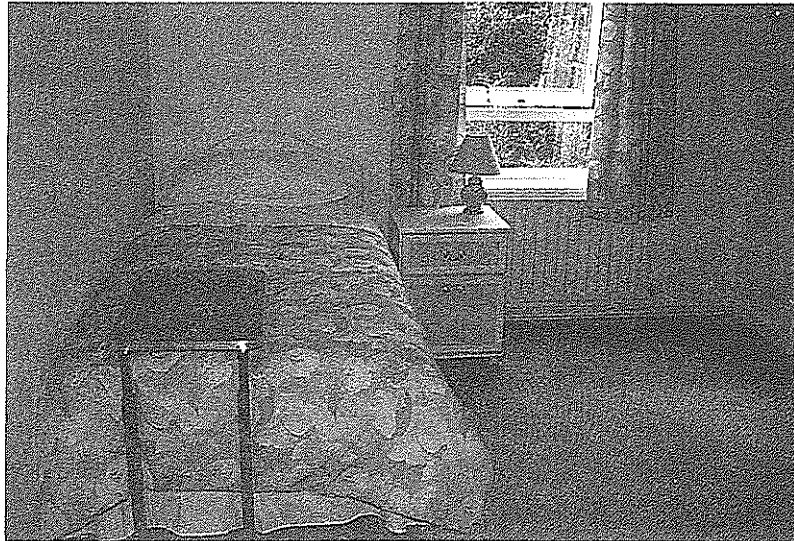
我々は、老人ホームに住むこれら高齢者が、ウォルバーハンプトンの他のすべての市民と同じように快適な暮らしを送ることができるよう、あらゆる努力をしていくだろう。

われわれは、高齢者の介護を行っていくためには、老人ホームのような施設がやは

り必要であると考え。それゆえに、施設に入居する高齢者個人の権利を尊重し、以下のことを確実にしていく決意である。

1. 肉体的精神的に許す限り、居住者が自分自身で生活できること。
2. 居住者自身の独立性、決断、責任が尊重されること。唯一制限を受けるものは、居住者が理由もなく他の居住者に干渉しない事だけである。
3. 個人の尊厳が尊重され、個人の権限の範囲内でそれぞれが独立して取り扱われること。
4. 文化的、宗教的、性的、感情的欲求が尊重されること (*15)。
5. 地方団体によってなされた決定が、居住者の生活に影響を及ぼすような場合には、関連するあらゆる情報が居住者に知らされること。
6. 居住者が、ホーム内の日常生活において十分な役割を果たすこと。居住者はホーム内の様々な決定事項に関する地方団体の政策に対して、意見を述べる機会を持つこと。
7. 居住者が次の機関に連絡が取れるようにすること。
 - ①かかりつけの医者や歯医者
 - ②地域住民によって選出されたカウンセラー
 - ③地方議会議員
8. 居住者が個室をあてがわれ、個人の財産、プライバシーが保護されること。
9. 居住者が医薬品に関する十分な情報を持ち、必要に応じ医薬品を自身で服用し、また拒否する権限を持つこと。
10. 居住者が、自分の部屋に自由に客を招待できること。またそこにおいては個人のプライバシーが守られること。
11. 地方団体は居住者のため積極的な交流事業を支援するとともに、居住者の意に反してまでその行事に参加することを強制しないこと。
12. 個別介護の状況が定期的に評価され、介護に影響を及ぼすような決定に対しては、居住者がその決定に十分参画できること
13. 地方団体が、一般的に納得を得ることが難しいと考えられるような個人の自由や尊厳に対する制約を行う場合には、居住者に対してあらかじめ書面による告知を行うこと
14. 居住者が、自分たちに対してなされた決定について、ホームの管理責任者(Senior Officer of the Home)と議論した後、その決定に満足できなかった場合は、不服申し立ての手続きやその他の救済の道が開かれていること。
15. 居住者のための相談委員会(Residents' Consultive Committees)がすべてのホームにおいて奨励され、その委員会において日々の暮らしに関する多くのことが話し合われ、居住者が参加する機会を持つこと

上記のような憲章は、老人ホームでの文化的な生活基準が進歩していることの証しである。高齢者の多くは、体が不自由になり、家を離れなければならなくなったということについてはつらいと感じているものの、老人ホームでの生活自体に反対しているわけではない。このような全般的な進歩の状況の下で、施設介護は高齢者の大多数によって望ましい選択の一つとさえなるかも知れないのである。



老人ホームの個室

(4) 経 費

施設による介護は労働集約型サービスであり、それゆえに非常に高価である。地方公共団体のホームに入った場合、一週間に150ポンド（約37,500円）（年間7,800ポンド、約1,950,000円）の経費がかかり、民営の最も程度の高いホームでは一週あたりほぼ350ポンド（87,500円、年間約4,550,000円）の経費がかかる（*16）。年金生活者で、これだけの費用を支払う能力のある高齢者はほとんどいない。

地方団体のホームに住む者は、少なくとも社会保障大臣によって定められた週あたり37.5ポンド（約9,400円）の最低料金を支払わなければならない。これ以上の料金については、居住者の収入と貯蓄額によって決められる。個人が所有している財産は、通常貯蓄とみなされて貯蓄額に換算される。地方団体は、これによりホームにかかる経費の20%を確保し、残りの経費を負担することとなる。高齢者向けの介護施設が地方団体の財政状況を圧迫しているといわれるのは、このためである。一方、民間事業者及びボランティア団体の運営するホームの場合、料金帯は広く、概して高額になりやすい。

貯蓄額が6,000ポンド（約1,500,000円）以下の高齢者は、所得補助（income support）を受けることができる。申請先はその地域の社会保障事務所である。補助対象は、老人ホームに支払わなければならない料金と、その高齢者が得る収入との差額で、最高限度額は週あたり150ポンド（約37,500円、ロンドンについては173ポンド（約43,750円））である。また所得補助とは別に、週あたり10.55ポンド（約2,600円）が、いわば小遣いとして支払われる。貯蓄額が定められた上限を越す者は、ホーム利用料金の全額を支払わなければならないが、多くの居住者にとっては、この利用料金の支払い自体が貯蓄額を減少させ、結果的に上限を下回ることとなる。そのような人々は、その時点で所得補助を申請するのである。地方団体は、自己の持つ老人ホームが不足したときには、高齢者に援助を行い、民間事業者あるいはボランティア組織の運営するホームに住んでもらうこともある。

(5) ウォルバーハンプトン市における老人ホーム

ウォルバーハンプトン市は、高齢者向けに16の老人ホームを運営している。入居

可能な部屋数はトータルで618である。利用者の83.5%は75才以上であり、43.6%は85才以上である。2つのホームについては男性専用あるいは女性専用に分かれているが、他は男女共用である。建物は一般の住宅を改造したものから専用に建設されたモダンなものまで様々であり、収容能力も23名から65名までと多岐にわたっている。すべての住宅は短期利用のための部屋を別途確保している。ホームはまた、デイセンター (day centres)としても使われる。居住者が訪問客と交流するための配慮である。これら利用可能なデイ・ケアの施設は、現在131カ所存在する。社会福祉関連予算の約20%が高齢者のための施設介護に使われる。この金額は市の予算全体の3.6%を占め、この割合は全国平均からすると低い (*17)。

社会福祉部の運営する老人ホームに加えて、ウォルバーハンプトンには3つのボランティアホームと23の民営ホームがある。おのおののホームには、およそ18ほどの部屋がある。民営ホームの数は、ここ10年間で顕著に増加している。市は、このまま民営のホームが増え続けるようであれば、市のホームのうち3つを削減する意向である。

3. 訪問介護

訪問介護は、買い物や掃除といった基本的な日常生活をすることができなくなった体の弱い高齢者が、自分たちの家で生活していくことを可能にする。「地域における介護」は、それゆえに最も重要な意味を持つのである。こうした事例は第二次世界大戦の頃まで遡ることができるが、施設介護にとって代わるところまで認識されるようになったのは、ここ20年程のことである。

(1) ホームヘルプ(Home Help)

ホームヘルプ事業は、訪問介護の中でも最も一般的である。75才以上の一人暮らしの老人の約29%がこのサービスを受けていると考えられている (*18)。ホームヘルプにかかる費用は、社会福祉部によって支払われる。ホームヘルパーは、掃除、買い物、年金の受けとり、支払い、読み書き、洗濯、買い物、アイロンがけ、料理といった高齢者の基本的な日常生活の手助けをする。また、高齢者が病状からの回復期にある場合や配偶者が死亡した時などのように、緊急な場合の短期間の家事手伝いをすることもできる。ホームヘルパーの大多数は、パートタイマーである。多くの地方団体では、わずかな報酬で高齢者の世話をする「隣人助け合い事業 (Good Neighbour Schemes)」という名のもとに、高齢者の近所の人さえヘルパーとして雇っている。ウォルバーハンプトン市においては、700人程のヘルパーを雇い、毎週市内に住む75才以上の高齢者全体の4分の1を含む4,000世帯、5,000人以上の高齢者を訪問している。依頼人 (高齢者) は1週間につき平均で2.6時間ほどの労働奉仕を受け、費用は無料である。

高齢者の中には、これらヘルパーが行うサービスよりも、もっと頻繁な手厚い看護を求める人がいる。これらの人々は、人の助けなしに自分自身で洗濯、着替え、食事などができなかつたり、あるいは精神的に自分自身をコントロールできない人たちである。ウォルバーハンプトン市は、そうした人々に対してよりきめの細かい行政サービスを提供するよう努めてきたことで知られている。こうしたきめの細かいサービスが可能となったのは、潜在的な高齢者の要望を専門のソーシャルワーカー (*19) が調査し、これに対する最適な対応を真剣に検討した結果である。市内の約25人の高齢

者がこのサービスを受けている。このようなきめの細かな対応が、何年か先にはより幅広く適用され、社会福祉部が訪問介護の行政サービスをもっと柔軟に提供できることが期待される。

(2) 夜間介護

ホームヘルプサービスは、通常昼間のみである。しかしながら、高齢者の中には安全に一人暮らしができないため、夜間の介護を求める人もいる。これは、夜中に空になったやかんをガスコンロにかけっぱなしにするような、精神的混乱状態にある一人暮らしの高齢者が、夜一人でいるということ自体に不安を感じるからであろう。こうした高齢者のために、多くの地方団体ではナイトシッターを雇い、午後9時から翌朝7時まで、高齢者と一緒に過ごすことができるようにしている。ウォルバーハンプトン市では、約20名のナイトシッターを雇い、週あたり2日から3日、平均25人の高齢者の世話をを行っている。このサービスは無料である。

(3) 高齢者の家族などの介護者のサポート

訪問介護は身寄りのない一人暮らしの高齢者のために行われるが、親戚や隣人によって行われる既存の介護を補足したり、これら介護者に時折休息を与える役割も果たす。ホームヘルプは通常の介護者がパートタイマーであったり、たまたま介護者が2、3週間の休暇を取っているときなど利用される。ウォルバーハンプトン市では、新たに「家族配置事業 (Family Placement Scheme)」という事業を実施した。これは、高齢者に通常の介護者がいない場合には、代わって面倒を見る一般家庭を紹介するというもので、これにより高齢者は、一般の家庭を訪れることができるようになった。この事業は家族配置職員(Family Placement Worker)が行い、この職員が受入れ家族の募集と高齢者介護の指導を行うこととなる。この事業には原則として費用がかかるが、一定の条件下であれば補助金も受けられる。

(4) 財政

施設介護の場合と同じように、訪問介護にかかる費用の大部分は職員の給与費が占めている。ウォルバーハンプトン市社会福祉課(Wolverhampton Social Services)は予算の25% (部全体の予算の10%) を訪問介護にあてており、このうち98%は人件費である。訪問介護は、年一人あたり約540ポンド (約135,000円) で実施されるが、これは介護者を常時高齢者の家に配置するためには明らかに予算不足である。訪問介護が、高齢者の自立した生活を助けるということがわかってから、市は、こうした無料の行政サービスを提供することにこれまで以上に確信を深めている。

4. 食事サービス(Meals Services)

給食サービス(meals-on-wheels)は、高齢者に対する個人福祉サービスとして最も一般的なものの1つである。食事は一か所で大量に作られて凍らせておき、必要に応じて解凍され、ボランティアによって高齢者の家に配られる。在宅介護のように、このサービスも制度的な介護の枠を超えて高齢者を介護するために、1950年代から60年代にかけて地方団体によって始められた。給食サービスを受ける高齢者は、自分自身で十分な食事をとれない人でなければならないため、食事を作ってくれる親戚や近所の人がいる高齢者は、通常このサービスから除外される。多くの個別社会福祉サービスと同じように、待

週の度合いは年齢による。65歳から69歳までの年齢層ではこのサービスを受けている人は1%以下であるのに対し、85歳以上の高齢者では10%以上の人が、この食事サービスを受けている（*20）。

(1) 運 営

地方団体の中には、給食サービスはその地方団体独自のボランティアを募集しているところもあるが、たいていの場合、伝統的に婦人ロイヤルボランティアサービス (the Women's Royal Voluntary Service, WRVS) (1938年に創設された全国規模の組織で、地域ごとの介護活動とその他社会奉仕活動を行っている) の女性が行っている。ボランティアは配達に使う車のガソリン代とその車のメンテナンスにかかる費用とを、走行距離1マイルあたりの手当てとして地方団体の社会福祉部局から受けとる。材料費と食事の準備費もまた助成金として支給される。デイセンターの場合と同じように、給食を受けとる者はこれら費用の全額を支払うのではなく、ほんの一部を支払うのみで済む。ここ10年地方団体における財政効率の問題が大きくなってきて、多くの地方団体がこの給食サービスをこうした民間の介護組織に委託するようになった。

(2) 問題点（*21）

給食サービスは、都市圏においてはかなり充実しているが、地方になると限られている。例えば、ロンドンや都市部のディストリクトにおいては、このサービスは土日も含み毎日利用できるが、地方になると週3日ないし4日で、またサービスを受けられる高齢者の数も限られている。

給食サービスは、ある意味では多くの高齢者の孤立化をすすめる、高齢者の自立性を損なうとの理由で批判されてきた。確かに給食サービスが、食事という基本的な欲求を満たしてくれるために、高齢者の中には、親戚や隣人と友達になろうという気持ちをなくしてしまう者がいることも事実である。ホームヘルパーの場合とは違って、給食サービスのボランティアが、高齢者と仲良くなっていこうとする時間を持つことはめったにない。それゆえに訪問介護が良く行き届いている地域では、ホームヘルパーが、給食サービスの代わりに食事の用意を行っている。全国的にみて、ここ10年でこの給食サービスは10%ほど落ち込んでいる。

(3) ウォルバーハンプトン市における給食サービス

ウォルバーハンプトン市は、給食サービスによる昼食の配達に対して、助成金を交付している。同市のサービスは、土、日を除く毎日行われ、毎回約1,000食が用意される。市では実費の25%程度にあたる45ペンス（約110円）の料金を高齢者から徴収し、約1,600人が利用している。

5. デイ・ケア（*22）

デイ・ケアは、外出することが難しい高齢者や、特別な介護を必要とする高齢者のための施策である。訪問介護とは違って、特別な施設が用意されている。体の弱い高齢者が集まって、日中を暖かく、和気あいあいと快適に過ごすための環境を提供するデイセンターがそれである。センターでは昼食が用意され、各種の親睦活動を初めとして、買い物や休日の過ごし方まで企画される。センターは家にこもりがちなる一人暮らしの老人の孤独を和らげることを目的とし、実際の社会と同じくらい社会的な生活が体験できる



デイセンター

ようになっている。現在、医者やソーシャルワーカーは、こうしたデイセンターでの各種活動が、医学上も高齢者の健康に良いことに気づいており、将来彼らが、発作や老人性痴呆症といった重い障害を持つ高齢者でも参加できるようなプログラムを作り出すことが期待される。こうした障害を持つ高齢者は、センターの活動に積極的

に参加することはできないが、少なくとも見学することはできるし、他の高齢者と親睦を深めることもできるのである。

これまでに20人に1人の高齢者がデイセンターを訪れたと考えられている（*23）。内訳を見ると、一人暮らしの老人の比率が最も高く、中でも75歳以上の女性の高齢者の割合が最も高い。また夫婦の場合は、一人暮らしの場合よりもあまり必要がないようである。

(1) 設置状況とスタッフ

大部分のディストリクトでは、社会福祉部局によって運営されるフルタイムのデイセンターを少なくとも1つは持っている。これらの施設は、ウィークデーの9時から5時までオープンしている例が多いが、小さな町では1週間のうちで3日のみ、また時間についても10時から3時までオープンするパートタイム・センターを運営するしか余裕のないところもある。デイセンターの規模はその地方の高齢人口の規模によるところが大きい。パートタイムセンターの場合、教会のホールやコミュニティーセンターといった公共施設の建物の1室を借りなければならず、毎開館日の終りになると、他の使用目的の利用者のために椅子やテーブルを元通りに戻さねばならない。このような施設の利用者は、フルタイムセンターに通う高齢者が持っているような、センターへの帰属意識に欠ける。一方フルタイムセンターでは、コミュニティーセンターの中に専用の部屋を持っているか、別棟の中にセンターを構えている。スタッフの配置もまた異なっている。フルタイムのデイセンターの場合は専任のマネージャーと少なくとも二人の専任のアシスタント、コック、それに通常パートタイムの秘書がおり、給与は地方団体によって支払われている。パートタイムセンターの場合は、担当者（給料を保証されていないボランティアの場合もある）が一人と、ボランティアのパートタイムヘルパーが一人ないし二人いるのみである。

スタッフの給料はデイセンターの年間予算額の大部分を占め、フルタイムセンターにおいては3分の2を占める（*24）。現在、デイセンターの職員やアシスタントには、なんらかの専門的な職業訓練が必要であると考えられている。

(2) 送迎

人件費に次ぐ主要な支出は、高齢者の送迎に要する経費である。デイ・ケアによる介護を受けている高齢者の大部分は、公共の交通機関を利用することもできないほど体が不自由で、家に引き籠もることが多く、親戚、隣人、そしてデイ・ケアサービスで用意した交通機関に依存しなければならない(*25)。社会福祉部局の多くは、緊急の場合については担当地域の全てのデイセンターをカバーする特別救急医療体制を敷いている。またデイセンターの中には、専任かもしくはボランティアによる運転手付きの自前のミニバスを持っているところもある。「高齢者を助ける会 (the Charity Help the Aged) (*26)」では、デイセンターが自前のミニバスを購入できるように、積極的に基金の積み立てを行ってきた。このことは、デイセンターを援助したいが実際にセンターを運営するほどの余裕のない人が、センターに対して援助をし得る一つの道を開いたといえる。もう一つの方法は相乗りである。ボランティアは自分たちが車でデイセンターへ向かう途中で高齢者を拾い、夕方また高齢者の自宅まで送って行くのである。

(3) 使用料金の考え方(Charging Policy)

調査結果によれば、センターの利用者は、収入を単に国民年金のみに頼る労働者階級(*27)に偏る傾向があり、センターの運営費を全額これら利用者で負担できるような状況にはない。利用者は確かに1日あたり50ペンス(約125円)から1ポンド(約250円)の使用料を払うが、これは形だけのものであり、運営費を賄うにはあまりにも乏しく、昼食の代金として消えてしまう。デイセンターのスペースは限られており、このため高齢者の中には毎日センターを訪れることができる人がいる一方で、週に1度か2度ぐらいしか来られない人もいる。

(4) 活動

デイセンターでの典型的な1日(*28)は、以下のようなものである。

利用者は昼前にセンターに到着。マネージャーに暖かく迎えられた後、コーヒーを飲んでラウンジへ行き、友人同志話をしたり新聞を読んだりする。スタッフは、訪問者の中に、医療サービスやコミュニティ・チャージ(税金問題)といったことについて質問や疑問がある者がいる場合には、朝のうちにカウンセリングをする。多くのセンターでは、一人で風呂に入ることができない人を、センターに設置された風呂に入れてあげたりする。体の不自由な高齢者の健康は、デイセンターが改善しようとして取り組んでいる課題のうちの一つである(*29)。散髪やランドリーサービスも利用できる。昼食は正午である。この昼食は1日のうちのハイライトであり、自分自身で食事を作ることができない者にとっては重要である。通常肉料理に2種類の野菜、それに暖かいデザートがつく。週ごとのメニューは必ず変わるように配慮されている。昼食が終わったところで残された時間は30分程となるが、そこから彼等の活動の時間が始まる。ピアノに合わせて歌ったり、ビンゴゲームを楽しんだりするのが一般的であるが、籠細工や刺繍のような手工芸もさかんである。テレビは他の人へ関心を向けることを妨げ、また家でも見られるとの理由から、可能な限り敬遠される。トラックで野菜を売りに来ていたりもする。ほとんどの場合割引価格である。3時か4時になると1日が終り、お茶の時間となる。

(5) ランチクラブ(Luncheon Clubs)

ランチクラブは、高齢者が最も求めるものは、人間味のある環境の中で、栄養のある食事をとることであるという信念にもとづいている。デイセンターと同じような目的を持っているが、独自の方法を持つ。調査によれば(*30)、参加者のほとんどが、自分自身で食事を用意できるという。親睦を深めるということはそれゆえに彼等の最優先事項であるが、食事療法を受けたいという理由もある。

ランチクラブは通常週に1度、ローカル・ホール(Local Hall)かコミュニティーセンターにおいて開催される。中には参加者自身で運営されているランチクラブもあるが、たいていの場合、エージコンサーンのようなボランティアグループによって運営されている。ランチクラブにおける参加者は、デイセンターの参加者よりも活発で、昼食の代金を集めたり、クラブの活動を企画したりする他、食事を用意したりさえる。これらのクラブの焦点は昼食にあるが、多くは他の社会活動も行っている。第4章で述べた年金者クラブ(Pensioner Clubs)(*31)のように、これらの諸活動とは、ピクニック、コンサート、ビンゴゲーム、がらくた市、昔はやったダンス、編み物などである。クラブには、地方団体から必要に応じ助成金が交付される。助成金は、基本的には、参加者が家で食事をするのにかかる以上の費用を支払わないですむように交付される。また、高価な設備と職員が不要であることは、ランチクラブがデイセンターよりも安上がりだという事を意味している。それゆえにボランティアグループもこれらの諸活動に対して特別な関心を寄せている。こうした活動はまた、ボランティアと参加者との間の人間関係を、伝統的な給食サービスにおけるよりももっと緊密にすることを可能にしている(*32)。

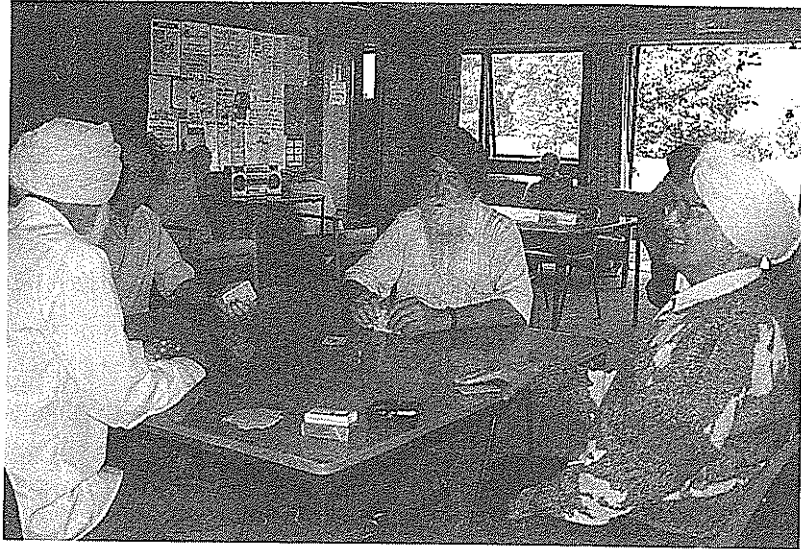
(6) ウォルバーハンプトン市におけるデイ・ケア

ウォルバーハンプトン市は、高齢者のために5つのデイセンターを運営している。このセンターは週に5日オープンしており、食事や高齢者の自宅とセンターとの間の送迎を含めた様々な活動を実施している。最も大きな設備を持つのは1971年にオープンしたブラッドレー・デイセンター(Bradley Day Centre)で、常時50人の高齢者が受入れ可能で、会費として週あたり20ペンス(約50円)を徴収し、毎週120名の会員を受け入れている。社会福祉サービスセンター(the social services centres)と呼ばれるこれら市の施設以外に、ボランティア組織が運営する30のデイセンターが足りない部分を補う形になっている。エージコンサーンはその中で最も良く知られた支援機関であるが、それ以外にもアフリカ・カリブ海系(Afro-Caribbean)及びアジア系の高齢者のために9つの施設が用意されている。ウォルバーハンプトンにおけるデイ・ケアは、明らかに施設介護や訪問介護よりも安上がりである。高齢者のためのデイ・ケアには、部の予算全体のわずか0.5%しか支出されていない。総予算額の半分は人件費であり、残りの半分はエージコンサーンのようなボランティアグループに対する補助金である。

6. その他の行政サービス

(1) 援助

社会福祉部局は、歩く、座る、食べる、着替えをする、風呂に入るといった、基本的な日常生活に補助の必要な高齢者に対して援助を行う。そのため、松葉杖、バスリフト、可動式の便座等は無償で貸与する。車椅子、簡易便器といった医療器具に属するものについては、各地域の病院において貸与される。



インド系住民のためのデイセンター（ウォルバーハンプトン市にて）



食事はデイセンターを訪れる高齢者にとって大きな楽しみとなっている

(2) 在宅リハビリ療法(Domiciliary Occupational Therapy)

ウォルバーハンプトン市社会福祉課では、在宅リハビリ療法に対して財政援助を行っている（これは他の地方団体でも行われている）。リハビリ療法は、もともとは病院においてなされる医療サービスであるが、療法師が高齢者の自宅や老人ホームなどを訪問して行うのである。療法師は、もともと病気や事故によって体の自由がきかなくなった人々に対し、様々な日常生活用品が使えるように訓練・指導を行うのであるが、こうした訓練・指導は、高齢者の生活能力の向上にも役立つのである。ウォルバーハンプトン市は、この種のサービスに対して、1990～1991会計年度で約60,000ポンド（約15,000,000円）を計上している。

(3) 電話

「1970年慢性的疾患・障害者法」では、地方団体に対し、一定の障害を持つ一人暮らしまたはそれに近い状態（緊急事態が起こった場合に対応することが難しい者と

一緒にいるような場合)にある者に対し、電話機器を支給することを義務づけている。また障害を持たなくても、体が弱かったり、家にこもりきりでいる人に対しても同様の措置を求めている。資格要件の具体的な判断は地方団体に委ねられている。それは判断をする側にとってはささいなことかも知れないが、される側にすれば、場合によっては生死の違いを意味することもあるほど重要である。ウォルバーハンプトン市においては、毎年約100名の高齢者に電話機器を支給している。またこのサービスは比較的若い人々も利用できるようになっている。

(4) アドバイス

福祉行政のこれまでにない多様化と財政規模の拡大により、ボランティア組織などの機関が、行政側の様々な情報提供の必要性を強調している。地方団体は障害者に対し、彼らが利用できる行政サービスにはどういったものがあるのか知らせる法的な義務を負っている(*33)。しかし高齢者は、確かに弱者ではあるけれども、障害者として登録されるほどではない(*34)。さらに高齢者は、どのような法的権利があり、どのような行政サービスを受けられるか知らないことが多い。実際、社会保障省は、1985年度において、年金生活者のうち21%の人が、生活保護を受けることができるにも拘らず申請をしなかったと考えている。

地方団体アドバイスセンター(local authority advice centres)では、高齢者からのあらゆる問い合わせに応じているが、一方エージコンサーンのような地方のボランティアネットワークに持ち掛けられる相談も膨大である。こういった組織を利用することの大きな利点は、これらの組織が一定の枠にとらわれず、常に公平で幅広い見方ができるという事であろう。この事は地方団体のように何ができて何ができないのかを冷たく言うのではなく、自分の抱える問題を優しく聞いてくれる人が欲しい高齢者にとっては非常に重要である。エージコンサーンは各地方の支部及びクラブ、デイセンターにおいてこうしたサービスを行っている。もう1つの公平で信頼できるアドバイス機関は、地域住民アドバイスセンター(the local Citizens Advice Bureau, CAB)である(*35)。CABのボランティアは高齢者の要望に対してきめの細かな対応ができることも含めて、様々な相談に対応できるように訓練されている。CABの地方事務所は、全国で1,000を数える。

年金生活者を含め、すべての社会保障受給者は、自分たちに対してなされた決定に不服があるときは、正式な裁判を受ける権利を有する。これにはよく地方団体に裁量の委ねられている各種給付金や、老人ホームの家賃といったものが該当するが、国民年金や所得補助が該当することもある。年金生活者の多くは、長くて複雑な申請手続きに不満を持っており、エージコンサーンのような各地域の団体は、年金生活者という「依頼人」に対する「弁護士」として機能できるように、ボランティアを訓練する場合もある。こうした「弁護士」は、技術的なアドバイスは勿論だが、同時に年金生活者の友人ともなりうるのである(*36)。彼等はもちろんプロの弁護士ではないが、彼等の知識は年金生活者にとって十分役に立っている。

Ⅲ. 住宅改修、建設

1. はじめに

高齢者も、若い人たちと同じ様に、自分の家に住むことを希望する。しかし、若い人たちとは違って、体が不自由になるにつれ、長い間住み慣れた家やアパートが住みにくくなってしまふ。例えば、2階にあるベッドルームが不便になったり、買い物をしたり市役所へ行ったりするのに遠すぎたり、庭が大きすぎて手入れをするのが大変だったりするようになる。大半の高齢者（*37）は、できれば住み慣れた家にずっと住み続けたいと思っている。そこでこれまで述べてきたように、この点においても個人福祉サービスというものが重要な役割を果たすのである。こうした役割は、地方団体は勿論であるが、広い意味では実際に住宅を建設する業者などにも及ぶ。以下、住宅部局とそれに関係する様々な団体について概説していくこととする。

地方団体の住宅部局は、新しい公営住宅の建設と古い住宅の維持管理との両面について責任を負っている（*38）。公営住宅の建設については、国の補助金による多額な助成を受けていたが、ここ10年の間に、この補助金は大きく削減された。その結果地方団体は、限られた財源を高齢者や障害者といったより社会的立場の弱い人々に集中的に振り向けることとなり、また住宅を新たに建設していくことから、現存する住宅の保守と改造に力点をおくことへと政策転換が図られていった。退職者の家庭では、一般の住宅よりもより多くの修理が必要であったり、また程度の良くない住宅に住みがちであることから、住宅改修政策はこれら退職者の家庭に大きな利益をもたらす得るといえよう（*39）。

2. 定住の促進：改修

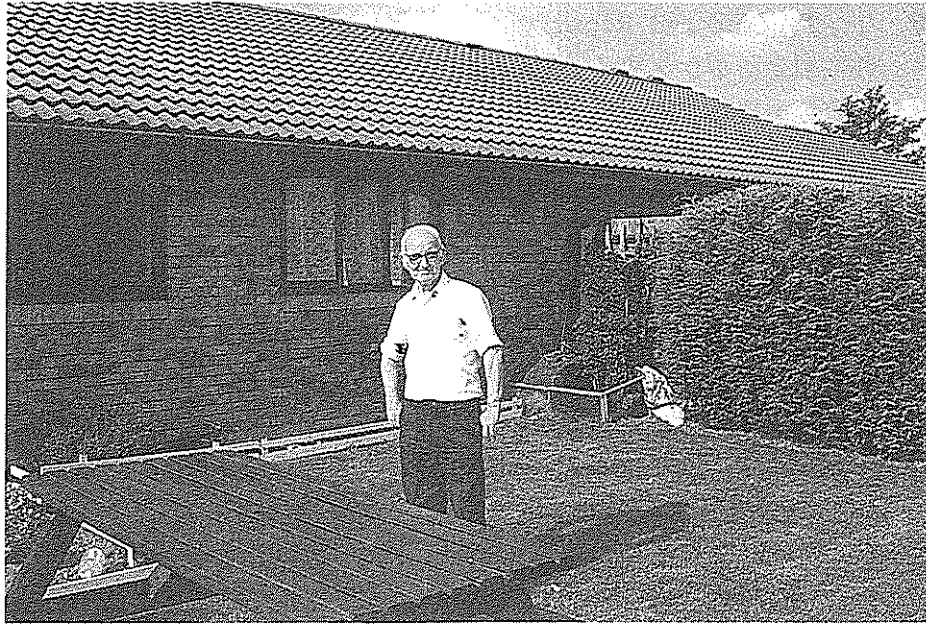
退職者の家庭の半数以上が、持ち家である（*40）。退職者の収入が減ることによって、古い家に住んでいる人は、持ち家を改修したりすることが難しくなる。工事によっては5,000ポンド（約1,250,000円）以上もの費用がかかることもあろうし、受け取る国民年金の倍以上という場合もあろう。家屋の所有者も賃借人も、一定の改修に要した費用について地方団体から補助金をもらう事ができる。地方団体と住宅組合(housing association)の所管する住宅の補修に要する経費については、居住者が補助金交付を申請するのではなく、当局が直接に責任を持つべきであることはいうまでもない。

(1) 地方団体の補助

1985年住宅法(the Housing Act 1985)は、新しい補助金制度について規定している。この補助金は、中央政府による財源措置の後、地方団体によって交付される。金額は、申請者の収入と貯金額によって決められ（*41）、以下のような三種類に分類される。

①家屋の改築・改修にかかる補助金

住民が快適に生活するために必要な設備が十分でなく（トイレ、給水・給湯設備が壊れているなど）、当局によって工事が不可欠であると判断されたもの。



高齢者のための住宅

②小規模改修工事にかかる補助金

配線工事や絶縁工事といった小規模な工事に対して、1,000ポンドを限度として補助するもの。これらの補助金の交付は地方団体の判断に任されている。つまり当該地方団体が交付できるだけの財源を持っているかどうかによるということになる。ただ年金受給者は優先的な扱いを受けるようになっており、例えば1階のトイレの設置などのように、必要な工事に対しては補助金が受けやすくなっている。このため高齢者は、介護をしてくれる親戚がいる場合、その親戚の家に引っ越ししやすくなるというわけである。これらの補助金は地方団体によって交付され、一般の住宅を借りている人や持ち家の人と同様に、公営住宅に住む者に対しても交付される。

③障害者のための補助機器に対する補助

障害者が独立して可能な限り快適に暮らせるような設備を設置したり、障害者が使いやすいように設備に手を加えたりする場合（例えば暖房装置や照明器具などの改造）には、この種の補助金が支給される。この種の補助金は、ほぼもれなく支払われる。

(2) 住宅金融組合の融資

高齢者であっても、補助金の受給資格要件に該当しない場合は、銀行ローンのようなもっと一般的な方法によって住宅に要する資金を調達しなければならない。住宅組合の中には、退職者の家庭については、利子だけを貰えば良いというところもある（*42）。この場合、通常のローンとは違って、利子については通常の方法によって月々支払われるが、元本については結果的に不動産が売却されるまでは支払われることを要しない。

(3) 「介護及び修理」 (“Care and Repair” Scheme)

まだ少数ではあるが、家を修理したり改造したりする人のために専門機関によるアドバイスを行う地域が増えている。「定住計画 (Staying Put)」あるいは「ケア・アン

ド・リペア (Care and Repair (介護と修理))」などと呼ばれるものがそれで、地方団体、住宅組合、ボランティア組織によって推進されている。通常は主に高齢者を対象とし、資金を提供するというよりも、必要なアドバイスをするといった側面的支援を行っている。住宅建設計画の初期の段階に、設計に必要な情報を提供し、地方団体の補助金や住宅金融組合のローンの借入にかかる複雑な申請手続きをサポートする。これらの機関は必要に応じ地域の社会保障事務所と連携し、建設業者と連絡をとって、工事の進捗状況を監視する。これらの機関による事業は、数字で示せるような具体的な結果を生み出すわけではないが、こうした情報の提供は借入金の中に通常含まれているような人件費やその他の経費を節約する事につながる。このサービスは、特に家屋を修繕するような金銭的余裕がないがために老人ホームへ行かなければならないような高齢者にとって利益となる。

3. シェルタード・アコモデーション (sheltered accomodation、高齢者向け住宅)

高齢者のために設計された専用の住宅は、高齢者個人のプライバシーを侵すことなく安全を保障する。これは多くの高齢者にとって非常に重要なことである。エージコンサーンによる「労働者団体のレポート」(A Working Party Report)では、高齢者専用住宅建設の定義を以下のように定めている (*43)。

「…定年を迎え、体が衰え始めると、人は孤独を感じ、精神的に健全な状態を保つことは難しくなるものである。こうした高齢者の心理を理解したうえで、体が不自由な人のため、新たに住宅に求められる機能を考え、高齢者が、生涯を終えるまで快適な暮らしを送ることができるような住宅を建設すること。」

(1) 供給のスケール

65才以上の高齢者の約8%がシェルタードハウス (高齢者専用住宅) に住んでいる (*44)。シェルタードハウスの3分の2は地方団体の住宅部局が建設し、4分の1は住宅組合、残りは民間業者が建設している (*45)。シェルタードハウスの建設は、現在の住宅建設情勢の中にあって、数少ない成長分野の1つである。1989年に実施されたイングランドにおける高齢者向けシェルタードハウスの調査 (*45) によれば、1979年と比較した場合、全体の住宅建設戸数が10%増にすぎないのに対し、シェルタードハウスの場合は70%も伸びている。地方団体の中には、住宅全体の25%がシェルタードハウスであるという地域もある。表4 (*46) は、戦後初期に、このタイプの住宅が建設されてから、いかに多くのシェルタードハウスが建設されてきたかを物語っている。

しかしながら、これらシェルタードハウスの急速な建設は、いまだ需要には追いついていない。年金人口の90%は一般の住宅で我慢しなければならず、大部分の地方団体には長いウエイティングリスト (順番待ちのリスト) がある。この理由により、民間部門のシェルタードハウス建設市場の急成長 (表5 (*47) 参照) は、地方団体及び中央政府等によって歓迎されてきた。住宅組合の重要性も認識されている (*48)。住宅組合は、ボランティアの委員会 (voluntary committee) によって運営される非営利団体である。1985年住宅組合法 (the Housing Association Act 1985) によって、地方団体は住宅組合に対し補助金、貸付金、業務委託、貸し付け元本に対する寄付等の行為によって、財政支援をすることができるようになった。このような方法で

高齢者向け住宅の建設を促進することは、地方団体にとって効率的であり、安上がりである。多くの住宅組合では住宅組合 (Housing Corporation) 経由で政府から補助金を受け取っている (*49)。

表4 高齢者専用住宅 (管理人つき) 着工数の年次別推移
(イングランド及びウェールズ)

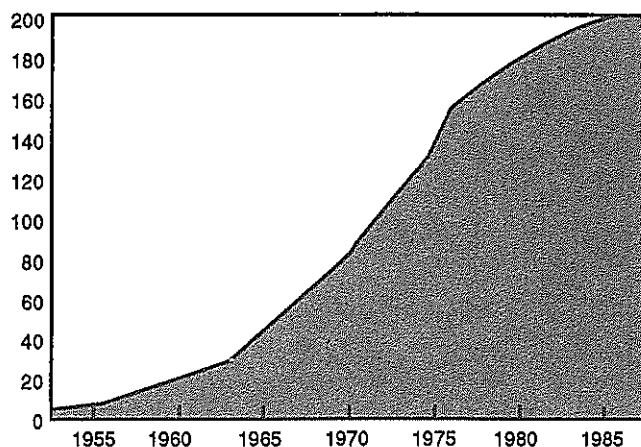


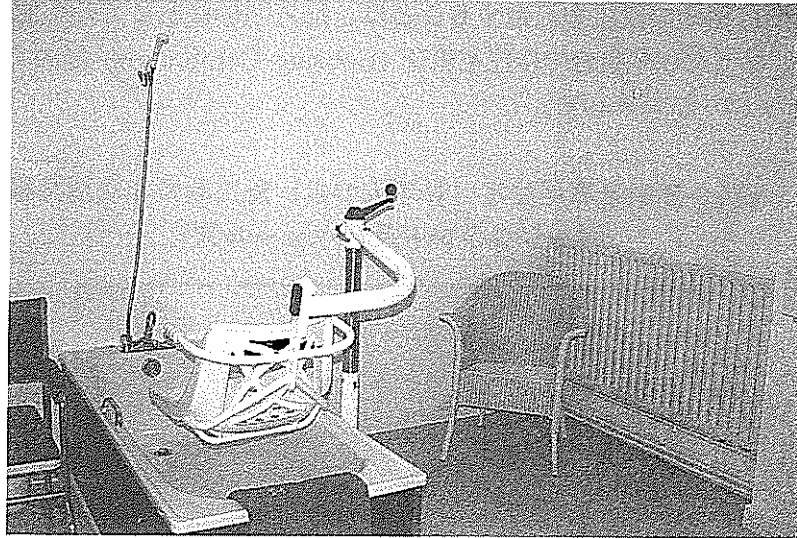
表5 イングランドにおける高齢者向けシェルタードハウスユニット
建設室数の建設主体別年次別推移

	1981	1986	1988	1989
民間事業者	130	850	2,195	3,289
住宅協会	1,929	1,916	1,631	1,101
地方団体	5,558	3,722	2,820	2,590
総計	7,617	6,488	6,646	6,980

(2) シェルタードハウス建設事業

事業計画には通常1棟のフラット (アパート) か1列に並ぶバンガロー (平屋住宅) が含まれている。そしてほとんどの場合地方団体によって雇われた管理人かまたはそれに相当する人がおり、緊急事態に備えたり地域でのコミュニティー活動を進めていくために居住者の世話をしている。計画には2、3の例外を除いて (*50) 管理人が付くようになっている。

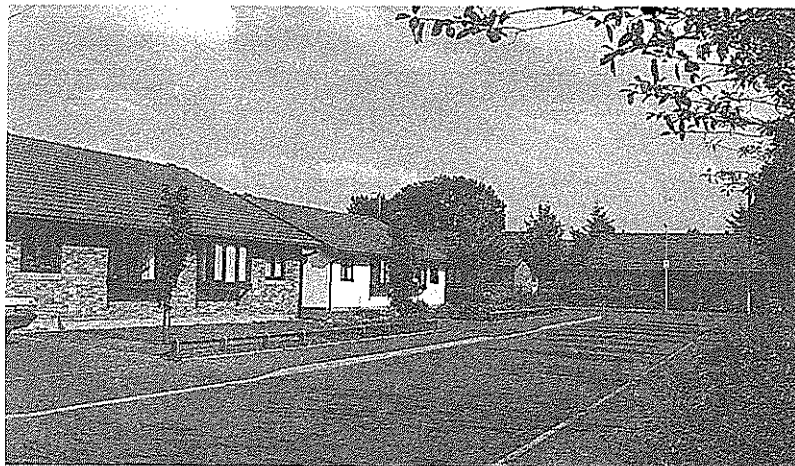
居住者は、お互いにしたいと思う範囲でコミュニケーションできる。そこにはエレベーター、インターホン、警報装置、セントラルヒーティング、社交用のラウンジ、そして最もモダンなタイプのものになると高齢者用に作られた風呂と、安全性を重視したビデオ監視モニターが備えられている。また多くはクリーニング店と床屋を備えており、さらに医師と看護婦が定期的に各部屋を訪問するようにしている。シェルタードハウス建設計画は、生活の基本的なことも満足にできない人のためのものではない。しかしながら、それらは、一般の住宅には往々にして欠けている安全性と快適さを欲している高齢者のために、優先的に計画されているのである。



高齢者用に設計されたバスリフト

公共機関以外で立案された計画では、ほとんどの場合目的に忠実に沿った建設手法をとっているが、地方団体では新しい事業を展開する財源に乏しく、この結果既存の建物を用いてできる限り経済的に、しかも実用的にしなければならない。この結果例えば都市部では、安全のための高いブロック塀や、その他の付属施設（例えばエレベーターの取り付け、インターホン、公共のラウンジなど）は設置しない場合がある。

居住者は通常の方法で家賃を払い、ホームヘルパーのような、利用できる個人福祉サービスのすべてを受けることができる。管理人やその他のサービスにかかる費用は地方団体の住宅部局によって支払われるが、たいていの場合保健医療部局及び社会福祉部局からの財政協力も可能である。入居者は、例えば収入や現在住んでいる住宅の水準など、個々の高齢者の必要性に基づいて選ばれる。



シェルタードハウス
(バンガロー)

障害を持つ高齢者用に
設計されたキッチン



(3) 特別介護事業(Extra Care Schemes)

1980年代には、多くの住宅部局と一部の住宅組合とが、社会福祉及び保健医療部局の協力を得て、特別介護事業あるいは特別シェルタードハウス建設事業 (very sheltered housing) という名前で知られる、「地域における介護」のもっと集約的な行政サービスを実施した。これらの施設では、老人ホームや老人専門の病院へ行かなければならないような体の弱い高齢者の世話をしよう設計及び運営されている。特別シェルタード事業は、この様に高齢者がサポートされながらも独立して生活できるようにするために、様々な施設を提供して、地域の中に高齢者がとどまれるようにするのである。

施設には、通常治療室、ダイニングルーム、クリーニング店が備わっている。スタッフの配置も体の弱い高齢者の要望に常に注意を向けるのに十分である。サウスハンプトン市(Southampton)の場合では(*51)、通常のシェルタードハウスに比べて3倍の常勤スタッフがいる。1984年住宅登記法(the Registered Homes Act 1984)の下で、特別介護事業は老人ホームとして登録することを許された。これにより、特別シェルタードハウスの居住者は、徴収される追加料金を支払うために所得補助を申請することができ、また保健省及び地方団体の社会福祉部局は、これら高齢者に対して財政援助をすることが可能となった。

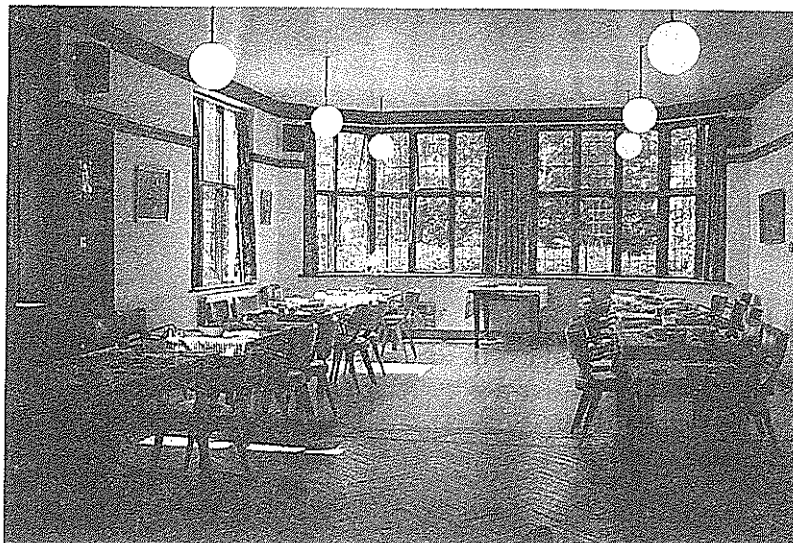
(4) アラームシステム

シェルタードハウス及び特別シェルタードハウスでは、各フラットと管理人室とはインターコムや警報装置で結ばれている。インターコムは、居住者が倒れたり心臓発作を起こしたりしたときのために、1つは床面に近いところにあり、また中には首にかけられるようになったものまである。これらは使いやすいようにできており、連絡をとるにはボタンを押すかコードを引きさえすればいい。これらのアラームは全ての部屋に装備されている。

シェルタードハウス以外の主な公営の住宅と、業者の建設した住宅に住んでいる高齢者は、このような連絡方法を持ち合わせておらず、通常の電話を使えないほど体が悪くなるような緊急事態に対応することは難しい。このため警報装置のようなシステムは一般的に設備の整ったシェルタードハウスにおいてよりも重要であろう。

住宅部局の多くが、この問題を集中管理警報システムや機動性に富んだ管理人サービスを取り入れることによって緩和しようと努めてきた。この警報システムは警報を発するとコントロールセンターから応答があり、緊急の程度によって適切な対応ができるようにされている。またこのシステムは、例えば高齢者が病院から退院して間もないときとか、シェルタードハウスにたまたま管理人がいないときなどに高齢者を安心させる「安心コール (reassurance call)」としても役立つ。

現在イギリスの約120の地方団体が、コミュニティーアラームシステムを採用している(*52)。例えば、ノッティンガム県(Nottinghamshire)のバセットロウ市(Bassetlaw)(*53)では、数年前に完全集中管理のアラームシステムを採用し、全ての施設に管理人がつくかたちをとっている。このサービスは地域の住宅組合の建設した住宅に居住する者も利用できるようになっており、1985年には保健省からの補助金も加わり、対象者は民間業者による住宅に住む高齢者にも拡大された。住宅組合には、自前でコントロールセンターを設置できるほど余裕のある大きな規模の協会はない。そして同様に、民間業者の中でそのようなサービスによって利益を得ることの出来るよう



シェルタードハウス
内のダイニング
ルーム

な事業者はあまりいない。早い話が、コントロールセンターについては地方団体が受け持つべき事業であるというわけである。

取り付け、メンテナンス、コントロールセンターへのアクセスといった一連の費用は、障害や慢性的な疾病を持つ高齢者については一定の条件を満たせば無料であるが（*54）、原則的には全額受益者負担となる。例をあげると、ウォルバーハンプトン市ではアラームユニット自体に230ポンド（約57,500円）+VAT（消費税）がかかり、さらに使用料として毎月6ポンド（約1,500円）を利用者から徴収している。この料金には24時間コントロールセンターにアクセスできるサービス料と、ユニットの維持管理費が含まれている。

住宅部局側の支出の主なものは、やはり精密な装置を駆使し、ハイテクノロジーを盛り込んだコントロールセンターの設置にかかる費用である。多額の財政需要に対応するために、これには複数の地方団体による共同出資と共同の運営という手法がとられてきた。ウイルトシャー県(Wiltshire)(*55)においては、ケネット(Kennet)、ノースウイルトシャー(North Wiltshire)、ウエストウイルトシャー(West Wiltshire)という3つのディストリクトが、境界を越えて1つのシステムを共同運営している。この方法はコストの削減をもたらし、単独で行うよりも早くシステムの対象地域を拡大することが可能となった。

(5) ウォルバーハンプトン市における高齢者のための住宅建設

1987年、ウォルバーハンプトン市住宅部は、市内の年金生活者世帯に対して居住する住宅の状況及び要望に関する調査を実施した。回答は、同じ年金生活者であっても多種多様であった。市ではこの結果をもとに、興味深い住宅政策を展開した。しかし、高齢者専用のシェルタードハウスを数多く建設したというわけではない。むしろ2、30年前に作られた高層住宅に依存している。

高層住宅が立てられた当時は、より高層のものを作るということは計画者の夢であり、高齢者にとって最も望ましいと思われた。住宅は清潔で機能的にできており、家賃は安く、とりわけあらゆる年齢、社会階層の人々が、互いに協力しあって生活していけるように思われた。しかし互いに近づき過ぎて生活することは、かえって混乱を引き起こした（*56）。この結果、市では、建物は腐食しており、住むのは危険であるとして、取り壊しを発表し、居住者をモダンなシェルタードハウスのようなところ

へ移した(*57)。しかし建物は今でも健在で、現在住宅部では、各部屋を一つおきにとり、順次シェルタードハウスに改装している。



バンガロー



高層シェルタードアパート

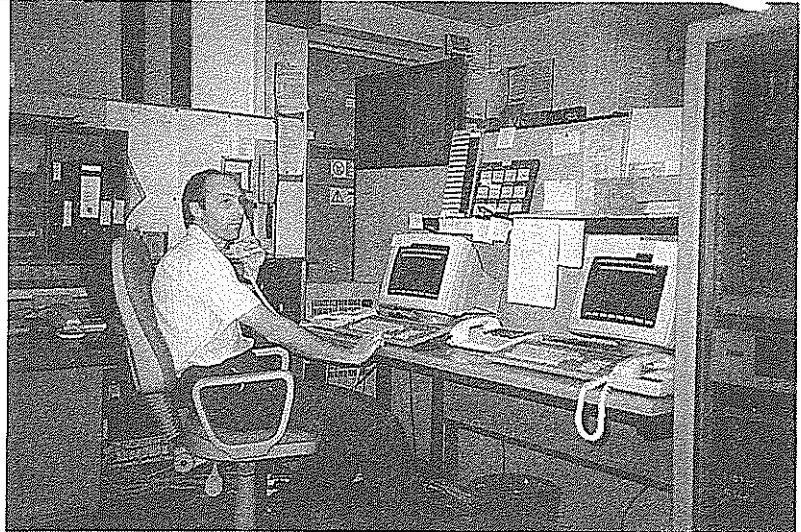
住宅部によって運営されている現在の施設は以下のとおりである。

- ① 850のバンガロー（平屋住宅）
すべて年金生活者に貸し出される。
- ② 4,300の1階にあるフラット（アパート）
基本的に年金生活者か、医療サービスの必要な人のために貸し出される
- ③ 共同トイレ、風呂、クリーニング店、社交場を供えた236のベッドシッターフラット（一間のアパート）
管理人を置き、警報装置で管理人と連絡が取れるようになっている。
- ④ 管理人付きの低層フラット（163）
- ⑤ 4つの「高層シェルタード」アパート（さらに2つの高層シェルタードアパートが改装工事中）
これらはトータルで300室ほどになる。改装工事中のものは1階に様々な共同施設を設け、カーペットが敷かれ、安全性を向上させ、管理人とコンタクトを取る呼び出し／警報システムを備え、管理人を配置することになっている。

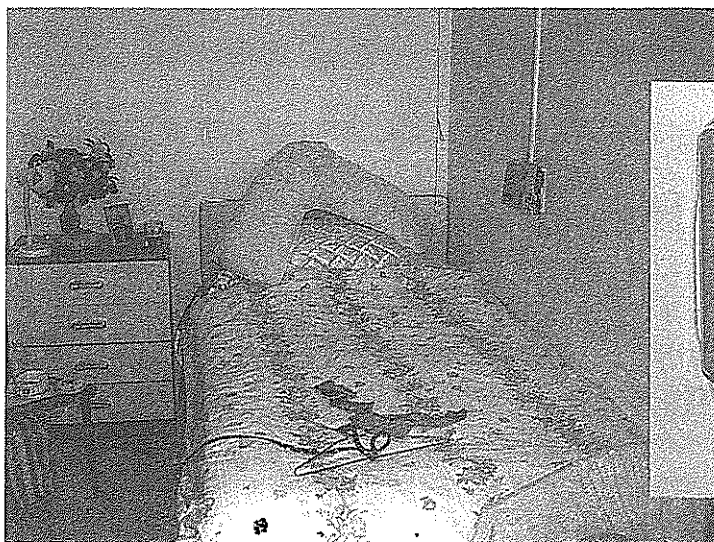


ウォルバーハンプトン市住宅部はまた、介護の必要な住民が、親戚等の面倒を見てもらえるところへ引っ越しやすいようにする「国民移動事業(National Mobility Scheme)」に加わっている。政府によって取り入れられたこの事業のもとで、ほとんどすべての地方団体と、住宅組合の一部が、常に移動先を確保しているが、移動先の数はまだ不足しているのが現状である。これに対応するためには、介護を必要とする住民を直接交換するような方法を検討する方がより有効であるようにも思われる (*58)。

アラームシステム
(壁に取り付けられたもの)



コントロールセンター



アラームシステム (右上)

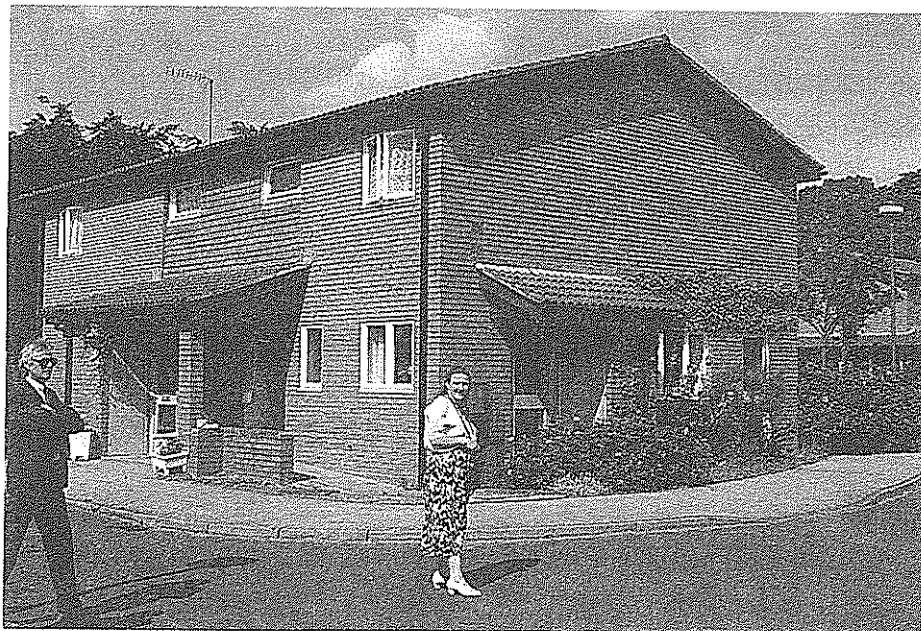


アラームシステム

4. 側面支援的な住宅建設：アビフィールド (the Abbeyfield)での場合 (*59)

これまで議論されてきたすべての高齢者向け住宅は、高齢者が一人暮らしであるために限界に突き当たる。これまで述べてきた種々の住宅には、介護や財政援助はあるが、人付き合いまではカバーできないのである。アビフィールドの活動が1950年代後半に始まり、今も続けているのは、この重要な問題のためである。

アビフィールドは慈善団体としてのステータスを持った地域のボランティア団体の連合体であり、むしろ第3世代大学(the University of the Third Age)といった感じで高齢者のためにファミリーサイズの家を用意し、運営している。当初1956年に1つの施設から始まったが、この活動は現在全国に広がる600もの地域団体を包含し、1,000を越える住宅を運営し、8,300人の居住者に施設を提供している。



アビフィールド助け合いの家

アビフィールドハウス (Abbeyfield house) は7~9人の高齢者が住めるようにできており、それぞれに独立した部屋とトイレがあてがわれている。居住者はめいめい好きなように部屋を飾るようになってきているが、これは心理学的に重要な要素だといわれている。また自分たちに合ったそれぞれの生活をするが、ハウスキーパーがその日のメインの食事をする際には一堂に会する。食事を配るため、週当たりの料金がシェルタードハウスにおけるよりも高いが(例えば30ポンド(約7,500円)に対して100ポンド(約25,000円))、収入の少ない高齢者はレジデンシャルホームの場合と同様に、所得補助を受けることができる。各地域の団体は、独自に料金の設定をすることができる。「アビフィールド助け合いの家(Abbeyfield supportive houses)」と呼ばれるこうした施設が好評を得ているのは、そこでの生活では単に食事をするだけではなく、家族的な雰囲気味わえるからであり、また同時にプライバシーを保つことも可能だからである。

住宅は、普通独立して生活のできる高齢者のために用意されている。アビフィールド助け合いの家は、レジデンシャルホームに見られるようなフルタイムの全般的な介護をするわけではない。居住者は全て一人暮らしの老人で、大体75才以上のその地域内の人達が多い。アビフィールドハウスは、地域社会にしっかりと根付いている。それらは地

方の人々によって設立、運営され、同様に居住者はその地域の中から入居してくるのである。全国にはこれらの施設を運営していくために12,000人のボランティアがいるといわれている。彼等はまず最適の場所にある住宅を購入及び改装するために基金を積み立て、いったん住宅がオープンすると、高齢者の訪問、旅行の企画、内装の飾り付け、事務処理等の様々な方法でその住宅を支援していくのである。給料の支払われるスタッフは、中央本部の職員とフルタイムで雇われているハウスキーパーのみである。

IV. その他の給付金及び便宜供与

1. 健康管理

イギリスにおける国民の健康管理は、地方団体の仕事というよりも、国民医療保健が所管している分野である。

(1) 居住者の取扱い

国民医療保健により、病院において老年医学及び老年心理学に基づいた一連の看護がなされている。老人ホームについてはほとんどが民営で、一定程度の水準を維持するために各ディストリクトにある保健省の出先機関に登録しなければならないことになっている。看護は資格を持った看護婦により24時間体制で行われている。また末期患者のための病院も相当数あり、大部分は慈善団体によって運営されている。

(2) 地域ごとの健康管理

住民の健康管理は、まず第一義的には一般の開業医 (General Practitioners)が行っている。しかしながら、保健省の出先機関においても基本的な介護と各世帯をまわって健康相談を行うために看護婦を雇っている。このことは特に自分で病院まで行くことが出来ないような高齢者にとって利益となる。高齢者の病状で問題となるのは、急性のものよりも慢性的なものが多い (*60)。各ディストリクトの看護婦は、病状が悪化したとみられるような場合は、適当な医療機関と連絡をとるようになっている。

(3) コストのかかる援助

国民医療保健による治療の大部分は無料であり、高齢者をよく悩ませる大なり小なりの問題はたいていカバーされている。歯の治療、視力検査、処方箋といったものは無料ではない。しかし、国民医療保健の処方箋は、60才以上の女性と65才以上の男性には無料であり、また年金生活者についてはいわゆる「まめ、たこ」といった足の治療についても無料である。国民医療保健のさらに幅広い適用については、所得補助を受け取っている人や、同程度の収入の高齢者に、必要な場合に限り提供されている。歯の検査及び治療、入れ歯、視力検査は、所得補助を得ている人については無料である。そして治療のため病院を往復する旅費についても、ある程度の補助が受けられる。所得補助を申請する資格を持たない人でも、収入が低く、貯金が6,000ポンド以下であれば、医療費については、別途証明書により申請することによって補助を受けることができる。この証明書の保持者は、松葉杖、歩行用のフレーム、車椅子の支給など、所得補助を受けている人が受ける待遇のほとんどを受けられることができる。

2. ソーシャル・ファンド (the Social Fund, 社会福祉基金) とその他の給付金

以下に列挙する給付金は、国民保険基金 (National Insurance Fund) からの拠出金ではなく、全て一般税収から支払われる一連の社会保障給付金である。所得補助のように、社会保障省が各地域の社会保障事務所を通じて所管している。

(1) ソーシャル・ファンド

ソーシャル・ファンド (*61) は、低収入の人が不意の支出に対応するために、その人が持つ資産額を評価した上で一定金額を給付しようというものである。成人全てに対して門戸が開かれているが、ソーシャル・ファンド側では少なくとも以下の二つの理由から対象者は高齢の年金生活者が望ましいとしている。まず第1に基金は、例えば葬式の費用のように、若い人々よりは年金生活者によってひきおこされるような種類の支出に適合していること、そして第2に、給付金の受給資格として持っている資産の合計が500ポンド (約125,000円) 以下となっており、60才以上の人々の場合では、1,000ポンド (約250,000円) を越えるような現金を受けとったり、あるいは借金をしたりしても良いこととなっているが、それ以下の年齢の人々ではこのような特例が認められていないためである。年金生活者は以下の全ての支出に対して給付金を申請できる。

① 葬儀費用給付金 (Funeral Payments)

所得補助、家賃助成金 (housing benefit) 及びコミュニティーチャージ給付金を受けとっている人々が葬儀費用を出さなければならない場合に適用される。返済は不要である。

② コミュニティーケア補助金 (Community Care Grants)

これらは所得補助を受けている人に適用され、払い戻しをする必要はない。これには以下の4つの補助金がある。

- ・施設介護などから離れていく者に対する補助 (例: 引越し費用、ベッド、調理器等購入費、燃料費)
- ・退職者が普通の住宅にとどまっていられるようにするための補助 (例: 小規模な家の修繕、寝具、必要不可欠な家具、もっと条件の良い住宅への引越し費用など)
- ・障害、慢性的な病気、夫婦間の不和等によって引き起こされる、家族にかかる特別なプレッシャーに対する補助
- ・ある種の旅費に対する補助 (例: 病気見舞いや親戚の葬式に出席するための旅費など)

③ 生活資金融資 (Budgeting Loans)

26週間以上所得補助を受けている人で、衣服、寝具、家具、改装といった必要不可欠な生活用品を買う余裕のない場合に利用できる。返済を必要とする。

④ 災害融資 (Crisis Loans)

火事や洪水といった災害により、緊急の資金需要があるかまたは災害が起こった場合に危険な状態にある人々のための資金融資。年金生活者だけではなく、収入額が低い人であればだれでも受けることができる。返済を必要とする。

⑤ 寒冷な気候に対する補助 (Cold Weather Payments)

収入の低い高齢者が、とくに寒い期間燃料費の支払いにあてるための特別な補



歩行用のフレーム

助である。この補助（1週あたり5ポンド（約1,250円））は、所得補助を受け、かつ預金額が1,000ポンド未満の60才以上の高齢者に対し、7日間連続で平均気温が0°以下になった場合に支給される。返済の必要はない。

(2) 障害を持つ高齢者への給付金

障害を持つ人々の大多数は退職年齢を越えている（*62）。所得補助のシステムは、障害者により良い暮らしを約束するが（*63）、障害を持つ高齢者の中には所得補助だけでは不十分であるという厳しい環境にいる人もいる。とくに定期的な介護を必要とするけれども、レジデンシャルホームには不向きであるとか、気がすすまない人々がそうである。給付金の中には、こうした人々とその介護のために導入されてきたものもある（*64）。これらの高齢者に関係したものは以下に要約してある。ソーシャル・ファンドとは違って、これらの給付金の大部分は、収入額とは無関係である。

① 看護手当 (Attendance Allowance)

潜在的に危険な状態に置かれることを避けるために随時看護、監視を必要とする厳しい状況に置かれた高齢者のための手当である。介護は専門機関か家族などによって行われる。看護手当は年金やその他の給付金に付け加えて受けとられる。地方団体の老人ホームの居住者は、この給付金を実質的に利用できないこととなるが、ボランティアの運営するホームの居住者については、所得補助を受けることなしに施設使用料を負担している事を条件に全額を申請できる（*65）。

手当には2つのレートがある。

- ・ 低レート（1週あたり25.5ポンド（約6,400円））
日中あるいは夜間の看護を必要とする者
- ・ 高レート（1週あたり37.55ポンド（約9,400円））
日中及び夜間の双方に看護を必要とする者

②病弱者介護手当(Invalid Care Allowance)

年金受給年齢に達していない人で、週あたり35時間以上重症の障害者の介護をしているために、フルタイムで働けない人に対する給付金である。例えば、夫に先立たれた母親を娘が介護している場合などがこれにあたる。給付金額は1週あたり28.20ポンド(約7,050円)である。

③移動手当(Mobility Allowance)

歩くことができないか、または歩くことが非常に難しい人が受けとる手当である。外出した際の移動にタクシーを使うときのように、好きな用途に利用できる(*66)。65才以前に肉体的な障害により歩くことができなくなったか、ほとんど歩けない状態になった者に対して適用され、80才まで受けることができる。移動手当は年金やその他の給付金に上乗せして支払われる。1週あたり26.25ポンド(約6,600円)である。

3. 光熱費及び断熱工事に対する助成

多くの年金生活者にとって、支出に占める光熱費の割合は大きい。高齢者は自分の体を暖めるだけでなく、若い人達と少しでも長く家で一緒に過ごそうとするため、余計に光熱費がかさむのである。光熱費は年金受給者の中はもちろん、比較的高収入を得ている人でさえ大きな問題なのである。料金を支払えない者は電気やガスなどの供給をストップされてしまう。多くの年金生活者は、光熱費を節約しようとして冬には危険なほど寒くなる室内で生活している。

(1) 供給停止に対する猶予措置

幸いなことに、主要な電力・ガス会社はこの問題を理解している。ブリティッシュ・ガス(British Gas)と地方の電力会社は、10月1日から3月31日までの間、退職者の家庭に限っては電気、ガスの供給をストップしないという施行規則(a Code of Practice)を設けている。この供給停止に対する猶予措置は、もちろん支払い能力のある者に対してではない。支払いが可能になるような収入があったり、気候が温暖になって燃料が必要なくなった場合には、すぐに料金を請求される。ただ一般的には、各社は支払い時期に関しては柔軟に対処しているようである。

(2) 断熱工事

適切な断熱は光熱費を節約する最も良い方法である。1991年1月には、所得の低い人々に対してこの種の工事費を補助するために「家庭内省エネルギー事業(The Home Energy Efficiency Scheme)」が実施された。この補助金は中央政府による財政措置のもとで、地方団体の住宅部局によって行われている。これらは柱、パイプ、温水及び冷水タンクの断熱、隙間を塞ぐ工事、その他一般的な情報収集に要する費用に対して支給される。最高限度額は270ポンド(約67,500円)である。

要 約

- ・イギリス社会の様々な階層の高齢者に対する介護は、高齢者のまわりの親戚、友人をはじめとして地方団体、保健省、ボランティア組織、民間業者があたっている。
- ・高齢者の介護は、かつては伝統的なタイプのいわゆる老人ホームを提供すれば良いと考えられていたが、現在では非常に広範な種類のサービスを含むようになった。最近の行政ではひとまとめにして「コミュニティーケア」として知られているこれらの概念は、一夜にして達成されたわけではない。そこには取り組まなければならない様々な政治的実践的な困難がある。
- ・高齢者（特に75才以上）一人あたりに対する地方団体の保健医療及び社会福祉サービスに要する経費は、他のほとんどの年齢層のための支出を抑制するほど高額である。
- ・地方団体は広範な権限を持っており、高齢者に対して直接に社会福祉サービスを実行すると共に、同様な目的を持つボランティア組織に対して助成措置を行う。
- ・イギリスにおける対人福祉サービスは、主に次の4つのタイプに分かれている。施設介護 (residential care)、訪問介護 (domiciliary care)、デイ・ケア(day care)、そして食事サービス (meal services) である。これら4つの対応の中で、施設介護は最も多くの人手を要し、それゆえに最もコストがかかるサービスである。
- ・中央政府及び地方団体の住宅政策は、住宅の選択権を年金生活者の世帯にも広げようという方向に動いている。地方団体の住宅部局は、自分自身の家に住み続けたいと思うが、修繕や改造なしにはそうできない人々に、補助金やその他の援助を行っているし、また高齢者のために、管理人を配置したりアラームシステムを配備するなど、必要不可欠な安全装備を持った顕著な数のシェルタード住宅を建設してきた。また民間の建設会社と住宅組合も、ここ数年のうちにこうした様々な設備を持ったシェルタードハウスを建設するようになった。
- ・低所得の年金生活者は、葬儀費用といった特別な支出に対応するために、自分たちの住んでいる地域を所管する地域社会保障事務所から特別な補助を申請することができる。またその他にも、障害を持つ年金生活者やその介護者のために各種の給付金がある。電力及びガス会社は、冬の間通常の限度を越えて請求書をためる低所得の年金生活者に対して寛大な見方をとっている。またそうした年金生活者は国民医療保健の下でのほんのわずかな医療費に対しても、補助を申請することができる。

注 釈

以下に掲げる参考文献は特に注意書きのない限り全てHMSO出版にかかるものである。

*HMSO(Her Majesty's Stationery Office)

第1章

- A. 1 Social Trends(ST) 1991, Table 4.6
- A. 2 Annual Abstract of Statistics(AAS) 1991, Table 2.4
- A. 3 ST 1990, Figure A.2
- A. 4 ST 1990, Figure 1.1
- A. 5 General Household Survey(GHS) 1986, Figure 12A
- B. 1 GHS 1987, Table 4.33
- B. 2 GHS 1986, Table 12.39
- B. 3 GHS 1986, Table 12.12
- B. 4 GHS 1986, Figure 12G
- B. 5 GHS 1986, Table 12.14
- B. 6 GHS 1987, Table 4.1
- B. 7 ST 1991, Table 7.23
- B. 8 GHS 1987, Table 4.27
- B. 9 GHS 1987, Table 4.17
- B.10 ST 1991, Table 7.5
- B.11 GHS 1986, Table 12.18
- B.12 GHS 1986, Table 12.21
- B.13 ST 1991, Figure 10.1
- B.14 GHS 1986, Table 13.27
- B.15 GHS 1986, Table 13.29
- B.16 GHS 1987, Table 6.14a
- C. 1 GHS 1986, Table 12.1
- C. 2 GHS 1986, Figure 12C
- C. 3 GHS 1986, Figure 12B
- C. 4 GHS 1986, Table 12.43
- C. 5 GHS 1986, Figure 12D
- C. 6 GHS 1986, Table 12.42
- C. 7 AAS 1991, Table 2.3 and 2.5
- C. 8 GHS 1987, Table 3.22b
- C. 9 GHS 1986, Table 12.4a
- C.10 Regional Trends(RT) 1990, Table 2.1
- C.11 RT 1989, Table 4.8
- D. 1 ST 1991, Figure 5.18
- D. 2 GHS 1986, Table 12.4n

- 1 Information and Policy Unit of Age Concern発行
- 2 Population Trends, Spring 1990, Table 6
- 3 Phil Dourado in article on "Grey Power" in "Community Care" 5 / 7 / 90
- 4 Aging Populations ; The Social Policy Implications (Organization for Economic Co-operation and Development 1988)
- 5 Population Projections 1987-2027
- 6 House of Commons Hansard, 6 / 2 / 89, column 635
- 7 General Household Survey(GHS) 1987, Table 2.8
- 8 Annual Abstract of Statistics 1990, Table 2.23 (Interim Life Table, 1985-87)
- 9 House of Commons Hansard, 15 / 1 / 90, column 76W
- 10 Article by Michael Curwen and Tim Devis on "Winter Mortality" in Population Trends, Winter 1988, p17
- 11 The Prevalence of Disability Among Adults ; Report 1, 1988
- 12 Health Care UK 1989, p.30
- 13 Age is opportunity ; education and older people by Eric Midwinter (Centre for Policy on Aging, 1983)
- 14 "Sport in the Community ... Into the 90s", p.30 (Sports Council 1989)
- 15 GHS 1986, Table 13.20
- 16 なかには2つ以上の活動を行っている者もあった。
- 17 Social Trends (ST) 1991, Table 10.6
- 18 ST 1991 Table 2.11
- 19 ST 1991 Table 2.13
- 20 GHS 1985, Table 3.5
- 21 English House Condition Survey 1986
- 22 House of Commons Hansard, 20 / 12 / 89, column 333W
- 23 Housing Initiatives for Older People (Beth Johnson Foundation, 1989), p.13
- 24 Regional Trends 1989, Table 2.1
- 25 "Employment Gazette", May 1990, Table 5.6

第2章

- 1 Continuity and Change ; Leisure Around Retirement by Jonathan Long and Erica Wimbush (Centre for Leisure Research, 1985), ch.2
- 2 Help the Aged Annual Review 1989-1990, p.3
- 3 Human Ageing ; An Introduction to Gerontology by D.B.Bromley (Penguin, 1988) pp.176-7
- 4 The Macmillan Handbook for Retirement by John Kemp and Bill Tadd (Macmillan, 1987), p.10
- 5 Leisure in Later Life : examples of community based initiatives (Beth Johnson Foundation, 1984), ch.5 ; from 1978 Sports Council Working Paper "The Case for Exercise"
- 6 Long and Wimbush (as above) Table, 5
- 7 Long and Wimbush (as above) Table, 4 ; 1977 report on the leisure habits of retired people by Mark Abrams
- 8 Age : The Unrecognised Discrimination (Age Concern England, 1990), ch.1 "Ageism" by Steve Scuttton, pp.12-3

- 9 Age : The Unrecognised Discrimination (Age Concern England, 1990), ch.2 "Proud to be Old" by Mary Marshall, p.28
1984 survey conducted by Social Surveys (Gallup Poll) Ltd.
- 10 「老いぼれ」は精神的機能が低下した人を表現する言葉として使われ、「しわ」「うすぎたない」は誰でもが加齢とともに経験する皮膚のひだを表現するものである。また「ぼけ」は幼児の不明瞭な発音に戻ったような老齢化した高齢者を揶揄した表現として使用される。こうした表現は軽蔑的に使用される。
- 11 "Aspects of ageism : a discussion paper" by Alison Norman (Centre for Policy on Ageing, 1987)
- 12 第1章、表B-1 参照
- 13 article on Living Dangerously : Risk-taking, Safety and Older People (Centre for Policy on Ageing, 1990) in "The Independent" newspaper, 12th December 1990
- 14 Age : The Unrecognised Discrimination (Age Concern England, 1990), ch.7
"Your Country Doesn't Need You" by Elic Midwinter
- 15 Age : The Unrecognised Discrimination (Age Concern England, 1990), ch.1
- 16 As You Like It by William Shakespeare, Act II
- 17 Book of Exodus in the Authorised Version of the Holy Bible, ch.20, v.12
- 18 The wage of retirement : the case for a new pensions policy by Elic Midwinter (Centre for Policy on Ageing, 1985), ch.2 "Old age past : the subsistence syndrome"
- 19 1991年2月25日エージコンサーン教育部長 Mr.Dianne Norton に行ったインタビューから。
- 20 Golden Jubilee brochure "Age Concern At Work"
- 21 Eurolink Ageは、1981年高齢者福祉及び高齢者問題をECの政策課題とすることを目的に設立されたものである。メンバーはEC12国、退職者組織、社会福祉関係者及び政治家などである。
- 22 Annual Review 1989/90 and "Getting On ...How Help the Aged meets a growing challenge" (Help the Aged 発行)
- 23 "Introducing the Centre for Policy on Ageing" (Center for Policy on Aging 発行)
- 24 "Pensioner Organisations in England" (Age Concern Briefings, 1990), p.2
- 25 British Pensioners and Trade Union Action Association from "Pensioner Organisations in England", P.4
- 26 Pensioners' Protection Party from article by Phil Dourado in "Community Care", 5th July 1990
- 27 Gallup poll quoted in article by Keith Hughes in "Employment Gazette", September 1989
- 28 Morley College, London, on 23rd to 25th October 1990
- 29 The Macmillan Handbook for Retirement, section on "Preparing for Retirement", pp.11-21
- 30 Pre-Retirement Association from their publicity leaflet "What is the Pre-Retirement Association?"
- 31 Positive Approaches to Ageing : leisure and life style in later life (Beth Johnson Foundation, 1988), chapter on "Positive Ageing : emerging life-styles in middle age' BY Mike Hepworth, pp.25-6

第3章

- 1 1989年国民年金受給者は10,002,200人と最大であり、次に児童手当受給者6,695,000人、疾病給付受給者1,394,000人となっている。(Annual Abstract of Statistics (AAS) 1991, Table 3.15)
- 2 AAS 1991, Table 3.12 and 3.15
- 3 基金の4分の1以上は、積立てによるものではなく他の財源である。すなわち、前年度の残高(1988年度の場合20%)、非積立て年金をカバーするための大蔵省からの繰入金(4.5%)である。(AAS 1991, Table 3.11)
- 4 AAS 1991, Table 3.11
- 5 この最低額は国民基礎年金とほぼ同額である。また最高額はこの7.5倍である。
- 6 最低額に達しない人の数は限られており、基本的にはパートタイム労働者である。最低額が週£39に設定された1987年度は1%以下であった。(AAS 1991, Table 15.2)
- 7 AAS 1991, Table 3.12
- 8 Pensioners and the Public Purse by Vanessa Fry, Stephen Smith and Stuart White (Institute for Fiscal Studies, 1990), ch.4, p.33
- 9 これは、7週間ごとに1%増額される。雇用主は従業員を年金受給年齢以後も雇用する場合は本人が年金の受給を遅らせるかどうかに関わりなく積立を続けなければならない。
- 10 配偶者特別年金は非拠出制である。その財源は一般税収である。
- 11 AAS 1991, Table 3.15
- 12 AAS 1991, Table 3.15
- 13 Pensioners and the Public Purse, ch.4, p.34
- 14 AAS 1991, Table 3.12
- 15 1990年12月現在、社会保障省の職員が示した数字
- 16 Pensioners and the Public Purse, ch.3, Table 3.5
英国財政政策研究のための組織 (Institute for Fiscal Studies)による
- 17 Pensioners and the Public Purse, ch.3, Table 3.7a (Institute for Fiscal Studies)
- 18 Pensioners and the Public Purse, ch.4, Figure 4.1
保健社会保障省発行 Social Security Statistics 1987
- 19 Pensioners and the Public Purse, ch.5, Table 5.2 (Institute for Fiscal Studies)
- 20 Britain 1991 An official handbook, ch.6, p.172
- 21 Age Concern Briefing on "Needs of Older People" (Age Concern England, 1990), p.2
- 22 Britain 1991, ch.6, p.172
- 23 Pensioners and the Public Purse, ch.4, p.38
- 24 1986年政府統計7号によれば、1983年所得平均の4.75% (民間) 5.2% (公共) であった。
- 25 Britain 1991, ch.8, pp.417-8
- 26 これは英国では高齢者の賃金凍結が非常に困難であるためによる。
- 27 Age Concern Briefing on "Needs of Older People" によれば、1987年の平均企業年金は週£44.8、国民基礎年金は£39.5であった。
- 28 Pensioners and the Public Purse, ch.4, pp.40-1 (1986年政府統計7号)
- 29 General Household Survey 1987, ch.7
- 30 投資信託会社は多数の企業の株を購入することによって投資者のリスクを最小限に押さえることを目的とした投資企業の一つである。

- 31 Pensioners and the Public Purse, ch.4, p.42
- 32 Pensioners and the Public Purse, Table 4.5, p.44
- 33 Pensioners and the Public Purse, ch.5, p.32
- 34 所得補助を受けている若い世代と異なり、年金生活者の場合再度就労することはない。
- 35 公営住宅の家賃は随分と異なる。現在の平均家賃は週£30である。
- 36 この制度は、コミュニティ・チャージを定めた1988年地方財政法 (Local Government Finance Act)により導入された。
- 37 Social Trends 1991, Figure 5.6
- 38 Pensioners and the Public Purse, Table 5.1, p.49
- 39 Family Expenditure Survey (FES) 1989, Table 26, pp.70-1
- 40 FES Table 9, pp.26-7
- 41 1988年、当時の大蔵大臣Nigel Lawsonに次のように報告されている。今や一部の年金生活者は公的扶助を必要としないまでに裕福になっている。このため将来的には現在全国一率に行われている一部又は全ての公的扶助制度には、資産調査制度を導入しなければならない。

第4章

- 1 Active Leisure in Later Life : Old people's use of indoor leisure facilities in North Staffordshire by Miriam Bernard, Chris Ferns, Rob McCulloch and Pam Turner (Beth Johnson Foundation, 1986), Section One, pp.7-11
- 2 The Macmillan Handbook for Retirement (Macmillan, 1987), section on "Work and Leisure", pp.408-9
- 3 ティーダンスは午後ライブ又はレコード音楽を聴きながら行われる。ティーと軽食が用意されることからこのような名称がついている。
- 4 図書館、公園、レクリエーション施設に関する地方団体の権限と責務は、各種法律に規定されているがそのうち重要なものは次のとおりである。
 図書館、博物館 (Public Libraries and Museums Act 1964) (Local Government Act 1972) 、
 公園 (Public Health Act 1875) (London Government Act 1963) (Local Government Act 1972) 、
 市民菜園 (Small Holdings and Allotments Act 1908) (Allotment Acts 1922, 1925, 1950) (London Government Act 1963)、
 レクリエーション (London Government Act 1976) (Local Government Act 1972) 。
 また教育法(Education Act 1990)により、地方団体はレクリエーション施設を提供する義務が定められ、一方スイミングプールを単独でまたは他の団体と協力して提供することができるようになった。
- 5 協力関係は難しい。例えばイングランドとウェールズの県では社会福祉は県の事務であるが、レジヤーは一般的にディストリクトの事務である。
- 6 Councils of care : planning a local government strategy for older people by Alan Norton, Bryan Stoten and Hedley Taylor (Centre for Policy on Ageing 1986), ch.7, p.68
- 7 例えばルイッシュャム区では高齢者に対するレジヤー活動の政策について次のように述べている。「ルイッシュャム区レジヤーサービス部では他の団体組織と協力しながら高齢者がその主体性や独自性を維持できるような行政を進めている。このため精神的及び肉体的に有益と思われる広範囲にわたるレジヤー活動を提供している。こうして肉

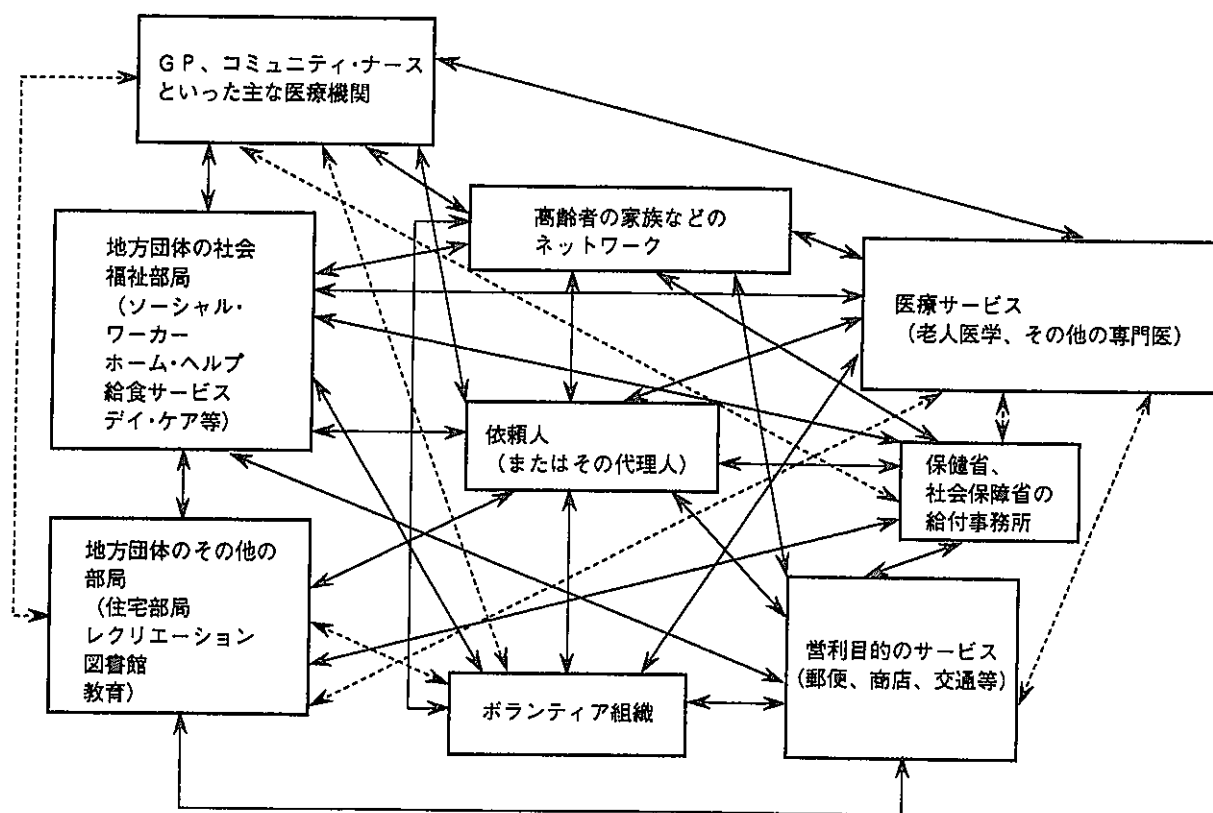
- 体的に若返り精神的に充実することが、結果的には医療、社会福祉への依存を緩和することになる。介護よりも予防、他人への依存ではなく独自性の維持がレジャー活動行政の哲学である」
- 8 エージコンサーン教育部長の Ms.Dianne Norton によれば、「英国ではまだ退職後の健康とレジャー活動の関係についての研究は行われたことがない。政府はまだこうした研究に対して理解がなく、エージコンサーン自身もこうした方面の研究費は持ち合わせていない。しかし活動的な高齢者はそうでない高齢者に比べ医療や対人福祉サービスの依存度が低いという事実は間違いがない」といつている。
 - 9 Councils of care, ch.7
 - 10 Leisure in Later Life : examples of community based initiatives (Beth Johnson Foundation), ch.2
 - 11 第1章、表B-16
 - 12 Councils of care, ch.7, pp72-4
 - 13 以下は1991年1月11日ノリッジ市のレジャーコミュニティサービス課を訪問し、Mr. Paul Jelley (コミュニティ推進員) 及びMs. Felicity Kelley (レジャー活動推進者) から各種活動について取材した内容である。また次のものからも引用した。
Positive Approaches to Ageing : leisure and life-style in later life (Beth Johnson Foundation, 1988), chapter on "The Norwich Way : recreational activities for the retired" by Brenda Arthur, and from Leisure in Later Life, ch.9
 - 14 Norwich City Council General Rate Estimates 1990/91, pp.1 and G18
「Passport to Leisure」はレジャー部局経費の0.2%である。これは他の恵まれない人たちも利用できるため別々に扱われる。
 - 15 第5章参照
 - 16 以下は1991年1月28日及び2月21日ルイッシュャム区のレジャーサービス部を訪問し、Mr. Kenneth May (部長) から各種活動について取材した内容である。また次のものからも引用した。Council Policy Statement on "Leisure Services for Elderly" (September 1990) and the Lewisham Leisure Services Working Party on Report on "Leisure Needs of the Elderly" (November 1984)
 - 17 1991年2月21日ルイッシュャム区訪問時に見学。
 - 18 Growing Old in the Twentieth Century (Routledge, 1989), chapter on "Virtue and Vicissitude: The Role of Old People's Club" by Dorothy Jerrome
 - 19 新ホライズン・トラスト発行の最新のリーフレットから
 - 20 第5章、ランチクラブ参照
 - 21 Annual Reports 1982/83 and 1989/90 and their fact sheet "What is the Sports Council?" (Sports Council)
 - 22 Beth Johnson Foundation 発行「追憶活動」
 - 23 教育法(Part II of the Education Act 1944)により、地方教育局は全日制及び定時制の高等教育を設置しなければならない。また年金生活者に対してはこうした学校の授業料についてレジャー部局が設けているような割引き制度を行うことができる。
 - 24 教育は非都市圏ディストリクトを除き地方団体の事務である(イングランド及びウェールズ)。
 - 25 January 1991 Bulletin of the Forum on the Rights of Elderly People to Education (FREE), pp.1-2

- 26 Floodlight 1990/91 (London Boroughs Association, 1990)
- 27 Open University drawn from The Macmillan Handbook for Retirement, section on "Work and Leisure", pp.402-4
- 28 University of the Third Age 発行最新リーフレット
- 29 大学季刊新聞 "Third Age" Autumn 1990, p.1
- 30 The Macmillan Handbook for Retirement, section on "Work and Leisure", p.385
- 31 Leisure in Later Life: chapter on "Adventurous outdoor activity holidays for the 50+ " by Robert Metcalfe
- 32 Charity Household Survey 1988/89 (Charities Aid Foudation, 1990), Table 4.7, p.25; The Macmillan Handbook for Retirement, section on "Work and Leisure", pp.368-77
- 33 National Association of Citizens Advice Bureaus (NACAB)では採用は65才まで、退職は70才としている。
- 34 Local Government in Britain by Tony Byrne (Penguin, 1990), p.136
- 35 Charity Household Survey 1988/89 (Charities Aid Foundation, 1990) Table 4.7, p.25
- 36 第1章、表B-11、表B12 参照

第5章

- 1 保健社会保障省から下院社会福祉委員会への提出書類より (HC13,1984/85)
- 2 1986年政府は、公共の補助金がコミュニティーケア政策を支援し、またこれら補助金が実際に使われる際に、より効果的な成果を挙げられるよう助言を与えるために、公式なレポートを作成するよう委託した。このレポートはグリッフィス・レポート (Griffith Report)と呼ばれ、1988年に出版され、コミュニティーケア政策における一つの指標であると見なされている。
- 3 次頁のチャートが示すように、コミュニティーケアの実行上の大きな問題の一つは、地方団体による高齢者のための社会福祉サービスが多すぎることである。このことは、行政相互の連絡調整を欠き、行政サービスの浪費になる重複を導くことになる。
Council of care : planning a local government strategy for older people by Alan Norton, Bryan Stoten, and Hedley Taylor (Centre for Policy on Ageing Figure 5, p.172)
- 4 第1章参照
- 5 Pensioners and the Public Purse by Vanessa Fry, Stephen Smith and Stuary White (Institute for Fiscal Studies, 1990), ch.3, Figure 3.1 ; from the Government's Expenditure Plans 1989/90 to 1991/92. ch.14)
- 6 Pensioners and the Public Purse (同上) ch.3, Figure 3.2
- 7 1991年2月19日、ウォルバーハンプトン市を訪問し、事務総長のDr. Norman Perry, 市長及び市の幹部職員、社会福祉部及び住宅部の職員との面談により事情聴取したものである。その他の情報については「Important People」 (ウォルバーハンプトンの高齢者向け社会福祉施策のパンフレット)、「Outreach Services in Wolverhampton : A Consumer and Carer Perspective (November 1990)、住宅部が行った年金生活者及びシエルタードハウス居住者の住宅に対するニーズ調査 (1989~90年)、ウォルバーハンプトン市歳入統制予算1990/91(Wolverhampton Borough Council Revenue Control Budget 1990/91)、その他市の出版物によるものである。

(地方団体による社会福祉サービス)



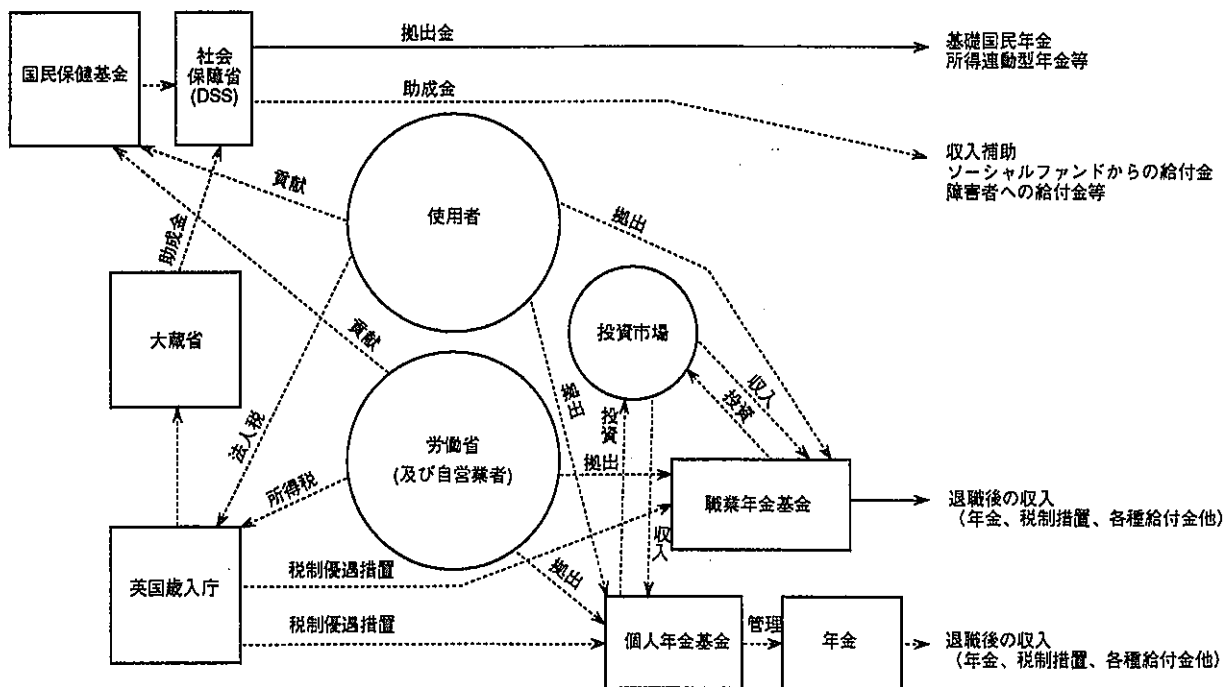
- 8 「Cross On Local Government Law」 Charles Cross and Stephen Bailey (Sweet and Maxwell, 1986), ch.18
- 9 House of Commons Hansard, 20 / 12 / 89, column 333w
Council of care: planning a local government strategy for older people by Alan Norton, Bryan Stoten, and Hedley Taylor (Centre for Policy on Ageing Figure 5, p.172)
- 10 Regional Trends 1990, Figure 7.24
- 11 Social Trends (ST) 1991, Figure 7.37
- 12 その他の社会福祉サービスに関連した変化は、ソーシャルワーカーの専門職化であった。ソーシャルワーカーは圧倒的に女性と中年層が多かったが、政府による多数の一連の報告書（とりわけ1959年のYounghusband Reportと1982年のBarclay Report）と法律の制定により、プロフェッショナルな介護者として社会福祉業務に就く人の数が増えた。この事はまた逆に、現行のホームヘルパーやデイセンターのスタッフのような介護者も、専門的な訓練を受けるべきであると指摘する結果になった。
- 13 第2章参照。
- 14 1990年10月のこの施行規則は、包括的な「ウォルバーハンプトンの高齢者のための行政サービス一覧 (Charter of Rights for Older People in Wolverhampton in respect of Local Authority Services)」のほんの一部にすぎない。そしてこの施行規則は施設に住む高齢者や介護者ばかりではなく、自分たちの家に住む高齢者にまで配布された。
- 15 もともと移民であった人々が、英国の施設介護を受けるケースが増えている。また結婚した高齢者にとっても、夫婦一緒であろうと別々であろうと関係のない話ではない。
- 16 「住宅建設の主導権(Housing Initiatives)」(以下参照)によれば、ロンドンには週あ

- たり600ポンドの料金を取る民営の老人ホームがあるそうである。地方団体のホームの料金は、ウォルバーハンプトン市歳入統制予算(the Wolverhampton Borough Council Revenue Control Budget 1990/91) 中の予算コスト及び施設に入っている高齢者の数に基づいて計算されている。それゆえに、完全には信頼できない。
- 17 「the Council's Director of Social Services」 Mr. Martin Shreeve
 - 18 第1章、表C-4 参照
 - 19 個別事例の評価システムは、ほとんど全ての個別の社会福祉サービスに適用される。この評価をする人は、各省庁のいずれかに籍をおく専門のソーシャルワーカーで、定期的に依頼人やその介護者の相談を受け、必要に応じ適当なサービスを紹介する。
 - 20 第1章、表C-4 参照
 - 21 Councils of Care (同上) ch.12
 - 22 第2章「ノーフォークにおけるデイ・ケア」参照(Age Concern Norfolk, 1981)
 - 23 第1章、表C-6 参照
 - 24 残りの支出は主に燃料や利払いといった建設関連経費に充てられる。
 - 25 1970年慢性的な疾病と障害を持つ者のための法律の下で、事実上地方団体は障害者の福祉施設への無料送迎を求められることとなった。
 - 26 第2章参照
 - 27 第2章、ノーフォークにおけるデイ・ケア 参照
 - 28 同ノーフォークにおけるデイ・ケア 参照
 - 29 ウォルバーハンプトン住宅部の幹部が、足の爪が足の指に食い込んでくるという、ある高齢の婦人の話をしてくれた。彼女の足は危険な状態になり、何と足全部を切断しなければならなくなった。彼女は自身の属する公共団体のどのデイセンターにも属していなかったか、所管部局との定期的な連絡をとっていなかったかのどちらかであろう。
 - 30 Councils of Care (同上) p.133 参照
 - 31 ランチ・クラブと年金者クラブは、様々な観点から同一である。
 - 32 給食サービスの多くのボランティアが、結果的に断られているといわれている。
 - 33 この義務は1970年慢性的な病気及び障害者のための法律に基づくものである。
 - 34 障害者は給付金を申請する前に、開業医の登録を受けなければならない。
 - 35 地域住民アドバイスセンターは慈善団体としての資格を有する全国的な広がりを持つボランティア機関である。地方事務所は地方団体によって資金援助され、ロンドンに本部があり、そこで必要な訓練及び援助をしている。1989年には、この機関は710万件の新規問い合わせに応じ、この蓄積された実績は中央政府の政策を決定する上で、しばしば用いられる。
 - 36 ノッティンガムシャーに本拠をおく高齢者のための福祉慈善団体であるベス・ジョンソン基金(the Beth Jonson Foundation)は、高齢者のための「弁護士」を訓練するボランティア機関のうちの一つである。この機関は以下のような声明を発表した。「高齢者は、快適な暮らしをするための様々な権利を持っている。その権利を行使するために、まわりの人々の援助を必要とし、人々がこれを助け、高齢者の利益を守ろうとする時、我々はこれを援護する。ボランティアは、高齢者が必要とするサービスを提供するが、そのことを通して彼ら自身も学び、また高齢者との心のふれあいも生まれるのである。我々は、高齢者と、その権利を擁護する協力者に完全な忠誠を誓う。」

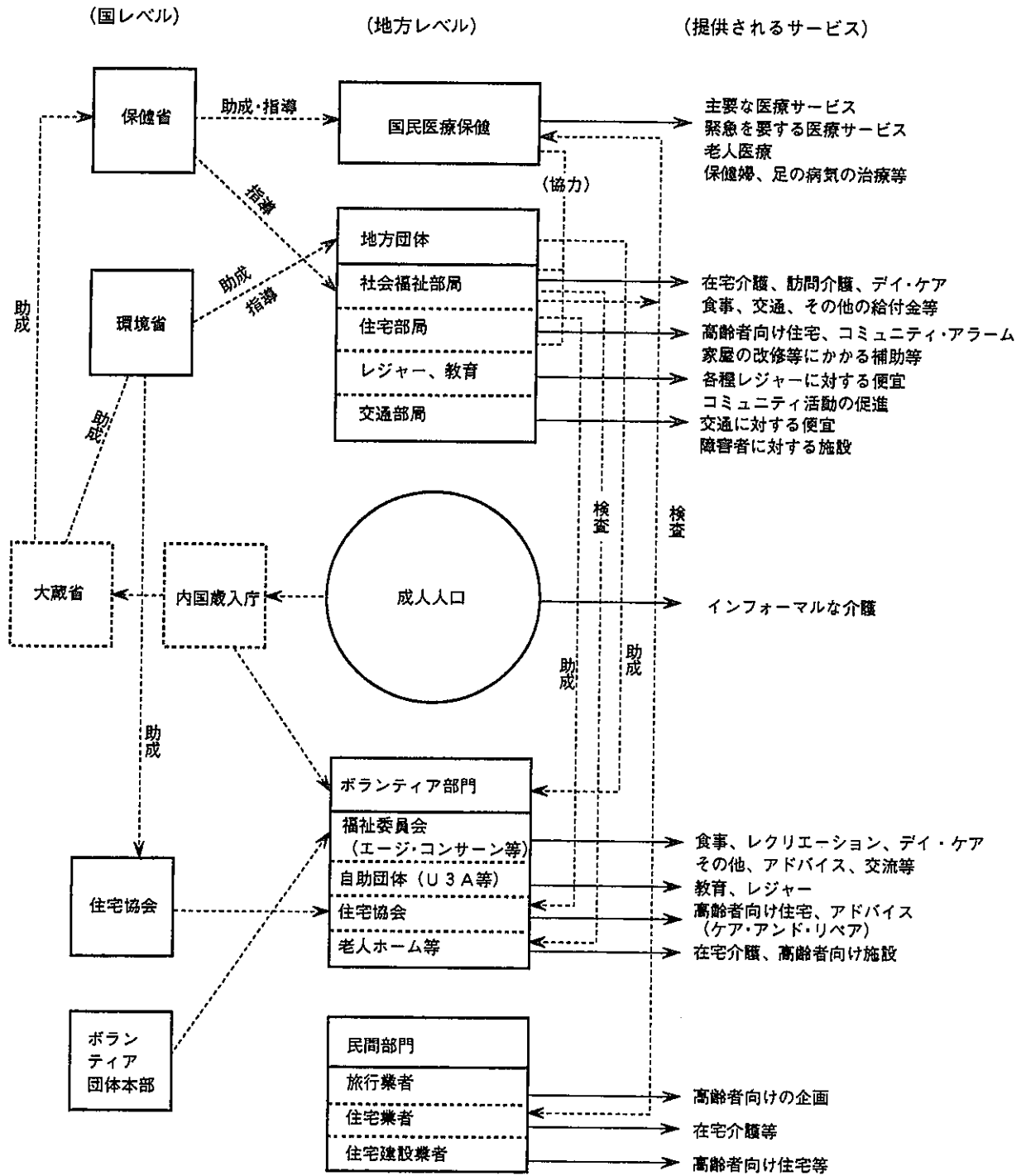
- 37 Housing Initiatives for Older People (Beth Johnson Foundation, 1989) chapter on "Staying Put" by Nigel Appleton p.42
- 38 Cross on Local Government Law ch. 15(I) 参照
- 39 第1章参照
- 40 第1章、資料C-8 参照
- 41 テストのシステムは、実際所得助成や住宅費助成に使われるものよりも寛大である。
- 42 不幸なことに、住宅金融組合では多くが15,000ポンド以下の利子のみの融資を渋々ながら提供しているというのが現状である。
- 43 Council of Care, p.144 ; Sheltered housing for older people (Age Concern England, 1984)
- 44 Housing Initiatives, chapter on Elderly People : Choices and Challenges by Jim Coulter, p.13
- 45 House of Commons Hansard, 20 / 12 / 89, column 333w
- 46 Housing-Districts Moving with the Times (Association of District Councils 1989) ch.2, Figure 2
- 47 ST 1991, Figure 8.6
- 48 中年層の世帯ではわずか1%しか借りていないのに対し、退職者世帯の約3%が住宅協会から借りた住宅に入居している。この数字は85歳以上の高齢者の場合はさらに5%になる。退職前に応募したものも含めて住宅協会の30%に当たる住宅が、高齢者のために貸し出されている。
- 49 住宅公団は住宅協会の登録、活動促進、財政援助及び監督をするために1964年に政府によって設立された。高齢者のための住宅は公団の財政支援事業の中で常に重要な部分を占めている。例えば1988~89年度の、新しい住宅を開発するための公団と民間企業による共同出資事業の約20%が、高齢者向けのものであった。地方団体による住宅協会の支援はもともと1974年住宅法の下で制度化されている。
- 50 1989年に完成した高齢者のための第5番目の専用住宅には管理人サービスがついていなかった。(ST 1991, Figure 8.6) 仮にこれらの住宅がエレベーター、二重ロック、といった安全装置を装備したとしても、シェルタードハウスほど安全ではないだろう。
- 51 Districts Moving with the Times, p.9
- 52 コミュニティーアラームシステムの配備は、レジデンシャルホームやその他の高齢者のための社会福祉サービスとはちがって、法律ではなく地域施策の問題である。
- 53 Districts Moving with the Times pp.10-1
- 54 アラームは、社会福祉部局が電話を無料配布するのと全く同じ状況であれば、慢性的な疾病を持つ者と障害を持つ者には無料で配備される。
- 55 Districts Moving with the Times p.11 参照
- 56 例えば、若い家族、また十代の居住者の隣に配置されるなどは、希なことではなかった。毎日の生活と習慣が異なっていることは、止めどないフラストレーションと敵対心を生み出し、年金生活者を恐れさせ、不安を与える破壊や強盗がこれらの高層棟の中でよくおこった。
- 57 1936年公共保健法(the Public Health Act 1936)、1985年住宅法の下で、地方団体は、人間の居住空間としてふさわしくないとされるような建物については取り壊しても良いと言う権限を持った。そのような建物は修理不能で、構造自体が不安定、一般的に見苦しく、修理を重ねて維持していくよりは、新しいものを建て直したほうが良いと思われるような状況になければならない。

- 58 直接の居住者の交換は、地方団体の行う「居住者交換事業」(the Tenants Exchange Scheme) によって行われる。
- 59 修道院に関する最新のパンフレット、及びHousing Options for Older People by David Bookbinder (Age Concern England, 1988) p.18から。
- 60 第1章、資料B.6 参照
- 61 ソーシャル・ファンドは1986年社会保障法の下で導入された。
- 62 第1章参照
- 63 第3章参照
- 64 最近の障害給付金のシステムは、1966年社会保障省法(the Ministry of Social Security Act 1966) による。
- 65 施設使用料に対して所得助成を求める人々にとって、看護手当(Attendance Allowance) は収入としてカウントされ、それゆえに支払われる収入補助の総額は減額される。
- 66 移動給付金を受けている人は自動車税 (Road Tax)を免除され、適当であればVAT (消費税) の支払いについても広範に解釈され、例えば車椅子で旅行をする人を運ぶような場合 (自身で車を運転するか、その人のために他の人が運転するのかを問わない) にも、免除される。また移動手当を申請するには年を取り過ぎていても、歩けないかもしくはほとんど歩けない人については、自己の所有するすべての車にかかる自動車税が免除される。

A. 年金のしくみ



高齢者向け福祉サービス関係



参 考 文 献

一 般

- Human Ageing : D. B. Bromley (Penguin, 1988)
Growing Old in the Twentieth Century (Routledge, 1989)
The Macmillan Handbook for Retirement : John Kemp and Bill Tad d (Macmillan, 1987)
Age Concern Briefing on " Needs of Older People" (Age Concern England, 1990)
Directory of Services for Elderly People in the U.K. (Longman, 1990)
Britain 1991 : An official handbook : Foreign and Commonwealth Office (HMSO, 1991)
Age : The Unrecognised Discrimination (Age Concern England, 1990)
"Aspects of ageism : a discussion paper" by Alison Norman (Centre for Policy on Ageing, 1987)

統 計

- "Older People in the United Kingdom : Some Basic Facts" (Age Concern England, 1990)
General Household Survey 1986 (HMSO, 1988)
General Household Survey 1987 (HMSO, 1989)
Social Trends 1991 (HMSO, 1991)
Annual Abstract of Statistics 1991 (HMSO, 1991)

年金その他

- Your Rights 1990-91 : Sally West (Age Concern England, 1990)
A Guide to Retirement Pensions : Department of Social Security (HMSO, 1990)
"What pension terms mean" , "How a pension fund works" , "What is a Pension Fund Trustee?" , "How to understand your pension scheme" , and "What are personal pensions?"
(以上全て the Association of British Insurers, 1989)
Pensioners and the Public Purse : Vanessa Fry, Stephan Smith and Stuart White (Institute for Fiscal Studies, 1990)
The Wage of Retirement : Eric Midwinter (Centre for Policy on Ageing, 1985)

レジャー

- Continuity and Change : Leisure Around Retirement : Jonathan Long and Erica Wimbush (Centre for Leisure Research, 1985)
Positive Approaches to Ageing : leisure and life-style in later life (Beth Johnson Foundation, 1988)
Leisure in Later Life : examples of community based initiatives (Beth Johnson Foundation, 1984)
Retired leisure : four ventures in post-work activity : June Armstrong, Eric Midwinter and Deirdre Wynne-Hartley (Centre for Policy on Ageing, 1987)
Age Concern Fact Sheet on "Leisure Education" (Age Concern England, 1991)
Age Concern Briefing on "Transport and Older People" and Age Concern Fact Sheet on "Travel Information for Older People (both published by Age Concern England, 1990)

社会福祉サービス、住宅建設、その他

Your Home in Retirement : Housing Advice for Older People : Department of the Environment and the Welsh Office (HMSO, 1990)

At home in a home : Pat Young (Age Concern England, 1988)

Housing Options for Older People : David Bookbinder (Age Concern England, 1988)

Housing Initiatives for Older People (Beth Johnson Foundation, 1989)

Councils of care : planning a local government strategy for older people : Alan Norton, Bryan Stoten and Hedley Taylor (Centre for Policy on Ageing, 1986)

Community Care with Older People : Strategies for the 1990s (Beth Johns of Foundation, 1989)

英国人の退職後の生活
— そのゆとりとおちつき —

平成4年3月16日発行

編集・発行

(財)自治体国際化協会 (CLAIR)
〒102 東京都千代田区九段南3-3-6
ニッセイ麹町ビル4階

Tel. (03)3225-5381 (総務部) 3265-1491 (業務部)
